



介護人材の確保に向けた取組、 諸制度の動向について

平成31年3月1日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
福祉人材確保対策室長
柴田 拓己

1. 介護人材確保の現状

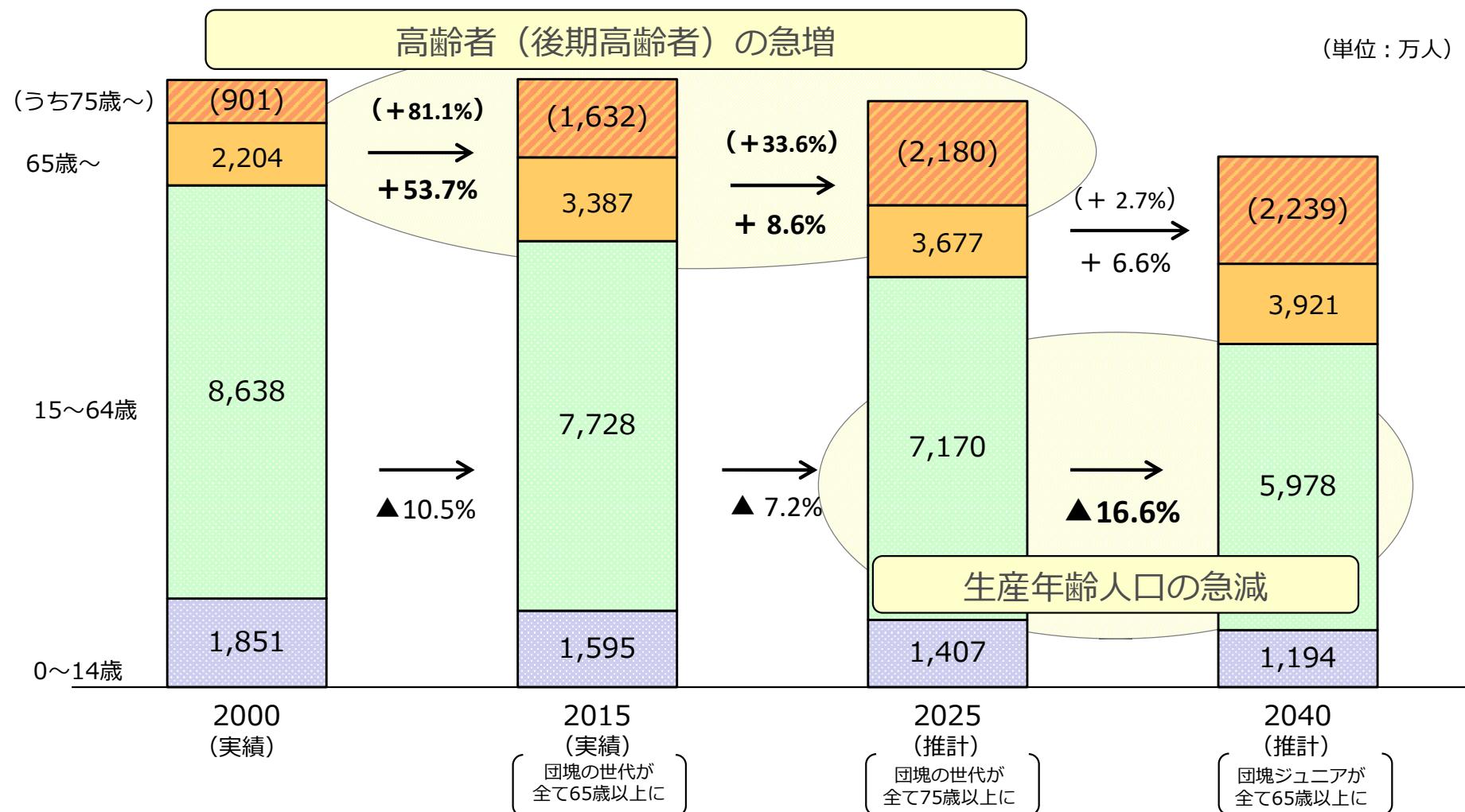
2. 今後の方向性

3. 介護分野における外国人の受入れ

2040年までの人口構造の変化

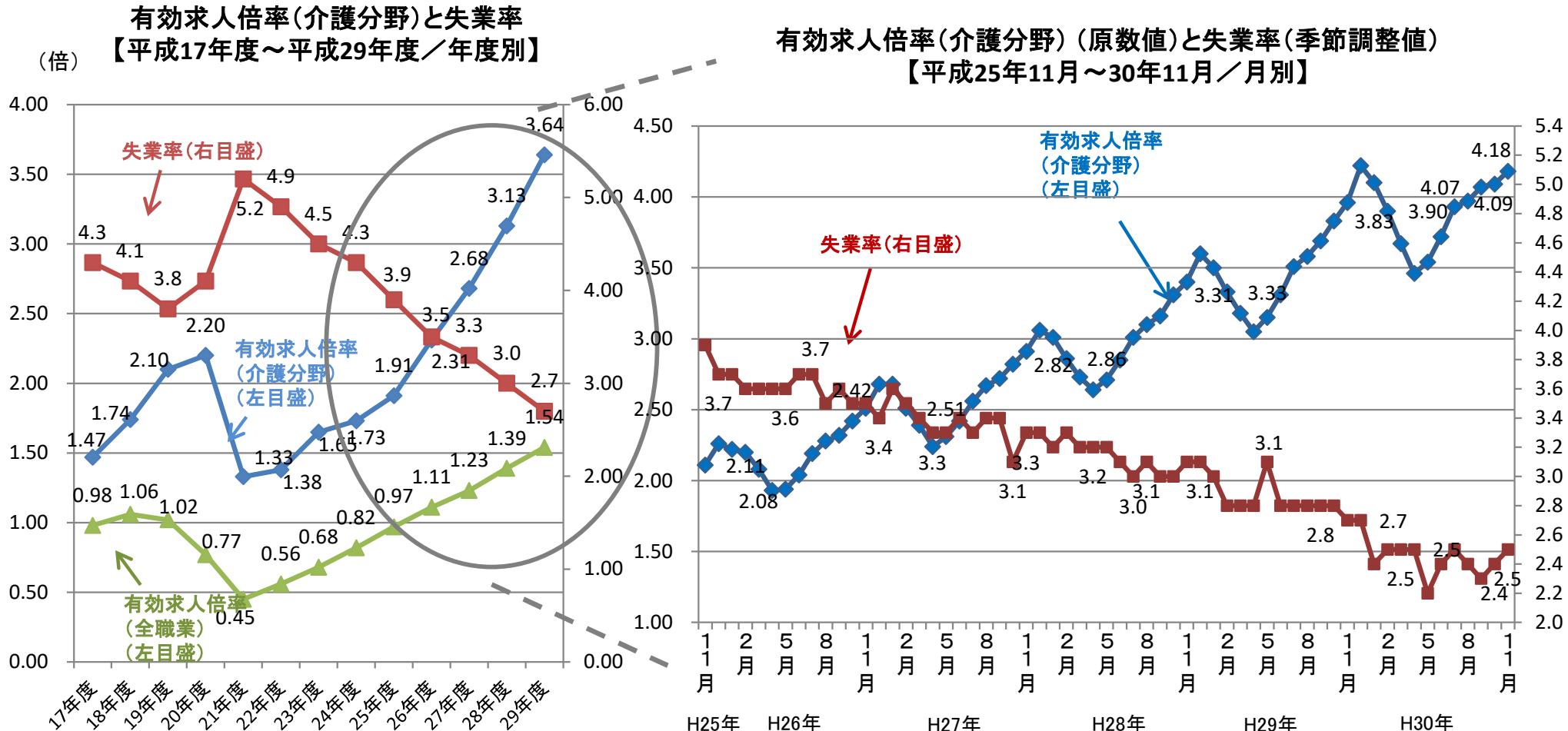
- 我が国の人団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

【人口構造の変化】



介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

- 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。



注) 平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

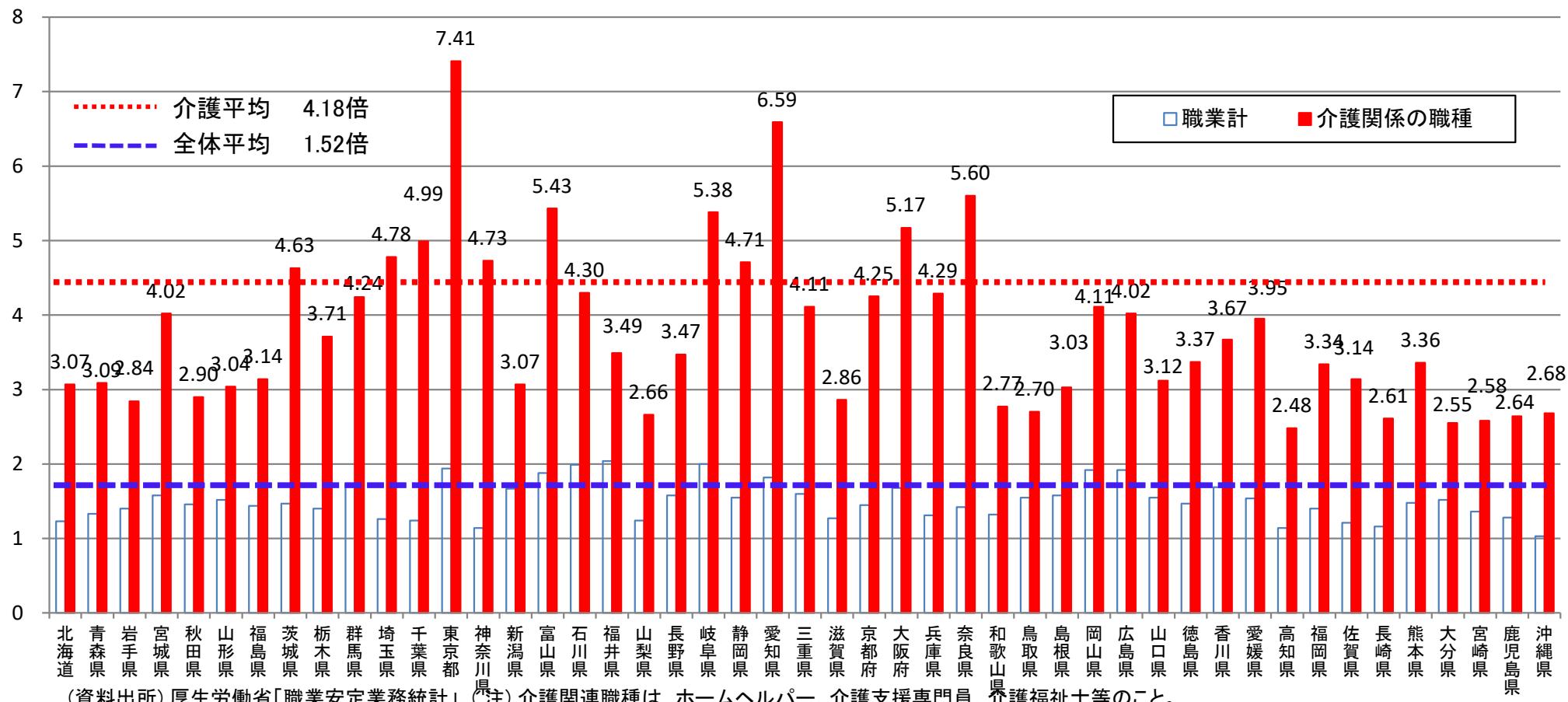
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

(※1)全職業の数値は「パートタイムを含む一般」の原数值であり、常用のほか、臨時・季節も含んだ全数である。介護分野の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数值。
月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

地域ごとの状況(都道府県別有効求人倍率(平成30年11月)と地域別の高齢化の状況)

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



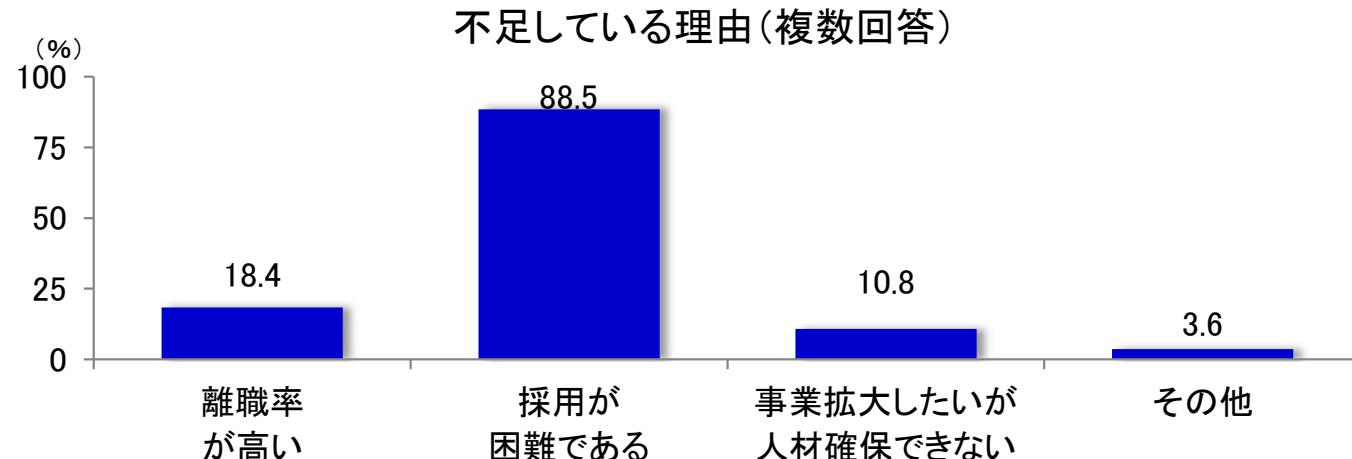
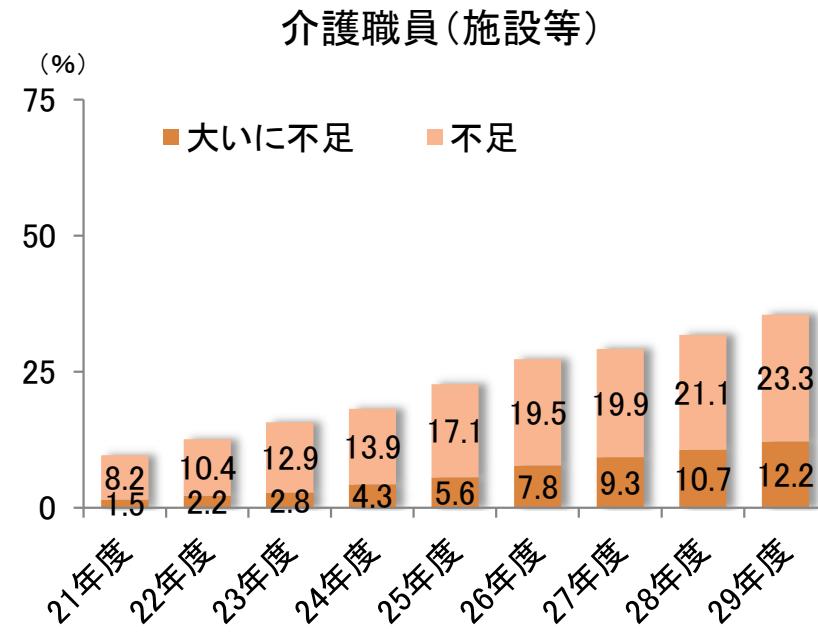
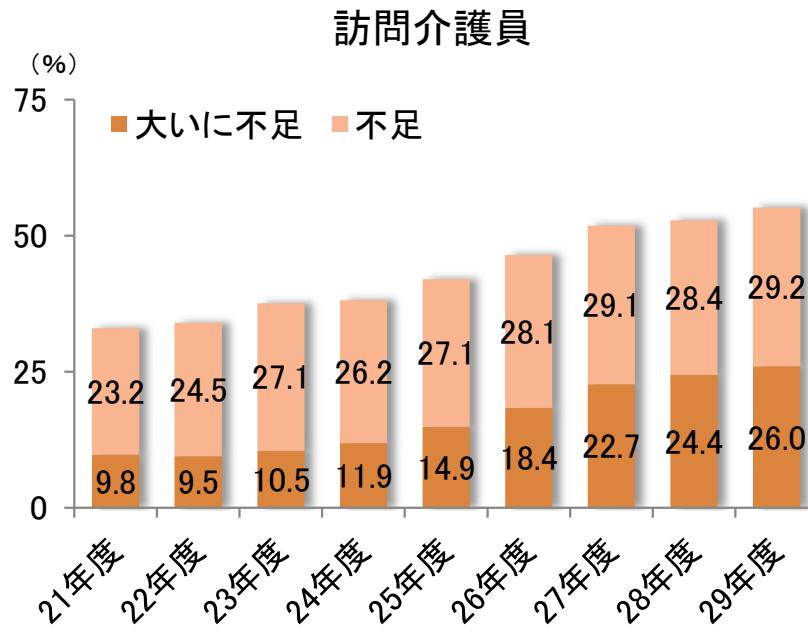
75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

従業員の過不足の状況

- 人手不足感については、種別としては訪問介護の不足感が強い。段階としては採用段階での不足感が強い。

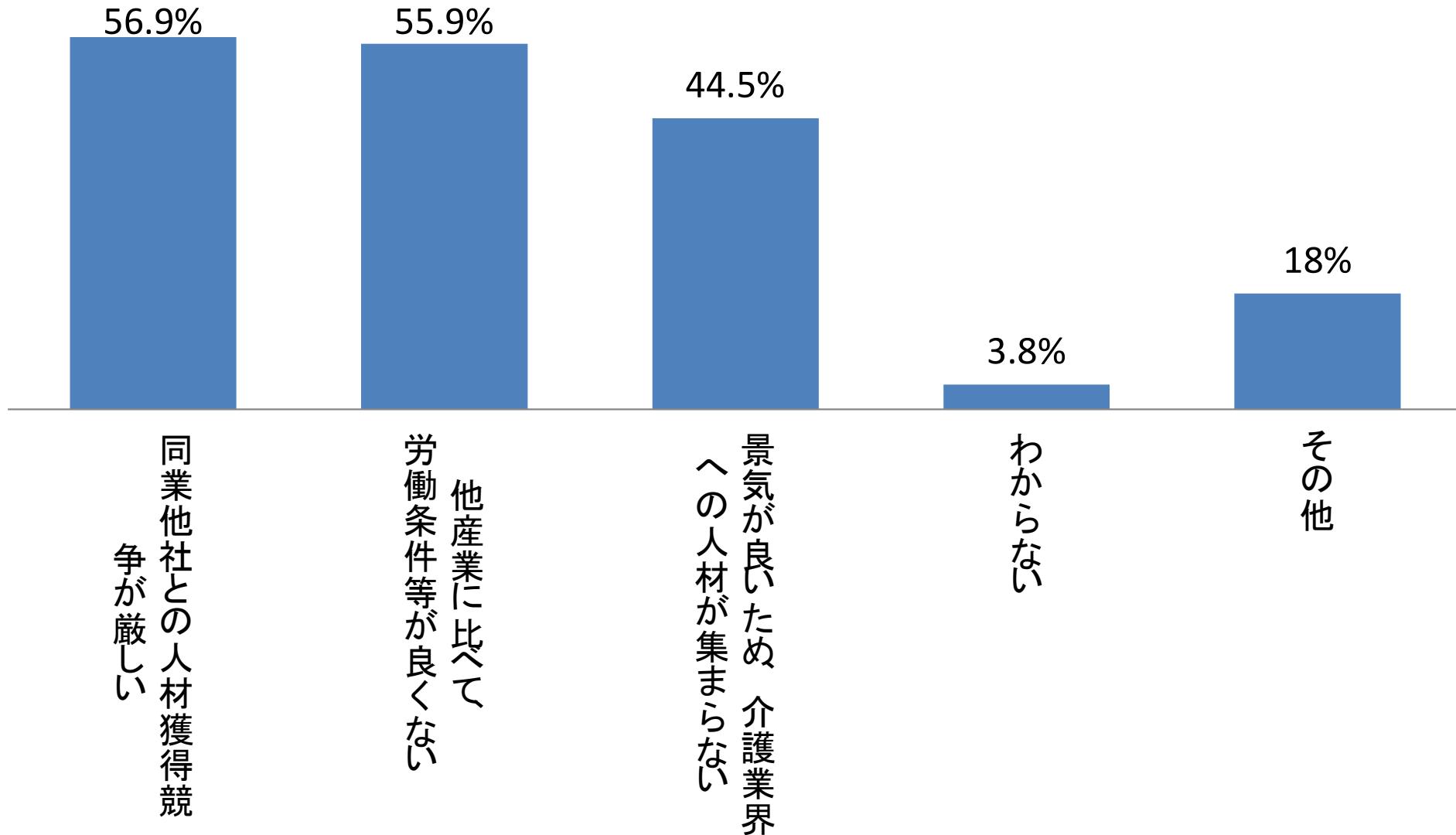


注)介護職員(施設等):訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員:訪問介護事業所で働く者。

【出典】平成21～29年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)

採用が困難である原因（複数回答）

- 従業員が不足している理由について「採用が困難である」と回答した介護事業所の半数以上が、他産業と比較した労働条件や同業他社との人材獲得競争が介護職員の採用困難の背景にあるとみている。



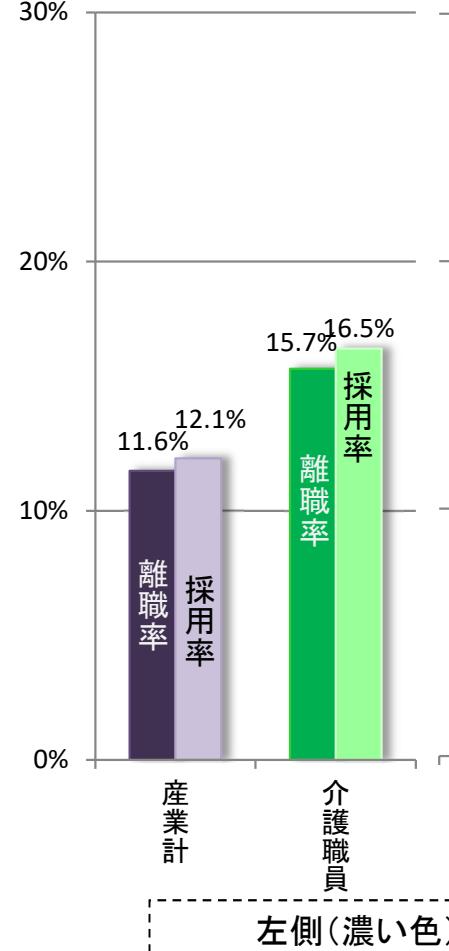
注)従業員が不足している理由について、「採用が困難である」と回答した事業所を対象に調査。

【出典】平成29年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)

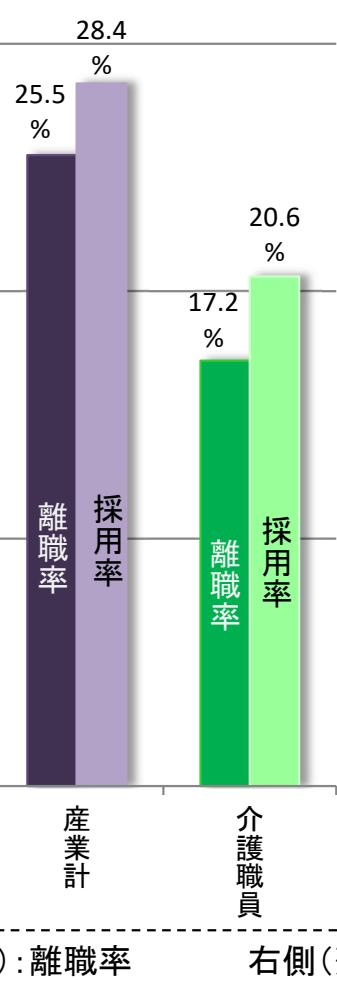
離職率・採用率の状況(就業形態別、推移等)

○ 介護職員の離職率は低下傾向にあるが、産業計と比べて、やや高い水準となっている。

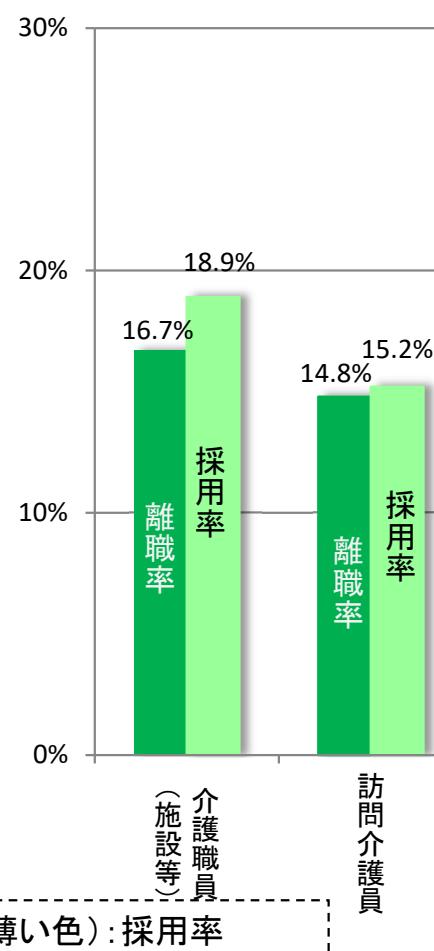
常勤労働者の
離職率・採用率



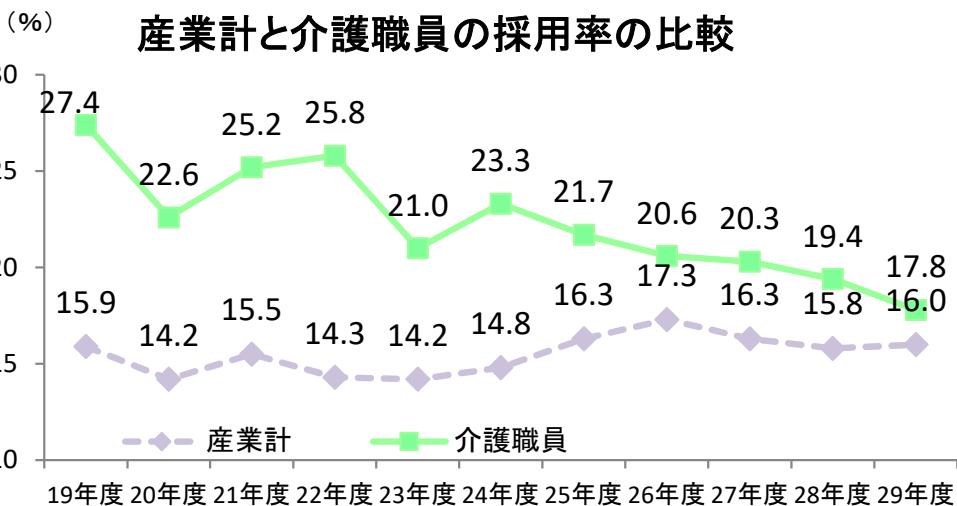
短時間労働者の
離職率・採用率



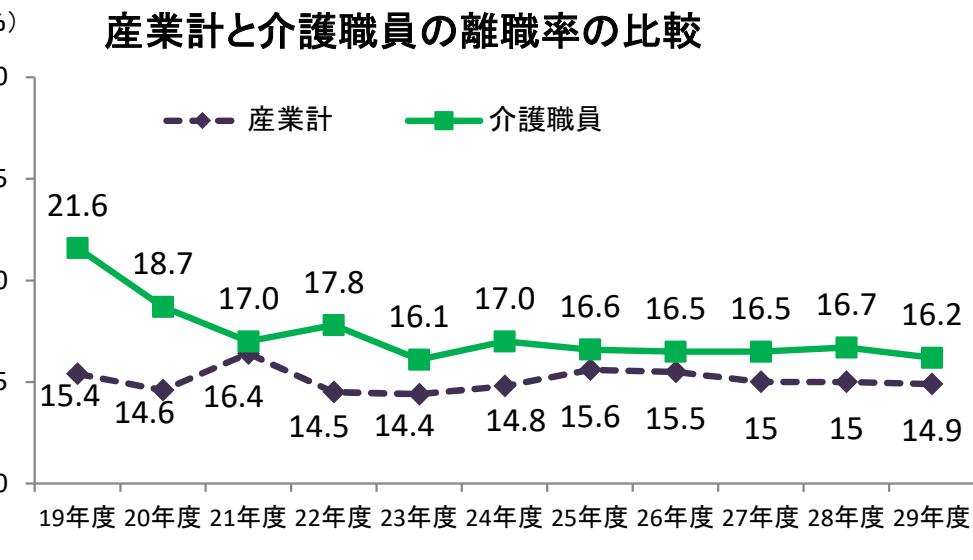
介護職員(施設等)・
訪問介護員別
離職率・採用率の状況



産業計と介護職員の採用率の比較



産業計と介護職員の離職率の比較



左側(濃い色):離職率

右側(薄い色):採用率

注1)離職(採用)率=1年間の離職(入職)者数÷労働者数

注2)産業計の常勤労働者:雇用動向調査における一般労働者(「常用労働者(期間を定めず雇われている者等)」のうち、「パートタイム労働者」以外の労働者)。

注3)産業計の短時間労働者:雇用動向調査におけるパートタイム労働者(常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者等)。

注4)介護職員(施設等):訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員:訪問介護事業所で働く者。

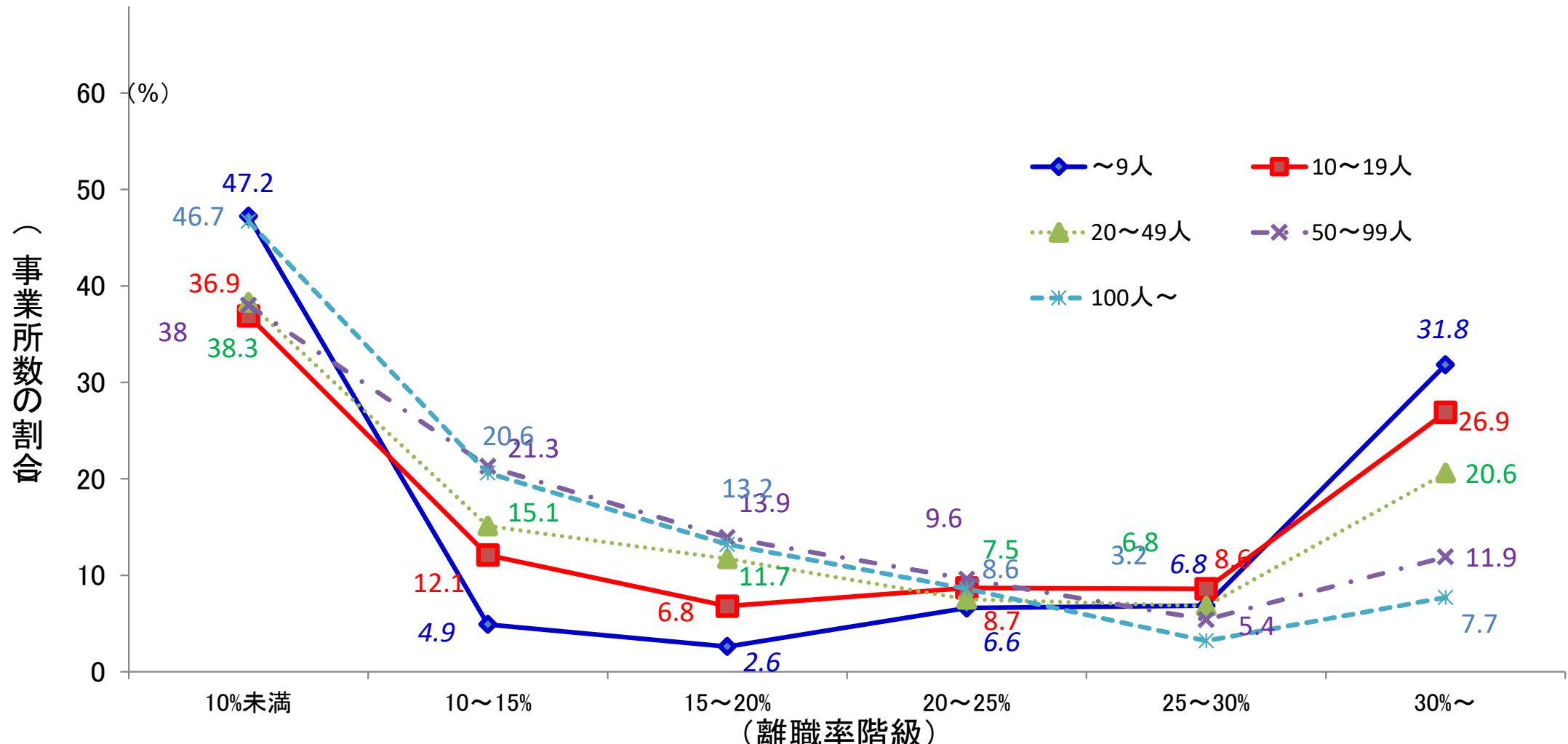
介護職員とは「介護職員(施設等)」及び「訪問介護員」の2職種全体をいう。

注5)介護職員・介護職員(施設等)・訪問介護員の常勤労働者・短時間労働者は、介護労働実態調査における常勤労働者・短時間労働者をいう。

【出典】産業計の離職(採用)率:厚生労働省「平成29年雇用動向調査」、介護職員の離職(入職)率:(財)介護労働安定センター「平成29年度介護労働実態調査」

離職率階級別にみた事業所規模別の状況

- 介護職員の離職率は、事業所別に見るとバラツキが見られ、離職率が30%以上と著しく高い事業所が約2割ある一方で、10%未満の事業所も約4割存在する。



全事業所の割合

39. 9%

13. 6%

9. 0%

8. 1%

6. 9%

22. 5%

注1)離職率=(1年間の離職者数)÷労働者数

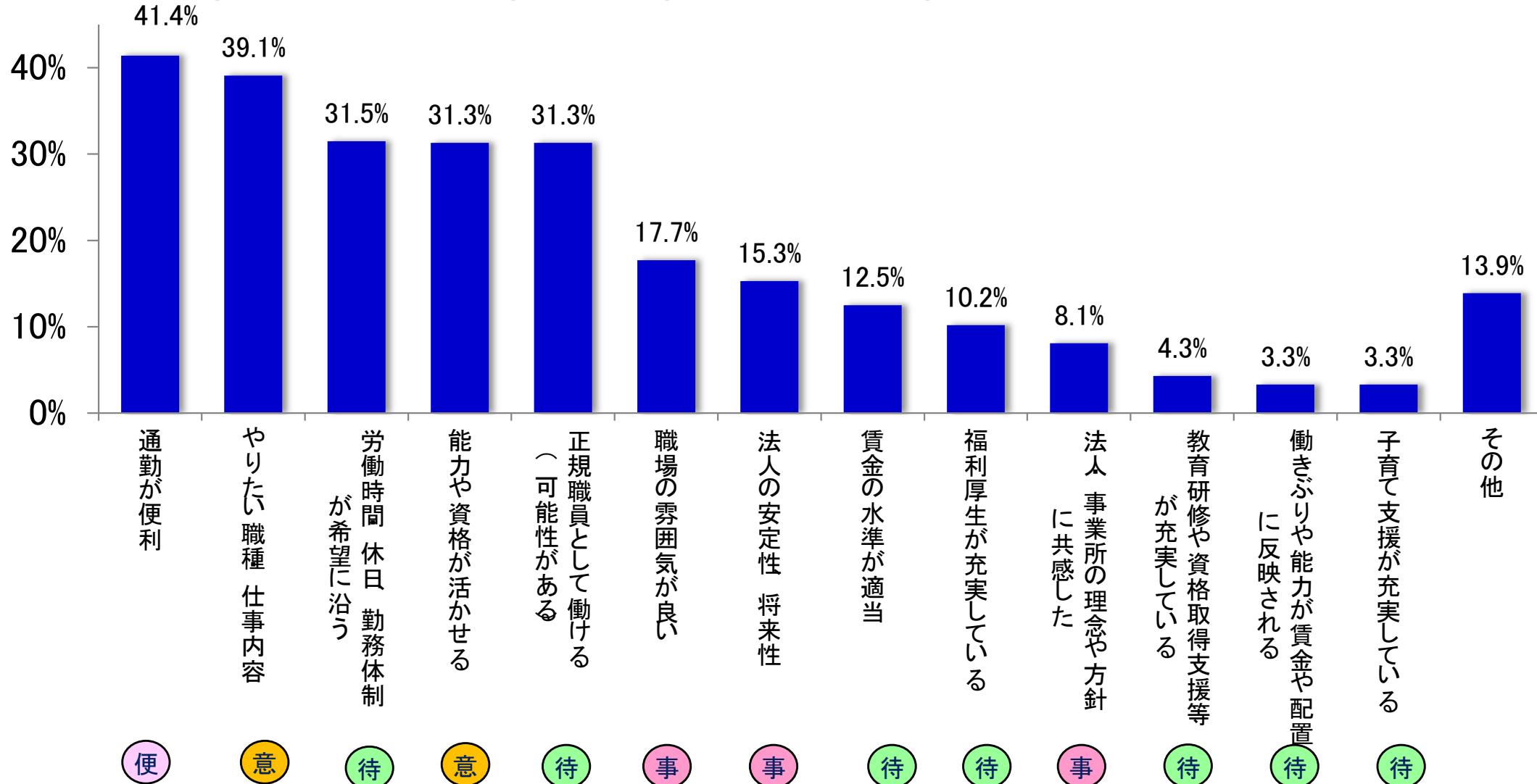
注2)離職率の全産業平均14. 9%(厚生労働省「平成29年雇用動向調査」より)

【出典】平成29年度介護労働実態調査((財)介護労働安定センター)

現在の職場を選択した理由(介護福祉士:複数回答)

- 入職時には、介護という仕事への思いに比べると、法人・事業所の理念・方針や職場の状況、子育てなどの面への関心は相対的に低い。また、通勤や労働条件についても関心が高い。

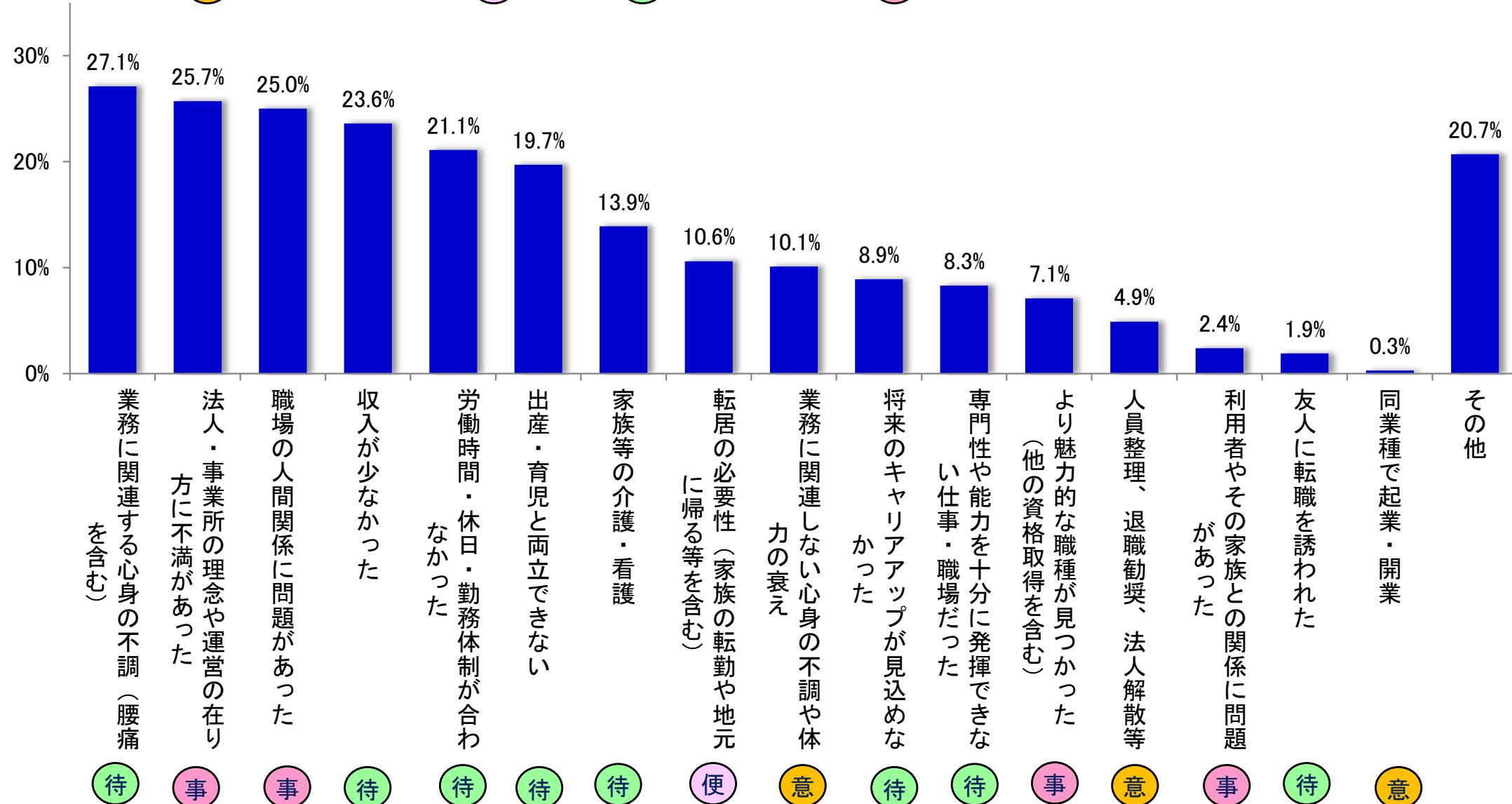
回答の分類: (意) 個人の意識・意欲、(便) 便利さ、(待) 待遇・労働環境、(事) 事業所・経営者のマネジメント



過去働いていた職場を辞めた理由(介護福祉士:複数回答)

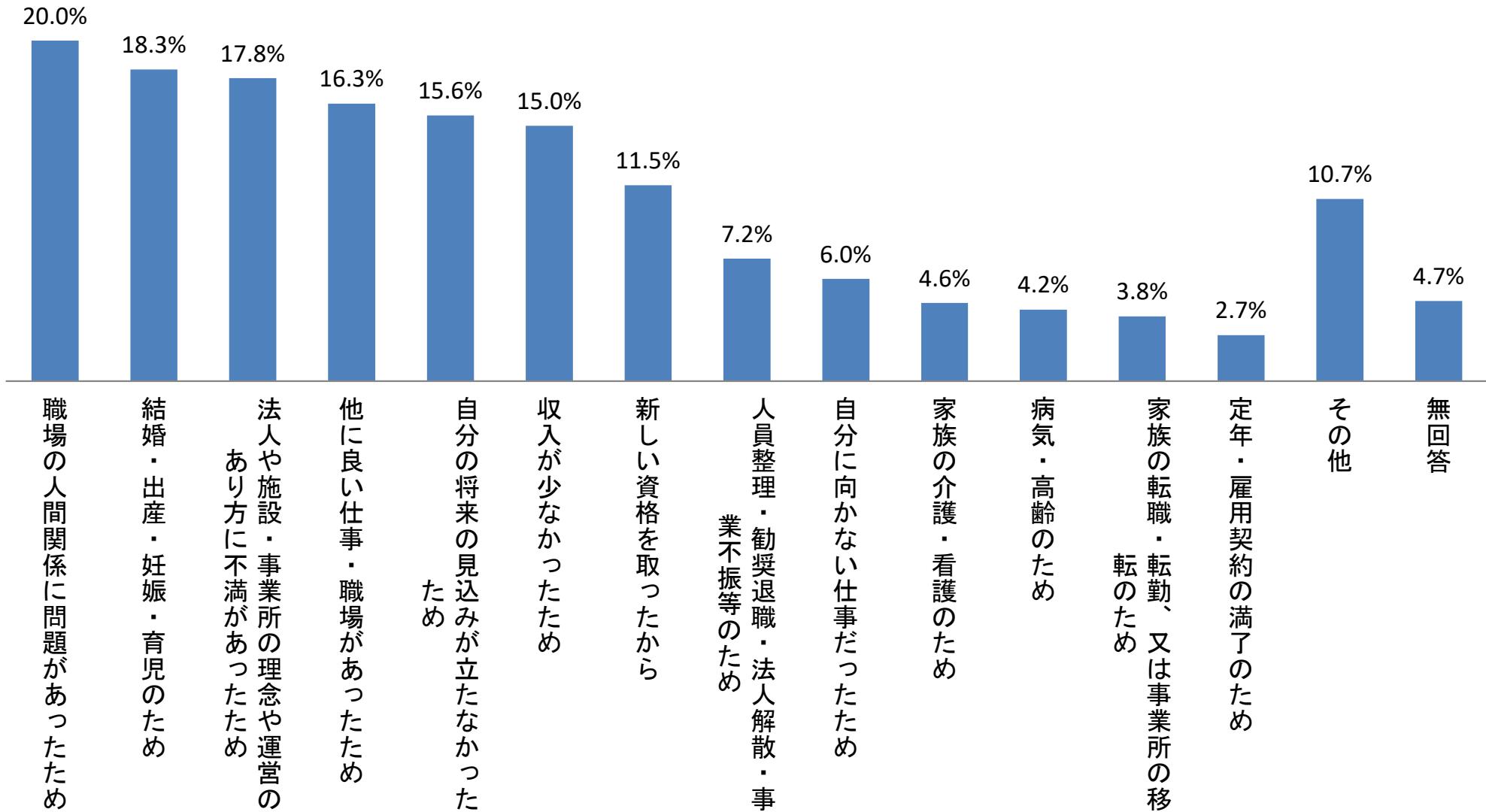
- 異職時には、業務に関連する心身の不調や、職場の方針、人間関係などの雇用管理のあり方がきっかけとなっている。

回答の分類: (意) 個人の意識・意欲、(便) 便利さ、(待) 待遇・労働環境、(事) 事業所・経営者のマネジメント



前職の仕事をやめた理由（介護関係職種：複数回答）

- 介護関係職種が退職を検討するきっかけの上位に、人間関係や職場の方針に対する不満が挙げられる。



※前職の職種について「介護関係職種」と回答した人を対象に前職の離職の理由を調査。

【出典】平成29年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)

介護人材の賃金の状況（一般労働者、男女計）

- 介護職員について産業別と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっている。

		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	賞与込み給与 (万円)
産業別	産業計	41.8	10.7	36.6
職種別	医師	42.1	5.3	102.7
	看護師	39.3	7.9	39.9
	准看護師	49.0	11.6	33.8
	理学療法士、作業療法士	32.7	5.7	33.7
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	48.0	8.7	31.5
	介護職員 【(C)と(D)の加重平均】	41.3	6.4	27.4
	ホームヘルパー(C)	46.9	6.6	26.1
	福祉施設介護員(D)	40.8	6.4	27.5

【出典】厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」に基づき老健局老人保健課において作成。

注1)一般労働者とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

注2)「賞与込み給与」は、「きまって支給する現金給与額(労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される現金給与額)」に、「年間賞与その他特別給与額(前年1年間(原則として1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス))」の1/12を加えて算出した額

注3)「福祉施設介護員」は、児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、入所者の身近な存在として、日常生活の身の回りの世話や介助・介護の仕事に従事する者をいう。

注4)産業別賃金は「100人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、職種別賃金には役職者は含まれていない。

介護職員の平均給与額の状況（介護職員処遇改善加算の取得事業所）

- 介護職員については、資格保有者の方が平均給与額は高い傾向にある。

	平均勤続年数	平成29年9月
全 体	7.3年	293,450円
保有資格あり	7.4年	295,730円
介護福祉士	8.2年	307,100円
実務者研修	6.9年	285,180円
介護職員初任者研修	6.5年	276,450円
保有資格なし	4.6年	258,540円

【出典】厚生労働省「平成29年度介護従事者処遇状況等調査」

注1)「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。

注2)「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。

注3)平成28年と平成29年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注4)平均給与額は、基本給(月額)＋手当十一時金(4～9月支給金額の1／6)

注5)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注6)勤続年数は平成29年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注7)処遇改善加算I～Vの取得事業所

介護職員の現状

- 介護職員の就業形態は、非正規職員に大きく依存している。
- 介護職員の年齢構成は、介護職員(施設等)については30～49歳、訪問介護員については40～59歳が主流となっている。訪問介護員においては、60歳以上が4割近くを占めている。
- 男女別に見ると、介護職員(施設等)、訪問介護員いずれも女性の比率が高く、女性については50歳以上の割合が、介護職員(施設等)が40.9%、訪問介護員が65.8%となっている。

1 就業形態

	正規職員	非正規職員	うち常勤労働者	うち短時間労働者
介護職員(施設等)	61.0%	39.0%	15.4%	23.6%
訪問介護員	30.3%	69.7%	12.3%	57.3%

注)正規職員:雇用している労働者で雇用期間の定めのない者。非正規職員:正規職員以外の労働者(契約職員、嘱託職員、パートタイム労働者等)。

常勤労働者:1週の所定労働時間が主たる正規職員と同じ労働者。短時間職員:1週の所定労働時間が主たる正規職員に比べ短い者。

注)介護職員(施設等):訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員:訪問介護事業所で働く者。

【出典】平成29年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)結果より、社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において集計

2 年齢構成(性別・職種別)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
介護職員(施設等)	0.7%	15.0%	22.9%	24.1%	19.9%	7.9%	5.6%	2.5%
男性 (24.0%)	0.8%	22.9%	33.4%	21.4%	10.6%	4.3%	3.6%	1.7%
女性 (73.3%)	0.7%	12.4%	19.4%	25.1%	23.0%	9.0%	6.2%	2.7%
訪問介護員	0.2%	4.0%	10.1%	19.6%	25.3%	14.7%	15.0%	8.7%
男性 (9.5%)	0.2%	14.1%	19.8%	20.4%	19.5%	9.0%	8.8%	6.4%
女性 (87.8%)	0.2%	2.9%	9.2%	19.6%	26.0%	15.2%	15.6%	9.0%

注)調査において無回答のものがあるため、合計しても100%とはならない。

【出典】平成29年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)結果より、社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において集計。

介護職員の現状 勤続年数

- 介護職員関係職種の勤続年数は、訪問介護職員は5年以上10年未満、介護職員は1年以上3年未満の割合が最も多い。
- 介護福祉士の過半数は、5年以上同一の事業所で勤務している。

	職種		保有資格		
	訪問介護員	介護職員	無資格	介護職員 初任者研修	介護福祉士
1年未満	8.2%	10.5%	18.6%	8.5%	6.6%
1年以上3年未満	23.6%	26.2%	36.9%	25.2%	19.0%
3年以上5年未満	18.5%	19.2%	19.8%	19.6%	16.3%
5年以上10年未満	25.3%	24.7%	15.3%	25.5%	29.4%
10年以上15年未満	14.2%	11.2%	4.4%	13.2%	16.1%
15年以上	7.2%	6.0%	2.2%	5.4%	9.8%
平均勤続年数	5.7年	5.2年	3.2年	5.4年	6.7年

注)介護職員(施設等):訪問介護以外の指定事業所で働く者。訪問介護員:訪問介護事業所で働く者。

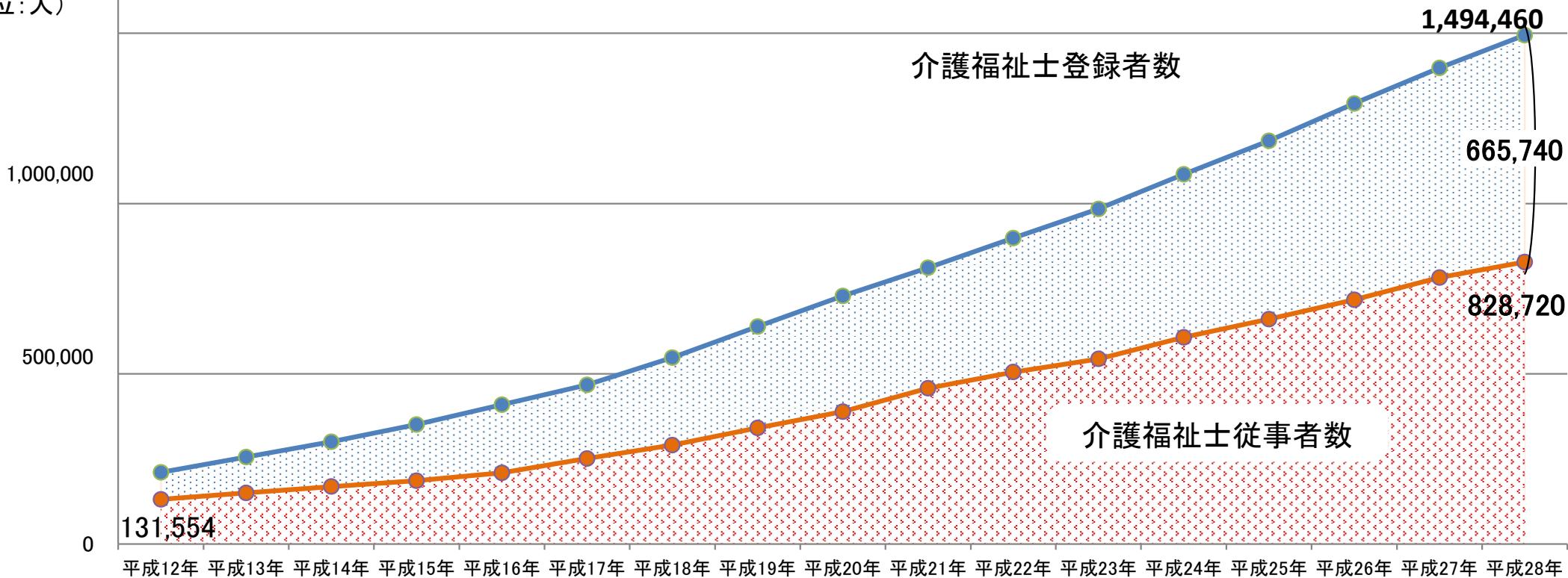
注)調査において無回答のものがあり、合計しても100%とはならない。

【出典】平成29年度介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)の結果より、社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室において集計

介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移

- 介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士のうち、介護職として従事（障害分野等他の福祉分野に従事している者を除く）している者は約6割程度に止まる。

（単位：人）



	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
介護福祉士登録者	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979	1,293,486	1,398,315	1,494,460
介護福祉士従事者数	131,554	150,331	169,189	186,243	209,552	251,824	291,057	341,290	389,143	458,046	505,330	543,930	607,101	660,546	717,793	782,930	828,720
介護福祉士の従事率	62.4%	58.7%	56.3%	53.0%	51.2%	53.8%	53.1%	53.4%	53.4%	56.4%	56.2%	55.3%	55.9%	55.8%	55.5%	56.0%	55.5%

注) 介護福祉士の従事者数について、平成21～28年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計している。
また、通所リハビリテーションの職員数は含めていない。

【出典】介護福祉士従事者数：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

介護福祉士登録者数：社会福祉振興・試験センター「各年度9月末の登録者数」

利用者に対するケア行為の専門性に対する施設・事業所の認識

平成27年度老人保健健康増進等事業「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)より抜粋

- 「生活援助」、「身体介護」、「特定ケア（認知症や終末期などの医療ニーズの高い利用者への身体介護）」について、施設・事業所の管理者が考える各業務の専門性の認識は、「生活援助」→「身体介護」→「特定ケア（認知症や終末期などの医療ニーズの高い利用者への身体介護）」と高くなっており、サービス間で概ね同様に認識されていた。
- 生活援助に該当する行為については、「介護に関する知識、技術をそれほど有しない者」、「介護に関する基本的な知識、技術を備えた者」の業務であると認識されていた。特に、介護老人福祉施設では、「介護に関する知識、技術をそれほど有しない者」との認識が5割程度と高かった。
- 身体介護に該当する行為については、「介護に関する基本的な知識、技術を備えた者」以上の業務であるとの認識が、いずれのサービスでも9割以上と高かった。
- 特定ケア（認知症や終末期などの医療ニーズの高い利用者に対する身体介護）について、「認知症の周辺症状のある利用者への身体介護」は、「介護福祉士」以上の業務であるとの認識が5割以上であり、特に、介護老人福祉施設では、8割以上の施設が「介護福祉士」以上の業務であるとの認識であった。
また、「終末期の利用者への身体介護」は、「より専門性の高い知識、技術を有する介護福祉士等」以上の業務であるとの認識が5～6割を占めており、「たんの吸引等」では、「より専門性の高い知識、技術を有する介護福祉士等」以上の業務であるとの認識がより高かった。

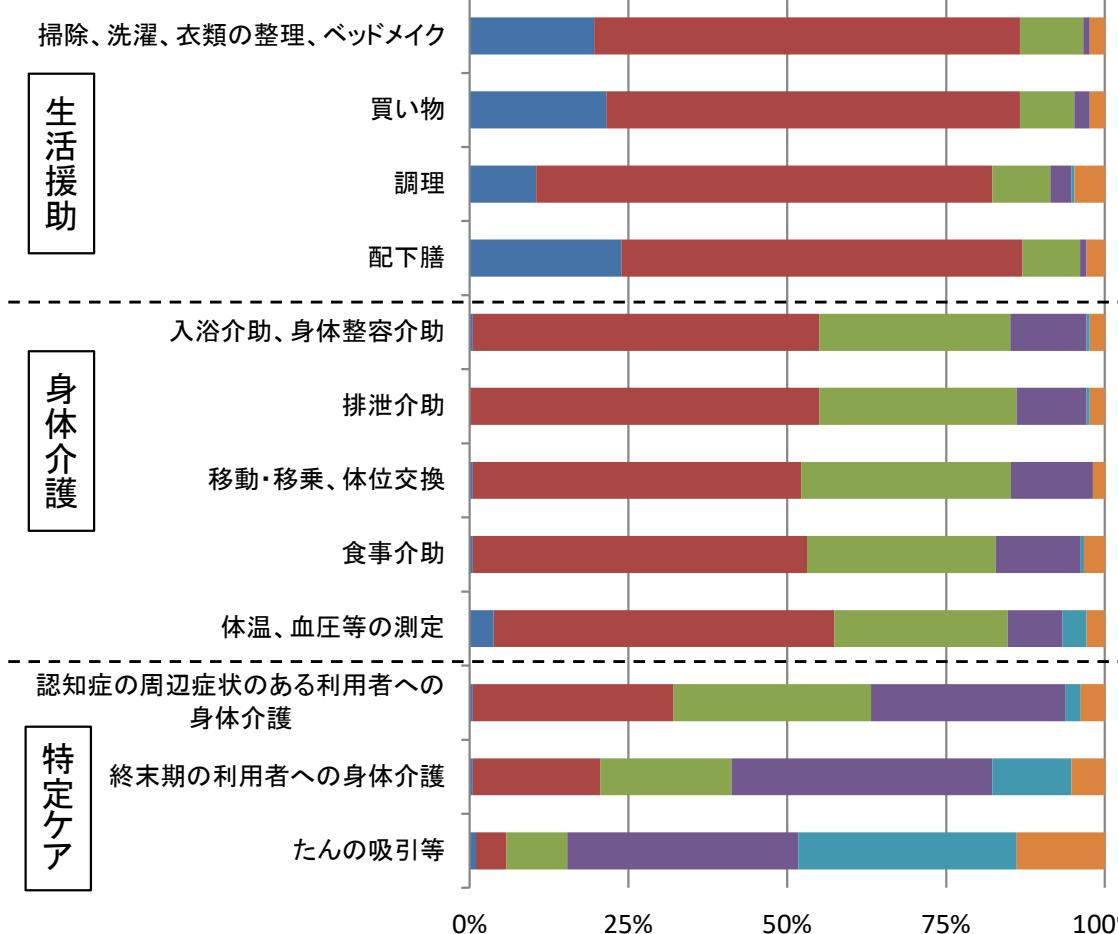
利用者に対する介護行為に関する管理者の認識①

< 訪問介護 >

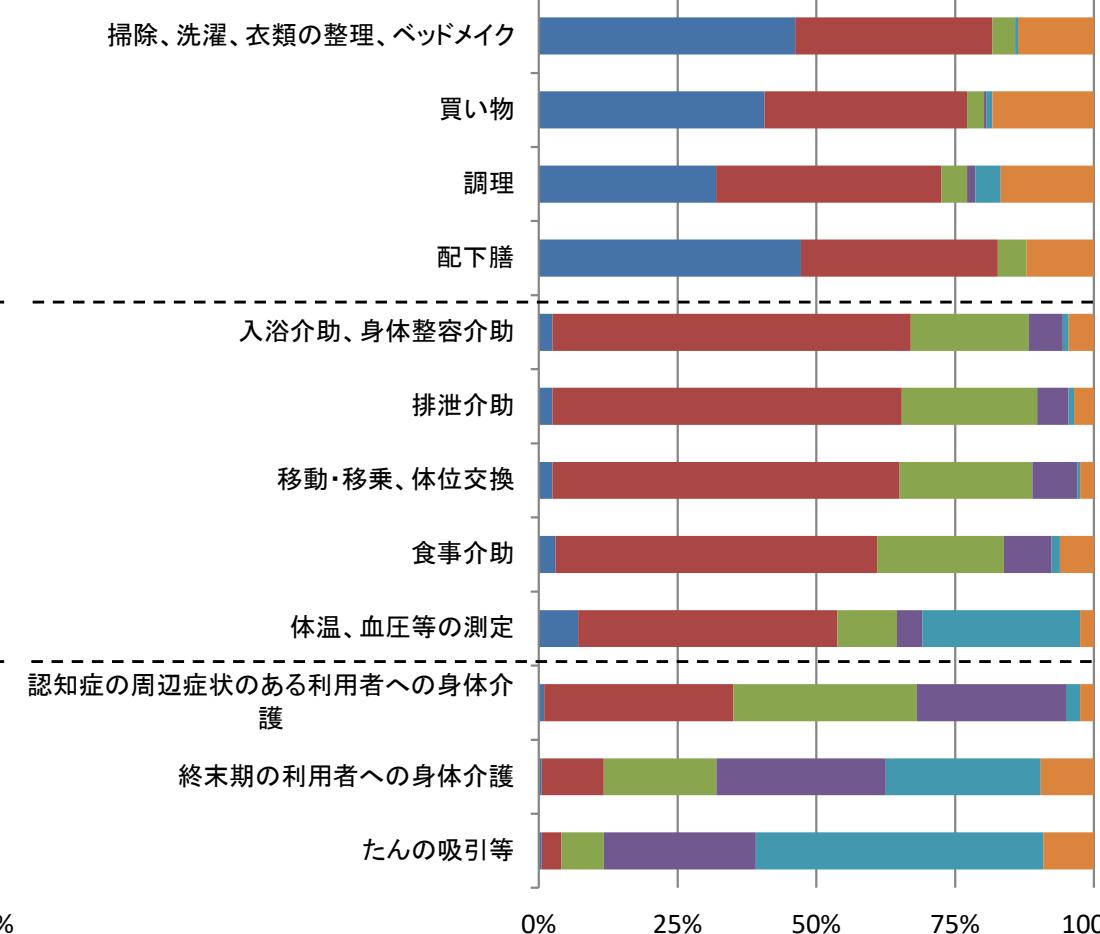
生活援助

身体介護

特定ケア



< 通所介護 >



■ 知識、技術をそれほど有しない者
 ■ 介護福祉士
 ■ 他職種が対応する業務

■ 基本的な知識、技術を備えた者
 ■ より専門性の高い介護福祉士等
 ■ 無回答

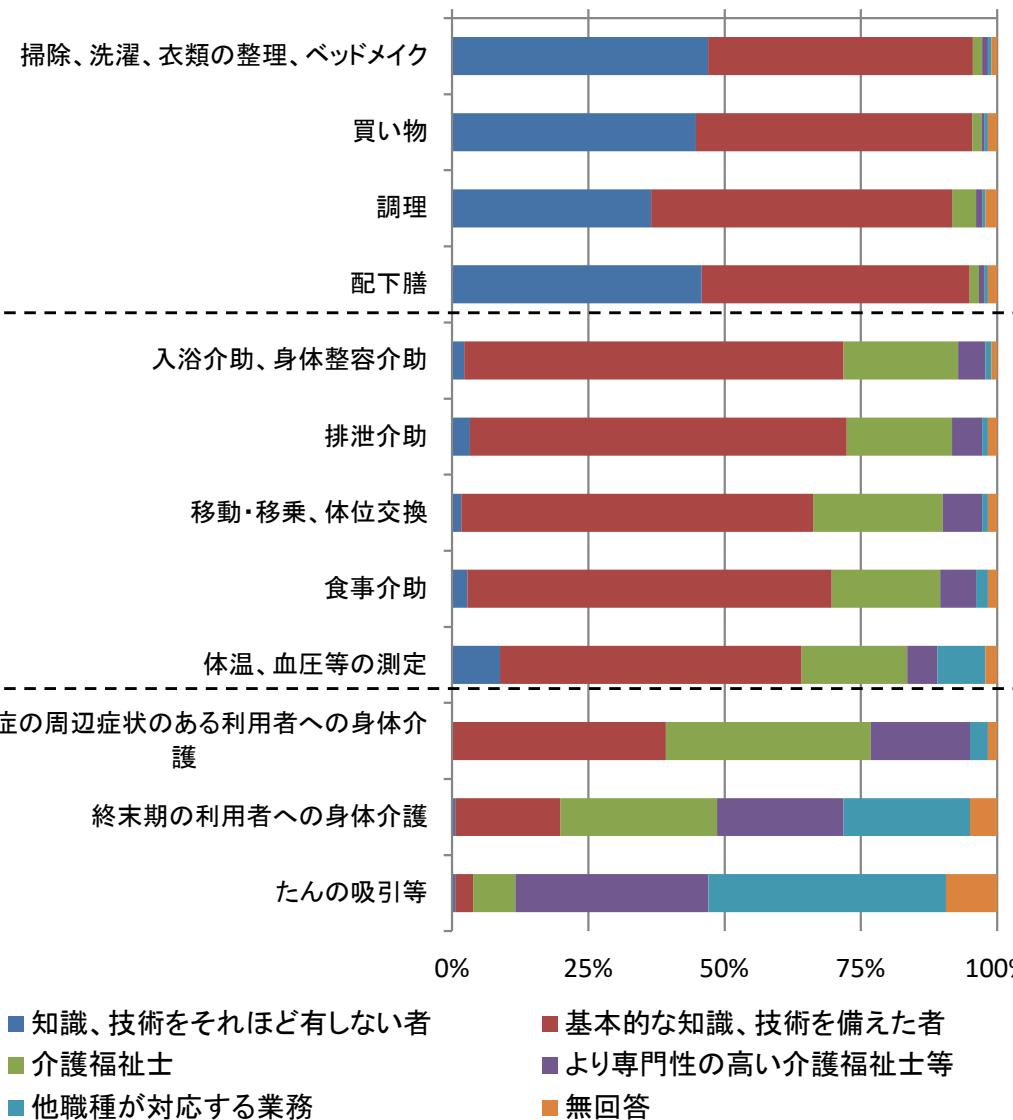
■ 知識、技術をそれほど有しない者
 ■ 介護福祉士
 ■ 他職種が対応する業務

■ 基本的な知識、技術を備えた者
 ■ より専門性の高い介護福祉士等
 ■ 無回答

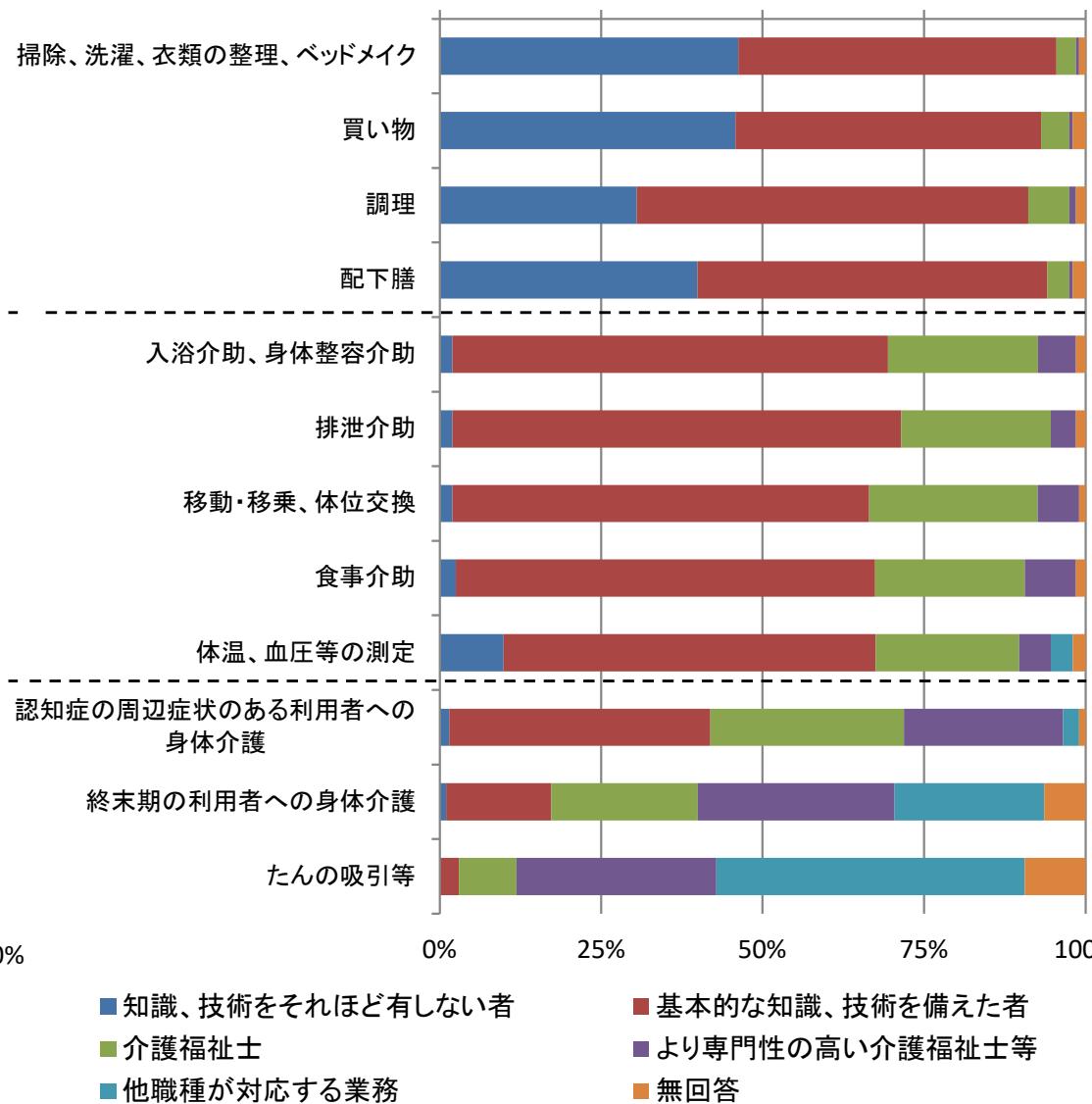
【出典】平成27年度老人保健健康増進等事業「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

利用者に対する介護行為に関する管理者の認識②

< 小規模多機能型居宅介護 >



< 認知症対応型共同生活介護 >



生活援助

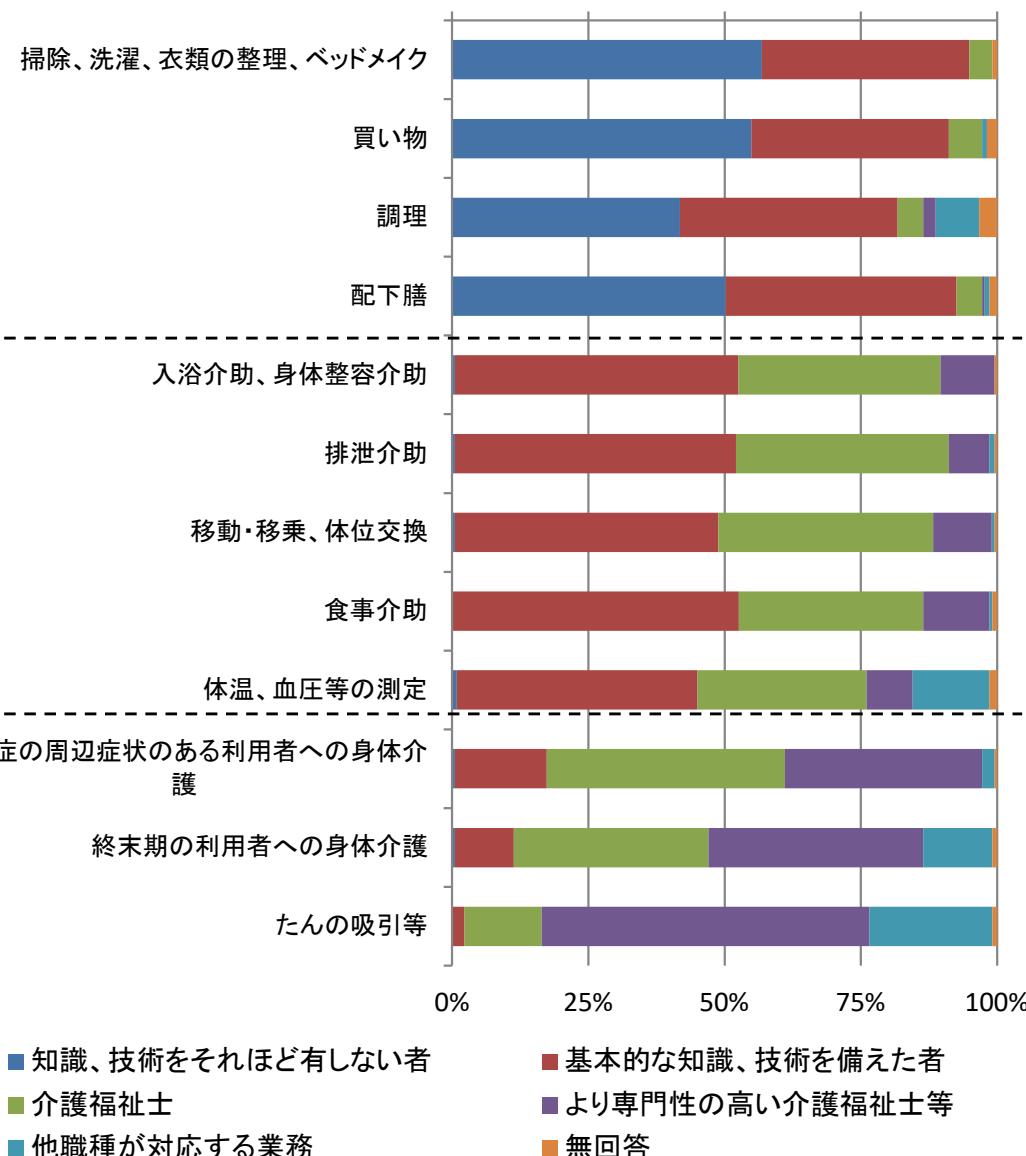
身体介護

特定ケア

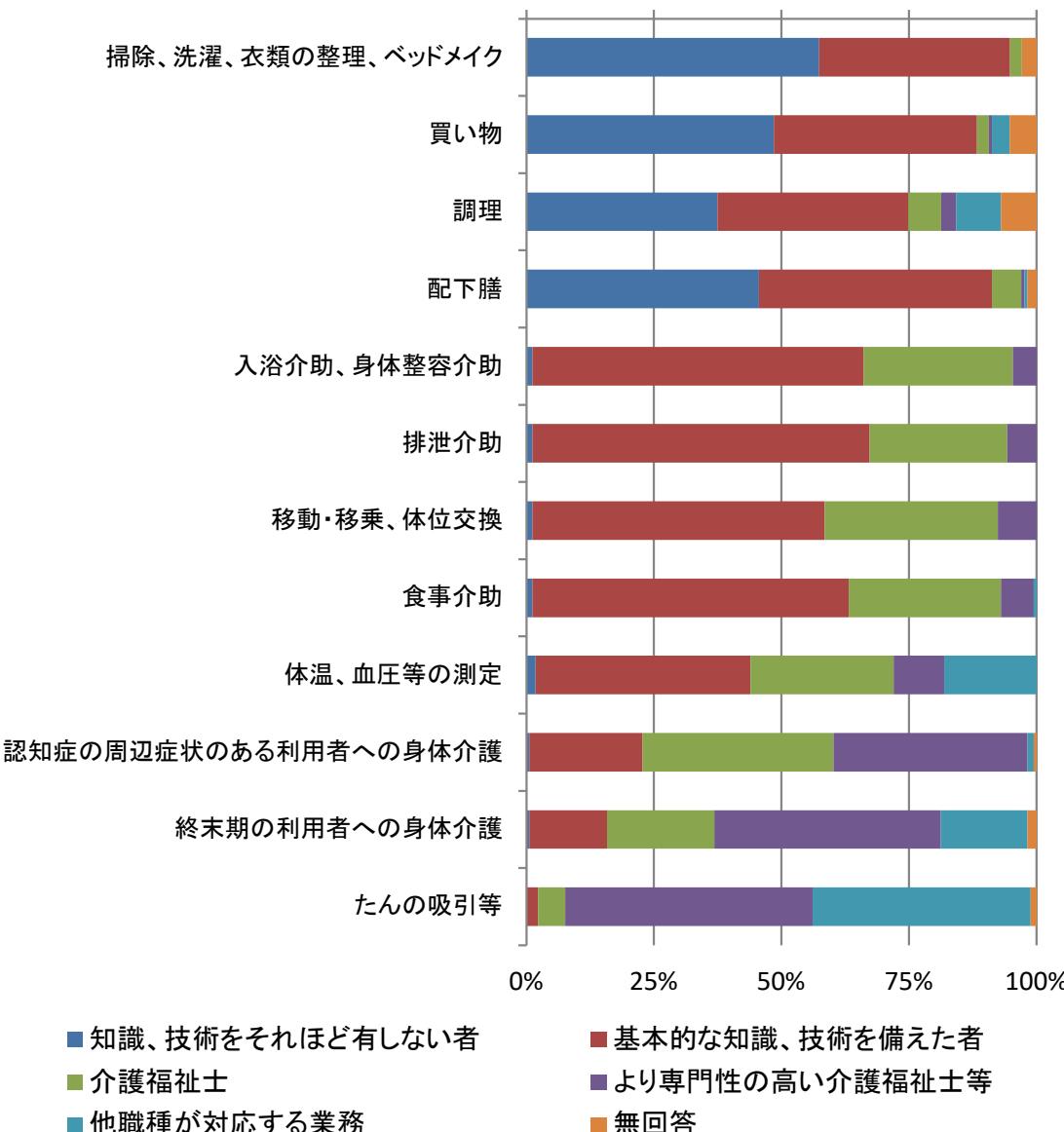
【出典】平成27年度老人保健健康増進等事業「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

利用者に対する介護行為に関する管理者の認識③

< 介護老人福祉施設 >



< 介護老人保健施設 >



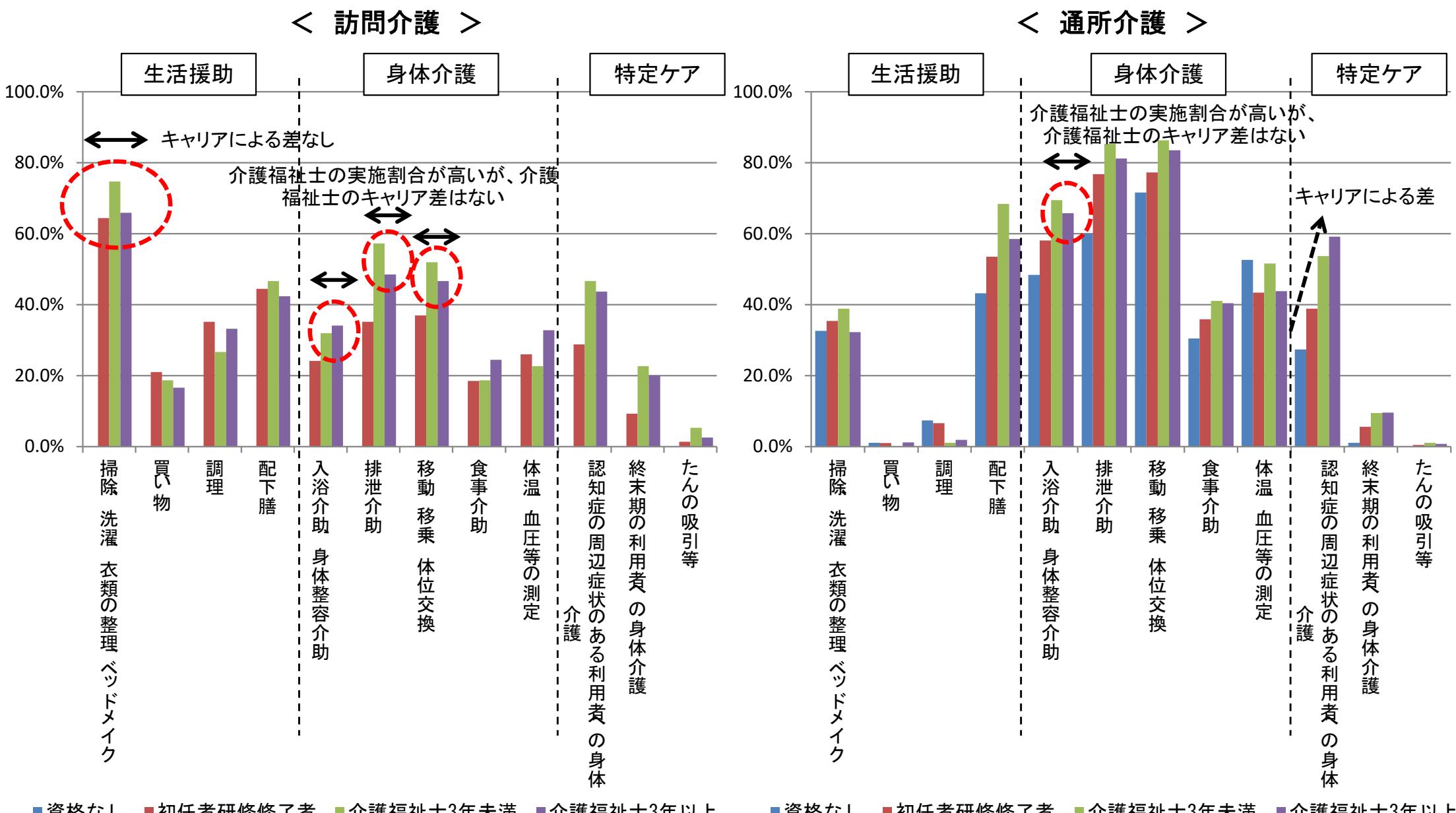
【出典】平成27年度老人保健健康増進等事業「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ＆コンサルティング)

利用者に対するケア行為の実施状況

平成27年度老人保健健康増進等事業「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)より抜粋

- 生活援助に該当する業務について、「ほぼ毎日（毎回）行う」とした職員の割合は、キャリアによらず、ほぼ同程度の実施状況であり、キャリアによる機能分化は見られなかった。
- 身体介護に該当する業務について、「ほぼ毎日（毎回）行う」とした職員の割合は、「初任者研修修了者」に比べ、「介護福祉士」が実施する割合が高い傾向は見られるものの、いずれの業務についても介護福祉士のキャリアによる差は見られなかった。
介護老人保健施設、介護老人福祉施設の施設系サービスでは、「入浴介助、身体整容介助」以外の業務において、「資格を持たない者」も含め、キャリアによる業務実施に差は見られず、キャリアによる機能分化は見られなかった。
「初任者研修修了者」に比べ、「介護福祉士」が実施する割合が高かった業務とサービスは以下の通りであった。
 - ・ 「入浴介助、身体整容介助」：訪問介護、通所介護、小規模多機能、老健、特養
 - ・ 「排泄介助」「移動・移乗、体位交換」：訪問介護
 - ・ 「食事介助」：小規模多機能
- 「認知症の周辺症状にある利用者への身体介護の提供」「終末期の利用者への身体介護の提供」「たんの吸引等」について、「主な役割として実施」している職員は、「初任者研修修了者」→「介護福祉士3年未満」→「介護福祉士3年以上」のキャリアに従って、実施割合が高くなる傾向があり、キャリアによる一定の機能分化が見られた。

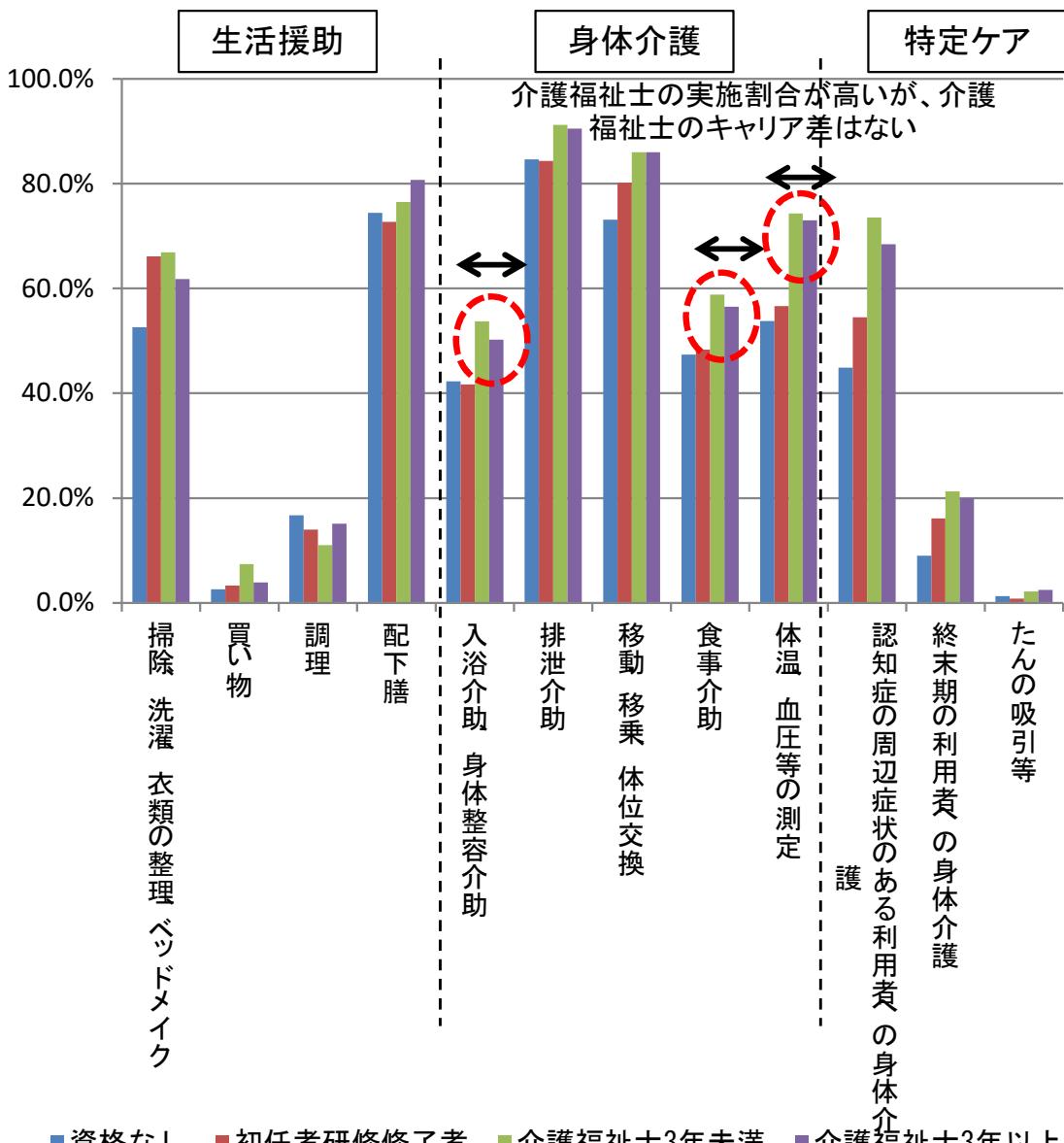
利用者に対する介護の行為に着目した介護職の役割分担について①(実施状況)



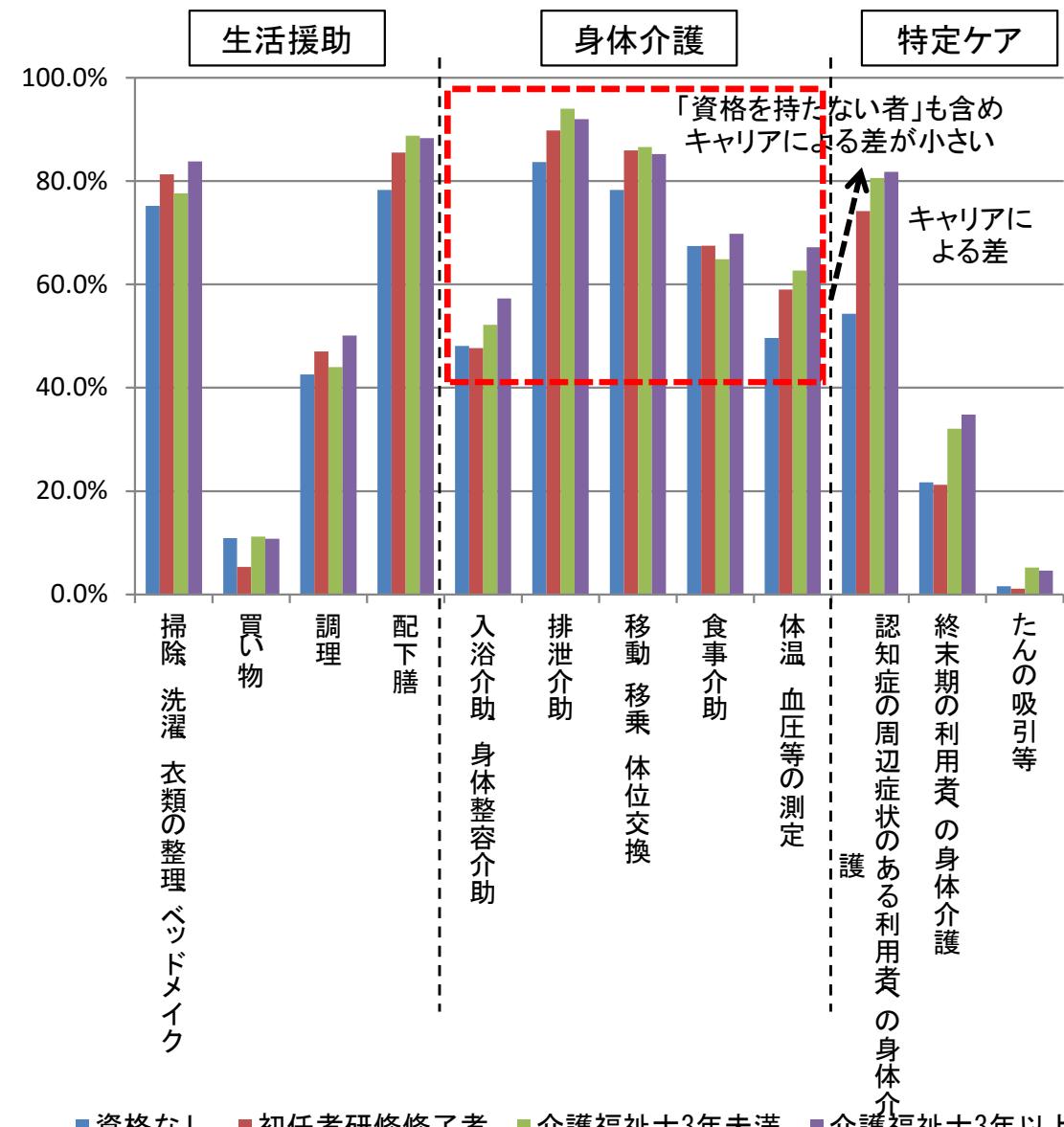
【出典】平成27年度老人保健健康増進等事業「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

利用者に対する介護の行為に着目した介護職の役割分担について②(実施状況)

< 小規模多機能型居宅介護 >



< 認知症対応型共同生活介護 >



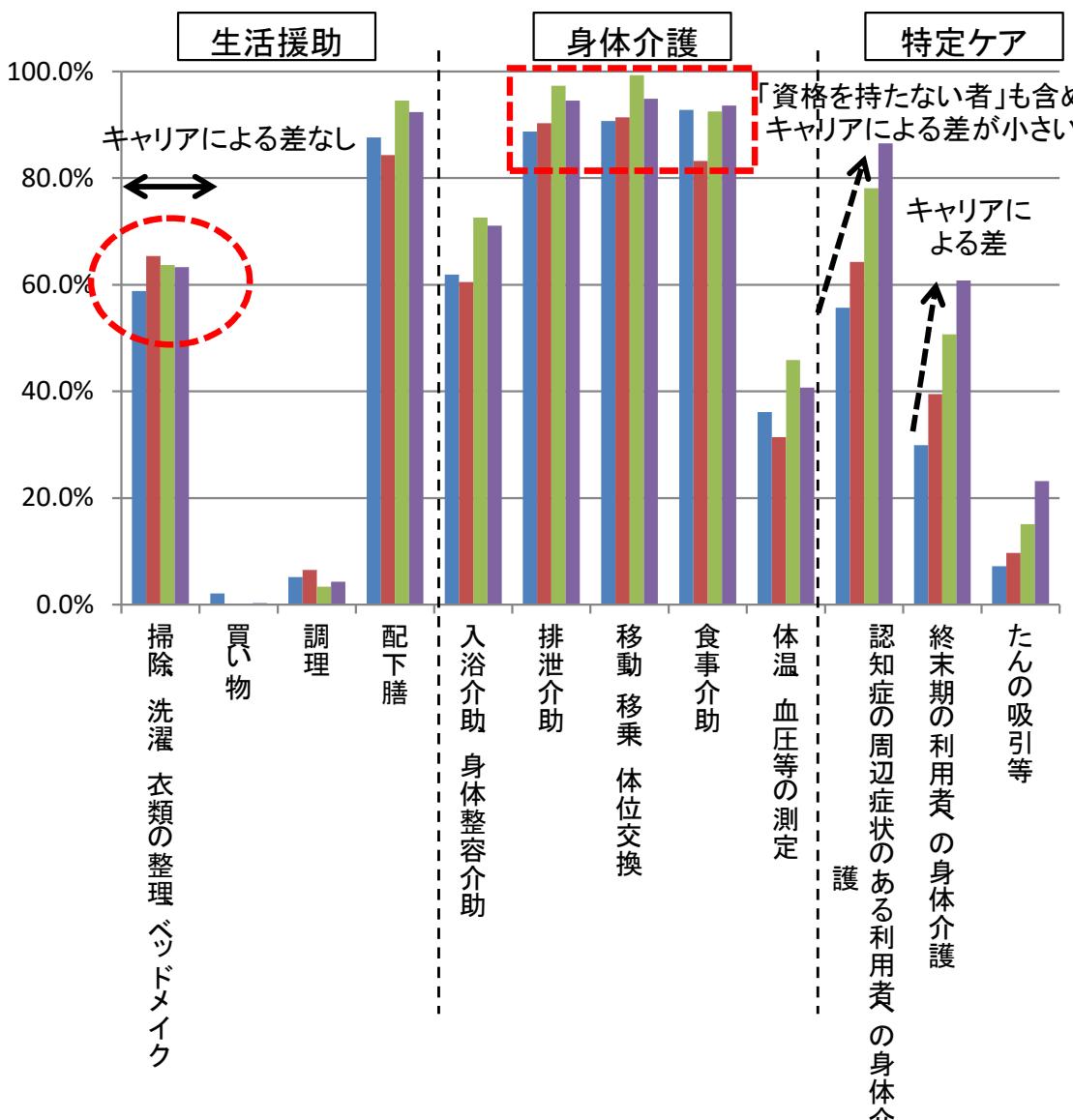
■資格なし ■初任者研修修了者 ■介護福祉士3年未満 ■介護福祉士3年以上

■資格なし ■初任者研修修了者 ■介護福祉士3年未満 ■介護福祉士3年以上

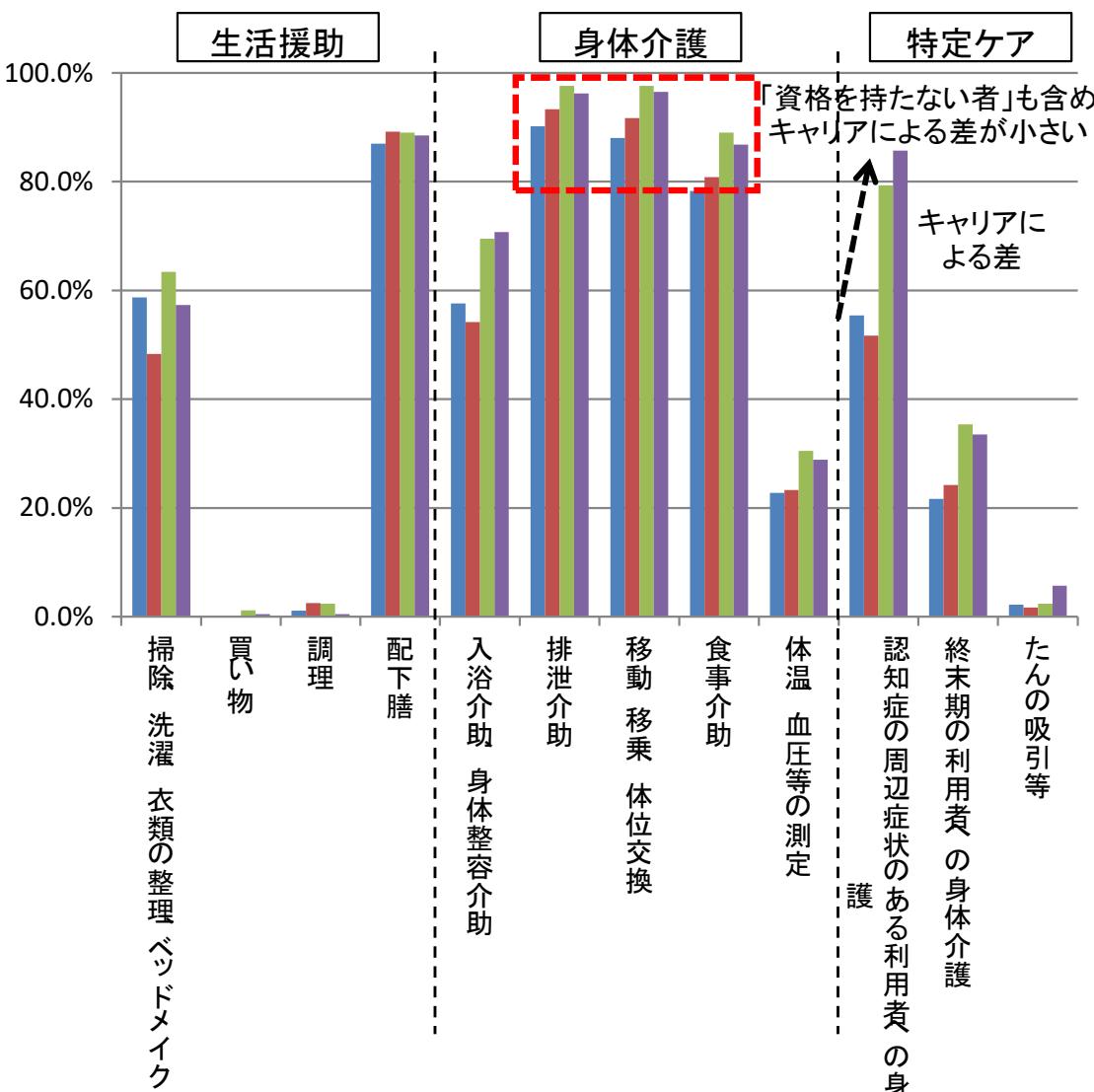
【出典】平成27年度老人保健健康増進等事業「介護人材の類型化・機能分化に関する調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

利用者に対する介護の行為に着目した介護職の役割分担について③(実施状況)

< 介護老人福祉施設 >



< 介護老人保健施設 >



■資格なし ■初任者研修修了者 ■介護福祉士3年未満 ■介護福祉士3年以上

■資格なし ■初任者研修修了者 ■介護福祉士3年未満 ■介護福祉士3年以上

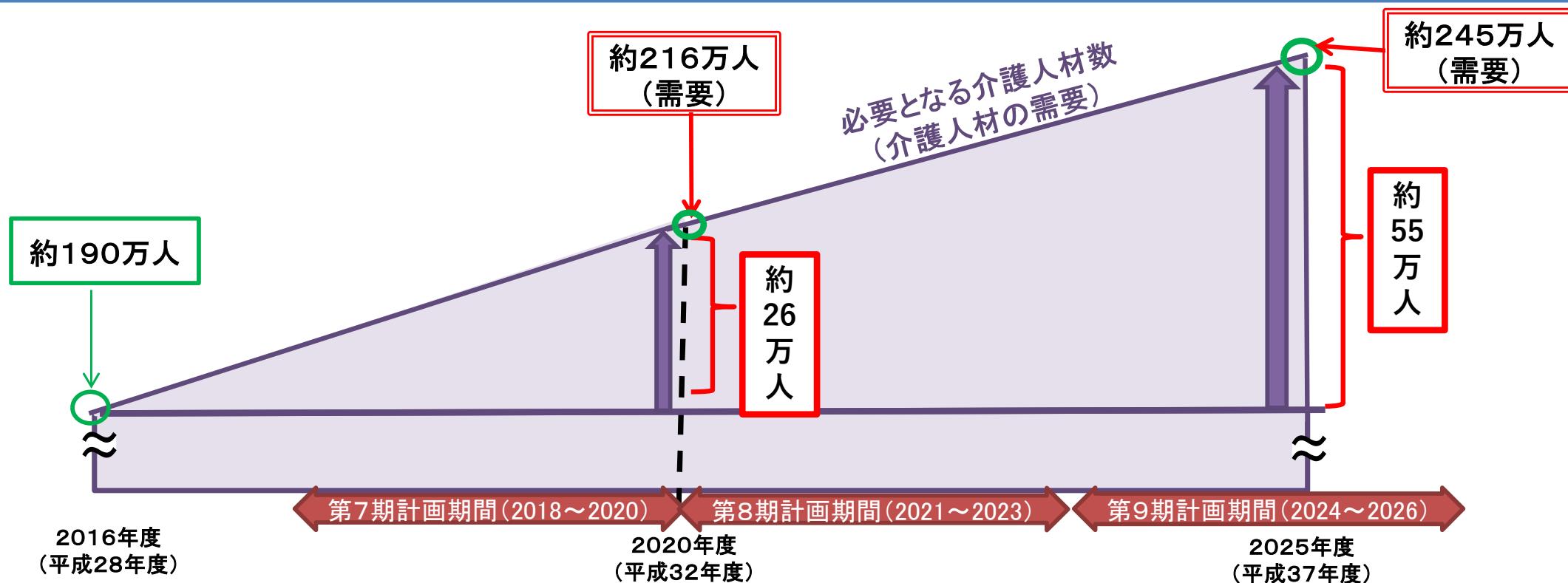
1. 介護人材確保の現状

2. 今後の方向性

3. 介護分野における外国人の受入れ

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

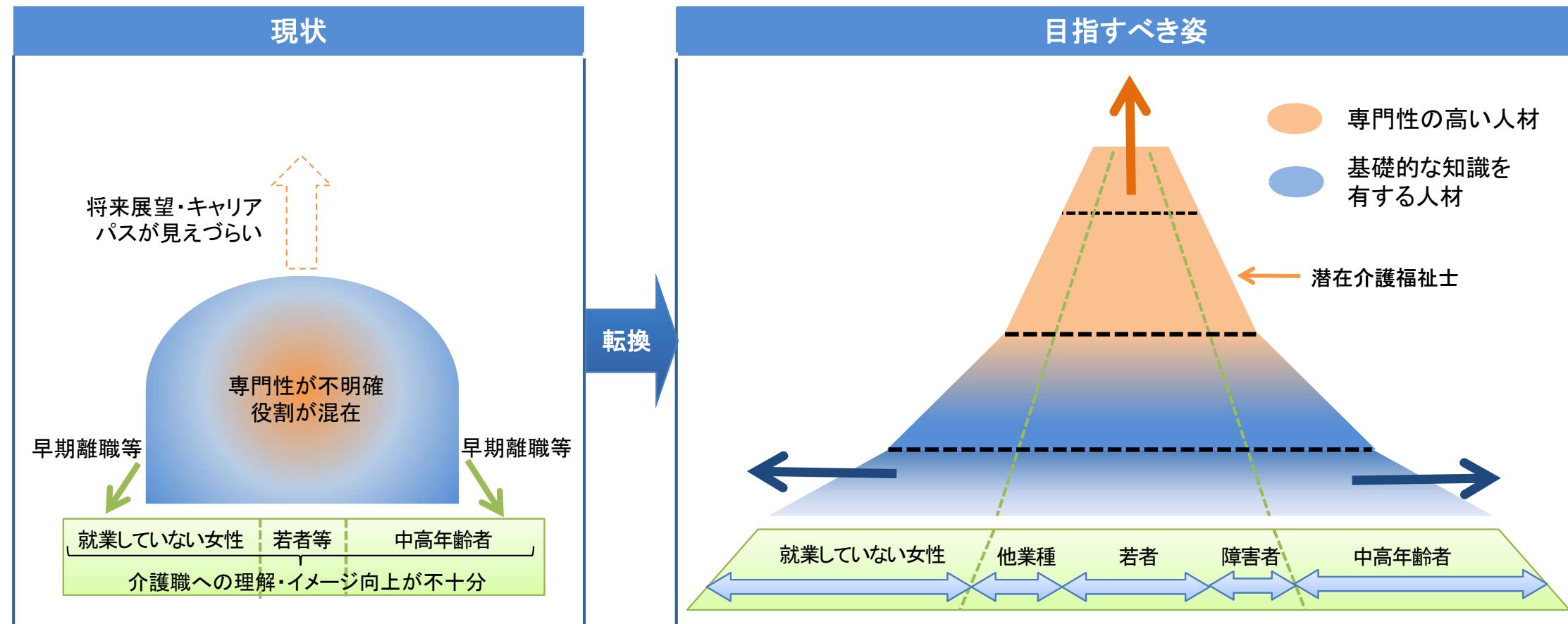
- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
 - 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み（約216万人・245万人）については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数（回収率等による補正後）に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数（推計値：約6.6万人）を加えたもの。

介護人材確保の目指す姿 ~「まんじゅう型」から「富士山型」へ~



参入促進	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・ 処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

「介護離職ゼロ」に向けた介護人材確保対策

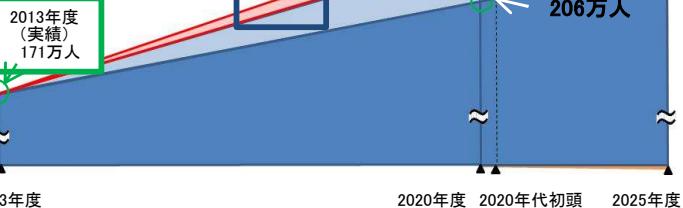
平成29年12月1日
第16回経済財政諮問会議
加藤厚生労働大臣説明資料

深刻な介護人材不足に対応するため、**更なる処遇改善**を行うほか、
中高齢者・外国人の活躍促進、**介護ロボット**の活用等、**関係省庁と緊密に連携**し、**総合的な対策**を講じる。

2020年代初頭までに25万人確保

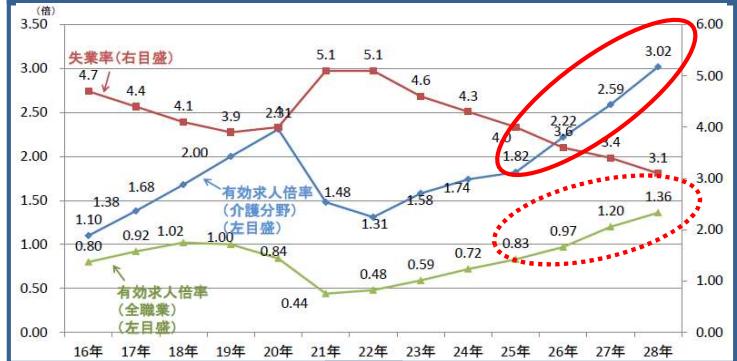
約12万人分の基盤整備に伴い
追加で必要となる介護人材数 約5万人

必要となる介護人材数 約20万人（2020年度・推計）

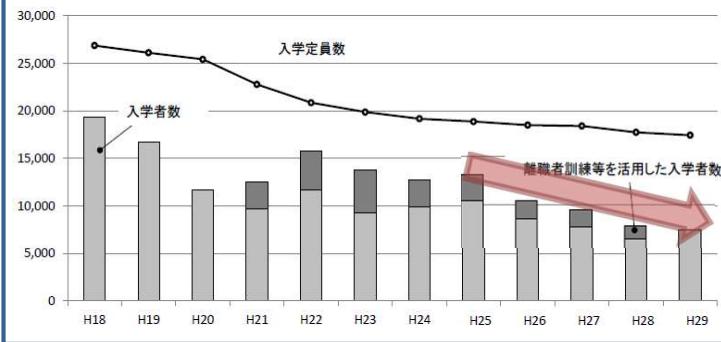


深刻化する介護人材の状況

介護分野の需給状況は逼迫



養成施設の充足率は近年低下の一途



対策Ⅰ 中高齢者・外国人など多様な人材の活用

- 介護分野への**アクティブ・シニア**等の新規参入を促す。
- 在留資格「**介護**」や**技能実習介護**の受入れ環境を整備し、意欲ある**留学生・技能実習生**の活躍を推進する。

アクティブ・シニア、子育てを終えた女性の活躍推進

介護分野を見る「見る」「知る」きっかけ作りとして、**介護の不安解消**のための**入門的研修等の創設・受講支援**

- ①国、自治体、関係団体が一体となって、入門的研修の受講と修了者に対するマッチングを推進
- ②国家公務員の退職準備セミナー等で実施《内閣人事局と連携》
- ③経済界に働きかけ、従業員の受講を勧奨

外国人介護人材の受入れ環境整備

入国情

・現地の優良な**日本語学校**の認証制度創設、優良な**送出機関**のリスト化《健康・医療戦略室と連携》

入国情

①**技能実習生**に対し、**介護福祉士の資格取得を支援**し、当該資格取得者の**在留資格「介護」**での受入れを検討《法務省と連携》
②養成施設の留学生への**介護福祉士修学資金**の貸付推進、受入施設が支給する在学期間中の奨学金や生活費の負担を軽減
③**多言語音声翻訳システム**の利活用の実証《総務省と連携》

入国情

・留学生のマッチングに向けた事業者団体等の活動を支援

対策Ⅱ 働きやすい環境の整備

- 生産性向上**等による負担軽減、**雇用管理の改善**・採用の支援を通じ、職員の**離職防止・定着促進**を図る。

①**介護ロボットの活用**推進の加速化《経産省と連携》 ②**ICTの活用**推進の加速化

③施設開設時の人材募集・研修の支援の充実 ④人材育成に積極的な事業所の横展開を図るため、**事業所の認証制度**の創設を検討

対策Ⅲ 介護に関する教育など介護の魅力の普及啓発

- 教育**その他日常生活のあらゆる場において**介護の魅力・楽しさ**を発信し、介護分野への**若者**の新規参入を促す。

①新中学校学習指導要領技術・家庭科において**介護**に関する内容の充実が図られたことを踏まえ、中学校を含む現場の**教員向け研修**の実施を支援《文科省と連携》
②養成施設の学生が、地域の介護施設等と連携して中学・高校で出前講座を実施し、**生徒、教師、保護者**の**介護**に対するイメージを刷新

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

これまでの主な対策

今後、さらに講じる主な対策

介護職員の 待遇改善

(実績)月額平均5.7万円の改善

- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

- ◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる待遇改善を2019年10月より実施予定

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援

- 入門的研修受講者等への更なるステップアップ支援(介護の周辺業務等の体験支援)

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- 介護職機能分化・多職種チームケア等の推進
- 介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- 生産性向上ガイドラインの策定・普及
- 認証評価制度ガイドラインの策定・普及

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催

- 若者、子育て層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力などの発信

外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

- 「特定技能」等外国人介護人材の受け入れ環境整備(介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)

介護保険制度における介護職員等の処遇改善について (介護職員処遇改善加算等の拡充)

- 介護報酬において、以下のキャリアパス要件を課した上で、介護職員の処遇改善加算を設けている。
- 平成29年度から、介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、上乗せ評価を行う加算を創設したところ。

キャリアパス要件

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

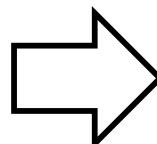
【平成29年度から】
(介護職員1人当たり月額平均1万円相当)

【平成27年度から】
(介護職員1人当たり月額平均1万2千円相当)

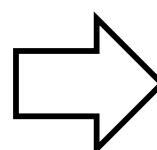
【平成24年度から】
(介護職員1人当たり月額平均1万5千円相当)



①及び②及び③



①及び②



①又は②

左記の要件を満たせば、原則として、加算を取得可能

※ 介護サービス事業者は、加算として得た額以上の賃金改善を実施することが求められる。

新しい経済政策パッケージ（抜粋）

（平成29年12月8日閣議決定）

第2章 人づくり革命

5. 介護人材の待遇改善

（具体的な内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでにも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の待遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる待遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの待遇改善にこの待遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の待遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、待遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の待遇改善を行う。

（実施時期）

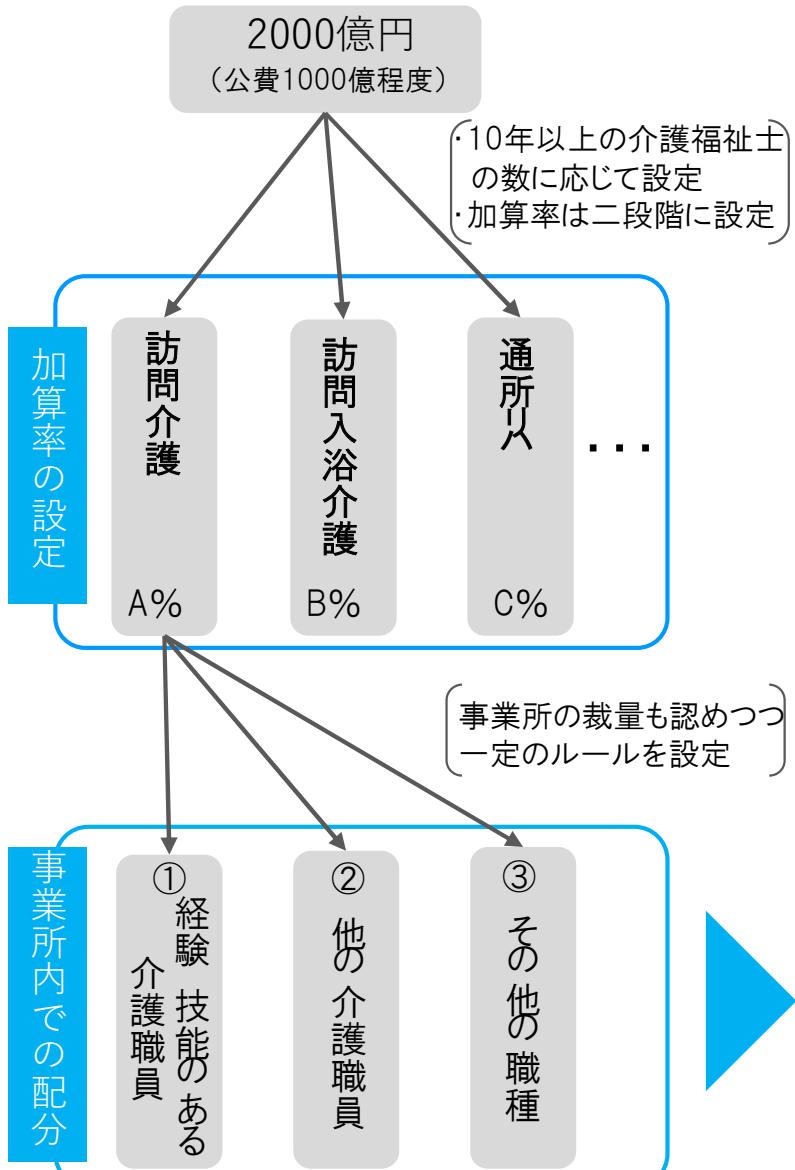
こうした待遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現

▶ 平均の処遇改善額が、

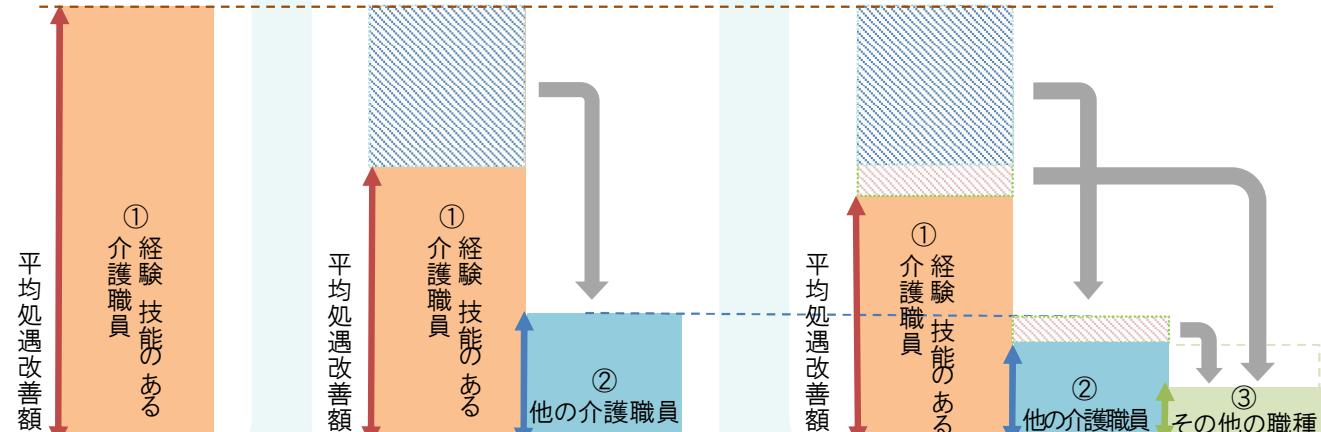
- ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
- ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定

※ ①、②、③内の一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能

※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能

全て選択可能



介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

事業の種類

※下記の4つの事業をまとめて「介護福祉士修学資金等貸付事業」という。

貸付事業の種類	概要	貸付額	返済免除要件
介護福祉士修学資金	介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	月5万円以内 (その他、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内などの加算もある)	介護福祉士の資格取得後、5年間介護業務に従事
実務者研修受講資金 (平成24年度創設)	実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け	20万円以内	介護福祉士の資格取得後、2年間介護業務に従事
再就職準備金 (平成28年3月創設)	現在離職している過去介護業務に従事していた者が、介護業務に再就職する際の費用を貸付け	20万円以内(一部の都道府県では40万円以内)	再就職後、2年間介護業務に従事
社会福祉士修学資金	社会福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	介護福祉士修学資金と同様	社会福祉士の資格取得後、5年間相談援助業務に従事

実施主体

47都道府県の社会福祉協議会(一部、社会福祉事業団)

貸付原資

➤ 国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。

(最近の補助状況)

平成30年度補正予算(案) : 4億円 平成29年度補正予算: 14億円 平成28年度補正予算: 10億円 平成27年度補正予算: 261億円

介護職を目指す学生の修学・介護分野への就労支援

- 介護職を目指す学生の増加と入学後の修学を支援するとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付制度を拡充。

事業実施イメージ

養成施設入学者への修学資金貸付

○貸付額(上限)

介護福祉士養成施設修学者

ア 学 費 5万円(月額)

イ 入学準備金 20万円(初回に限る)

ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)

エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額)

※ 国家試験の受験見込者に限る

オ 生活費加算 4.2万円程度(月額)

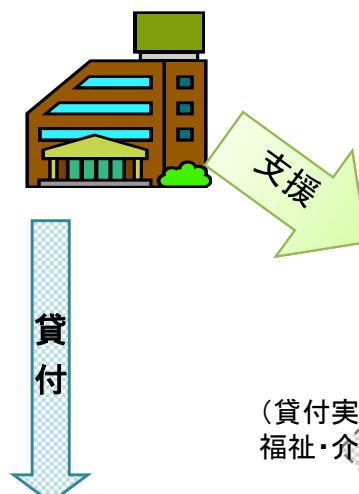
※生活保護受給者及びこれに準ずる

経済状況の者に限る

【実施主体】

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9／10相当)



【福祉・介護の仕事】



借り受けた修学
資金等の返済を
全額免除。

5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

【他産業の仕事又は未就労】

介護福祉士養成施設の学生

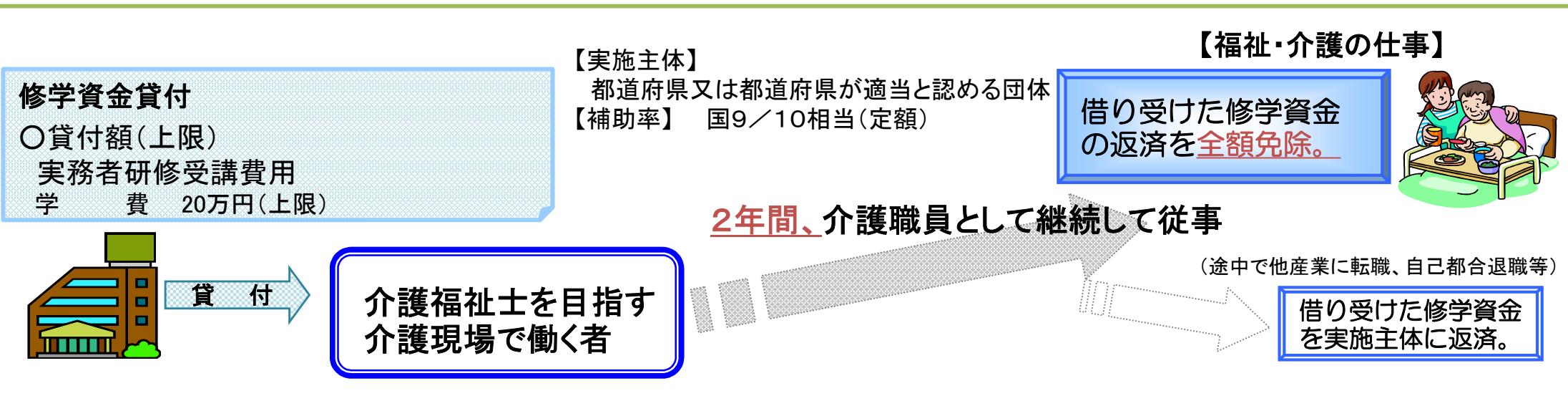
(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学
資金を実施主体
に返済。

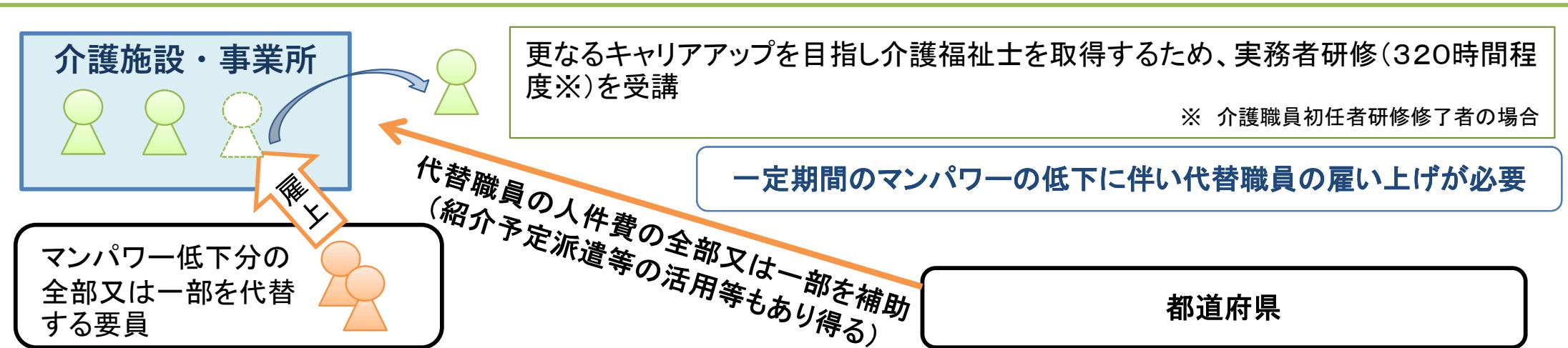
働きながら介護福祉士取得を目指す介護人材への実務者研修受講支援

- 介護現場で働く介護人材のキャリアアップを推進するため、平成28年度より介護福祉士国家試験の受験要件となる実務者研修に係る返還免除付き学費(研修受講料)貸付の要件を緩和した上で、介護人材の定着の促進を図る(介護福祉士修学資金等貸付制度のメニュー事業)。
- また、実務者研修受講時の代替職員の雇い上げ経費についてその全部又は一部を補助(地域医療介護総合確保基金)。

実務者研修の受講費用貸付事業の実施イメージ(介護福祉士修学資金等貸付事業(平成24年度よりメニュー化))



介護職員の実務者研修受講時の代替職員確保事業の実施イメージ(地域医療介護総合確保基金の27'補正予算による積増し)



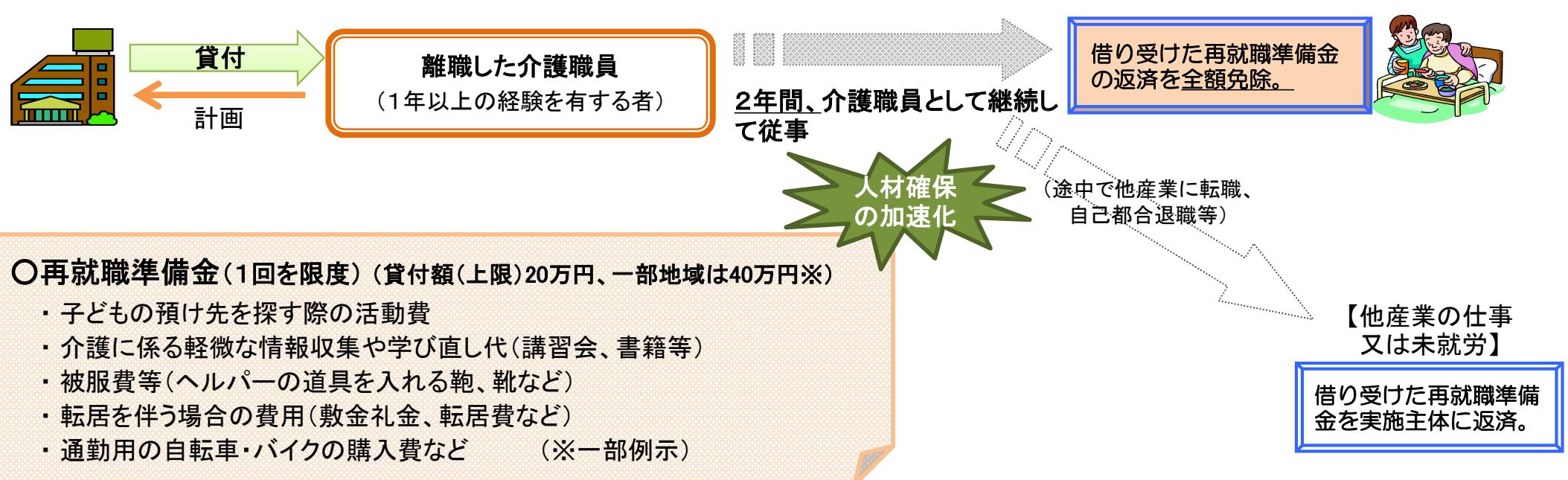
離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の概要

介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待される介護人材の呼び戻しを促進するため、離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付を行う。（介護福祉士修学資金等貸付制度）

【概要】

【実施主体】都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】定額補助(国9／10相当)



※一部地域

- 介護職種の有効求人倍率が一定以上の地域であって、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護の受け皿の拡大に伴い必要な人材の確保が困難な地域
- 東日本大震災等の影響により、必要な人材の確保が困難となっている被災地域

福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

H29.4.1施行

- 都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
- 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
- 地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。

福祉人材センター

- 届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチ。
- 個別にマイページを作成し、パソコンやスマートフォンにて支援情報を確認可能。

【支援の例】

- ・社会福祉事業等の求人情報の提供
- ・研修の開催案内
- ・復職体験談等の参考となる情報提供
- ・福祉に関するイベント案内
- ・その他、福祉に関する情報提供



離職者情報の把握・効果的な復職支援により、
復職までの循環型支援を実施

社会福祉事業等に勤務する介護人材



離職時の届出



インターネットによる届出

復職

離職

離職中の介護人材

※介護福祉士、介護職員初任者研修や介護実務者研修などの修了者

- ✓ 子育て・介護中
- ✓ 求職中
- ✓ 資格取得後、直ちに就業しない 等

連携

支援体制強化



ハローワークや自治
体等と密接に連携



より身近な地域での
支援体制を強化

ニーズに応じた復職支援

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 遠隔地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、介護の周辺業務等の体験支援(新規)
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3~5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施(新規)
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護事業所に対するICTの導入支援(新規)
- 人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規) 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一體的支援事業の創設

【地域医療介護総合確保基金の平成30年度新規メニュー】

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を広げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

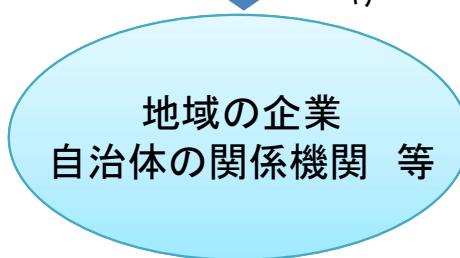
< 事業イメージ >

※各主体が協力して実施

退職前セミナーの実施



※退職前セミナーを実施し、退職を控えた方へ参加を呼びかけ

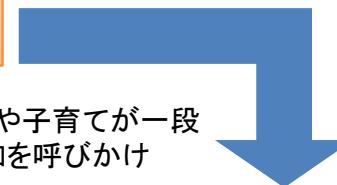


※各府省庁や都道府県・市町村からも退職を控えた方に対する事業の周知

< 実施主体 >

福祉人材センター、事業者団体、
介護福祉士養成施設、市町村社協 等

事業の周知・広報



※地域の中高年齢者や子育てが一段落した主婦層へ参加を呼びかけ



入門研修の実施



研修への参加

研修への参加

研修受講者と事業所とのマッチング



介護職やボランティアとして従事



特養やデイサービスなど

入門的研修の概要

目的

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わるまでの不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進する。

実施主体

入門的研修の実施主体は、都道府県及び市町村。（民間団体への委託も可）
実施主体は、研修修了者に対して、修了証明書を発行する。

実施例①：1日で実施する場合

- ✓ 介護に関する基礎講座として、介護に関する基礎知識（1.5時間）と介護の基本（1.5時間）のみを実施

実施例②：3日程度で実施する場合

- ✓ 1日7時間で研修を実施

日数	項目	時間
1日目	・介護に関する基礎知識 ・介護の基本 ・認知症の理解	1.5時間 1.5時間 4時間
2日目	・基本的な介護の方法	7時間
3日目	・基本的な介護の方法 ・障害の理解 ・介護における安全確保	3時間 2時間 2時間
	合計	21時間

実施例③：6日程度で実施する場合

- ✓ 1日3～4時間で研修を実施

日数	項目	時間
1日目	・介護に関する基礎知識 ・介護の基本	1.5時間 1.5時間
2日目	・基本的な介護の方法	3時間
3日目	・基本的な介護の方法	3時間
4日目	・基本的な介護の方法	4時間
5日目	・認知症の理解	4時間
6日目	・障害の理解 ・介護における安全確保	2時間 2時間
	合計	21時間

入門的研修と各種研修等との関係

訪問系サービス

訪問介護
(身体介護中心型)

夜間対応型訪問介護

定期巡回隨時対応型
訪問介護・看護

訪問介護
(生活援助中心型)

制度的に位置付けられた研修等

介護福祉士

実務者研修
(450時間)

介護職員初任者研修
(130時間)

生活援助従事者研修
(59時間)

として
訪問
介護
従事員

介護職員として従事

生活援助中心型のみ

訪問介護員として
従事可

入門的研修
1日（3時間）や1週間（21時間）

※「介護に関する入門的研修の実施について（平成30年3月30日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」

通所・居住・施設系 サービス

通所介護

短期入所生活介護

認知症対応型共同
生活介護

小規模多機能型
居宅介護

特養

老健

等

入門的研修を受講しても訪問介護員として
従事することはできない

無資格者

無資格者は訪問介護員として従事することはできない

無資格者も通所・居住・施設系サービス
の介護職員として従事可能

(参考) 入門的研修の周知に関する取組

- 介護に関する入門的研修の活用が様々な分野や機会において推進されるよう、関係機関を通じて周知を実施。
- 具体的には、今年度、経済関係団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)及び文部科学省に対し、傘下の事業者・団体や教育委員会等に本研修の周知を図るための協力依頼を通知。

「介護に関する入門的研修についての協力依頼について（依頼）」（平成30年8月29日社援発0829第5号厚生労働省社会・援護局長通知）（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会宛て）

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、本年度より、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、別添の「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）において、介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定め、研修実施を推進しているところです。

本研修は、企業等で定年退職を予定している方や、中高年齢者、子育てが一段落した方々など、これまで介護と関わりがなかった方々に対して、介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができることを目的としており、基礎講座（研修時間3時間）と入門講座（研修時間18時間）で構成しています。研修の受講が容易となるよう短時間で修了する基礎講座のみ実施することもできます。

なお、本研修は、都道府県・市区町村が主体となって実施されます（別添参照）。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長戦略の実現～」（平成30年6月15日閣議決定）においても、入門的研修、マッチングにより、国・地方自治体・関係団体が一体となって、高齢者の介護分野への参入を促進し、多様な人材を「介護助手」として活用することとされており、本研修の実施により、さらなる高齢者の活躍が促進されるものと考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、本趣旨をご理解いただき、**退職前セミナーの実施の際に従業員の皆様に対して本研修の参加を呼びかける等、傘下の事業者、団体に対する周知**について、特段のご配慮をお願いいたします。

「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）（文部科学省初等中等教育局教育課程課・同局児童生徒課産業教育振興室宛て）

平素より、社会福祉行政の推進にご協力賜り、感謝申し上げます。

厚生労働省では、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、平成30年度より、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、別添の「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）において、介護に関する入門的研修の実施に関する基本的な事項を定め、研修実施を推進しているところです。

このような中、学校教育においては、平成29年3月31日に公示された新しい中学校学習指導要領の技術・家庭科及び平成30年3月30日に公示された新しい高等学校学習指導要領の家庭科において、「介護」に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため、本研修をご活用いただきたいと考えています。

つきましては、本研修にご理解いただきますとともに、**中学校及び高等学校等の教員が本研修を受講できるよう、各教育委員会等への周知**についてご協力を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

平成30年度介護に関する入門的研修実施予定①

平成30年8月23日現在

都道府県名	実施主体	委託先	開催日程	開催地(住所等)	受講定員	介護人材確保担当部署	電話番号
北海道						保健福祉部 福祉局地域福祉課	011-204-5268
青森県	青森県	公益財団法人介護労働安定センター青森支部	①11/27~30 ②12/11~14 ③12/18~21 ④1/8~1/11 ⑤1/15~18 ⑥1/22~25	①中南地域:サンライフ弘前 (弘前市大字豊田1-8-1) ②上十三地域:三沢市国際交流教育センター (三沢市三沢字園沢230-1) ③西北五地域:五所川原市民学習情報センター (五所川原市字一ツ谷503-5) ④三八地域:八戸市総合福祉会館 (八戸市根城8丁目8-155) ⑤東青地域:はまなす会館 (青森市問屋町1-10-10) ⑥下北地域:下北文化会館 (むつ市金谷1-10-1)	180名 (各地域30名)	健康福祉部 高齢福祉保険課 介護人材支援グループ	017-734-9298
岩手県	岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	未定 (10~11月を予定)	盛岡市内(予定)	10名程度	保健福祉部長寿社会課	019-629-5435
	岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	未定 (11~12月を予定)	盛岡市又は盛岡市以外で調整中 (予定)	10名程度		
宮城县						保健福祉部 長寿社会政策課企画推進班	022-211-2536
秋田県						保健福祉部 長寿社会政策課企画推進班	018-860-1363
山形県						保健福祉部長寿社会政策課	023-630-2273
福島県						保健福祉部社会福祉課	024-521-7322 (直通)
茨城县						茨城県保健福祉部福祉指導課	029-301-3197

平成30年度介護に関する入門的研修実施予定②

平成30年8月23日現在

都道府県名	実施主体	委託先	開催日程	開催地(住所等)	受講定員	介護人材確保担当部署	電話番号
栃木県		実施予定なし				保健福祉部 保健福祉課 地域福祉担当	028-623-3047
群馬県		平成31年度からの実施を検討中				健康福祉部 介護高齢課 介護人材確保対策室 人材確保係	027-226-2565 (直通)
埼玉県	埼玉県	株式会社 シグマスタッフ	7月～1月	各会場 (高齢者等介護職就労支援事業の一環として実施)	300名	福祉部 高齢者福祉課 介護人材担当 福祉部 社会福祉課 施設指導・福祉人材担当	048-830-3232 048-830-3276
千葉県		実施予定なし				千葉県健康福祉指導課 福祉人材班	043-223-2606
東京都	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	予定 (10月～2月)	都内に所在する事業者にて実施	予定 (1回あたりの最低定員 20人程度)	福祉保健局 高齢社会対策部 計画課 計画担当 東京都福祉保健局生活福祉部 地域福祉課 福祉人材対策担当	03-5320-4576 03-5320-4049
神奈川県	神奈川県	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	未定	県内各地域で合計5回程度実施予定	合計100名 程度	福祉子どもみらい局 福祉部 地域 福祉課	045-210-4768
新潟県		実施予定なし				福祉保健部 高齢福祉保健課	025-280-5272
富山县		実施予定なし (県独自の類似研修あり)				厚生部 厚生企画課 地域共生福祉係	076-444-3197 (内線3424)
石川県		検討中				健康福祉部 厚生政策課 福祉人材・サービスG	076-225-1419
福井県		実施予定なし				健康福祉部長寿福祉課 介護保険支援グループ	0776-20-0331 (内線2563)
山梨県		実施予定なし				健康長寿推進課	055-223-1451 (内線3107)
長野県		実施予定なし				健康福祉部 地域福祉課	026-235-7129

平成30年度介護に関する入門的研修実施予定③

平成30年8月23日現在

都道府県名	実施主体	委託先	開催日程	開催地(住所等)	受講定員	介護人材確保担当部署	電話番号
岐 阜 県		実施予定なし				健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係	058-272-1111 (内線2594) 058-272-8289 (直通)
静 岡 県		実施予定なし				健康福祉部福祉長寿局 介護保険課	054-221-2084
愛 知 県		実施予定なし				健康福祉部地域福祉課 福祉人材確保グループ	052-954-6814 (ダイヤルイン)
三 重 県		実施予定なし				医療保健部 長寿介護課 居宅サービス班	059-224-2262
滋 賀 県	滋賀県	未定	未定	未定	未定	健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護人材確保係	077-528-3597
京 都 府		実施予定なし				健康福祉部 介護・地域福祉課 福祉人材・企画担当	075-414-4561
大 阪 府	大阪府	公益社団法人 大阪介護福祉士会	8~3月	府内7ブロックにおいて年間28回開催 (大阪市、泉南、泉北、中河内、南河内、北河内、北摂)	各50名	福祉部地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課	06-6944-9165
兵 庫 県	兵庫県	検討中	検討中	検討中	検討中	健康福祉部少子高齢局 高齢政策課	078-362-9117
	赤穂市	検討中	検討中	検討中	検討中	健康福祉部社会福祉局 社会福祉課	078-362-9121
奈 良 県		実施予定なし				福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課	0742-27-8039
和 歌 山 県		実施予定なし (県独自の類似研修あり)				福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課	073-441-2519
鳥 取 県		実施予定なし				福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課	0857-26-7176

平成30年度介護に関する入門的研修実施予定④

平成30年8月23日現在

都道府県名	実施主体	委託先	開催日程	開催地(住所等)	受講定員	介護人材確保担当部署	電話番号
島根県	島根県	島根県社会福祉協議会	①8/5~7 ②8/19~21	①隱岐会場 隱岐の島町総合福祉センター ②出雲会場 出雲市民会館	20名	健康福祉部 高齢者福祉課	0852-22-5111
	島根県	島根県社会福祉協議会	③8/27~29 ④8/29~31	③松江会場 いきいきプラザ島根 ④浜田会場 いわみーる	20名		
	島根県	島根県社会福祉協議会	⑤9/1~3 ⑥9/4~6	⑤雲南会場 三刀屋健康福祉センター ⑥益田会場 益田市総合福祉センター	20名		
	島根県	島根県社会福祉協議会	⑦9/9~11 ⑧9/19~21	⑦安来会場 安来市健康福祉センター ⑧大田会場 大田市民会館	20名		
	島根県	島根県社会福祉協議会	⑨9/26~28	⑨江津会場 ポリテクカレッジ島根	20名		
岡山県	岡山県	(株)パソナ岡山	9/4,11,18,25 10/1,9 (予定)	岡山市北区駅元町1-6 岡山フコク生命駅前ビル1OF (委託先研修室)	20名	保健福祉部 保健福祉課	086-226-7317
	岡山県	(株)パソナ岡山	10/17,31 11/14,28 12/12,26 (予定)	岡山市北区駅元町1-6 岡山フコク生命駅前ビル1OF (委託先研修室)	20名		
	岡山県	(株)パソナ岡山	1/24,31 2/7,14,21,28 (予定)	岡山市北区駅元町1-6 岡山フコク生命駅前ビル1OF (委託先研修室)	20名		
広島県	実施予定なし					健康福祉局 医療介護人材課 介護人材グループ	082-513-3142 (ダイヤルイン)
山口県	山口県	社会福祉法人 山口県 社会福祉協議会	11/2,7,22,30 12/6	山口市秋穂二島1026 山口県セミナーパーク	50名	健康福祉部厚政課	083-933-2724
	山口県	社会福祉法人 山口県 社会福祉協議会	11/26,30, 12/6,14,18	山口市秋穂二島1026 山口県セミナーパーク	50名		
徳島県	実施予定なし					保健福祉部地域福祉課 保健福祉部長寿いきがい課	088-621-2167 088-621-2159
香川県	香川県	調整中	調整中	調整中	調整中	健康福祉部長寿社会対策課 健康福祉部健康福祉総務課	087-832-3267 087-832-3280
愛媛県	実施予定なし					保健福祉部いきがい推進局 長寿介護課	089-912-2338
高知県	未定					地域福祉部 地域福祉政策課 福祉・介護人材対策室	088-823-9631

平成30年度介護に関する入門的研修実施予定⑤

平成30年8月23日現在

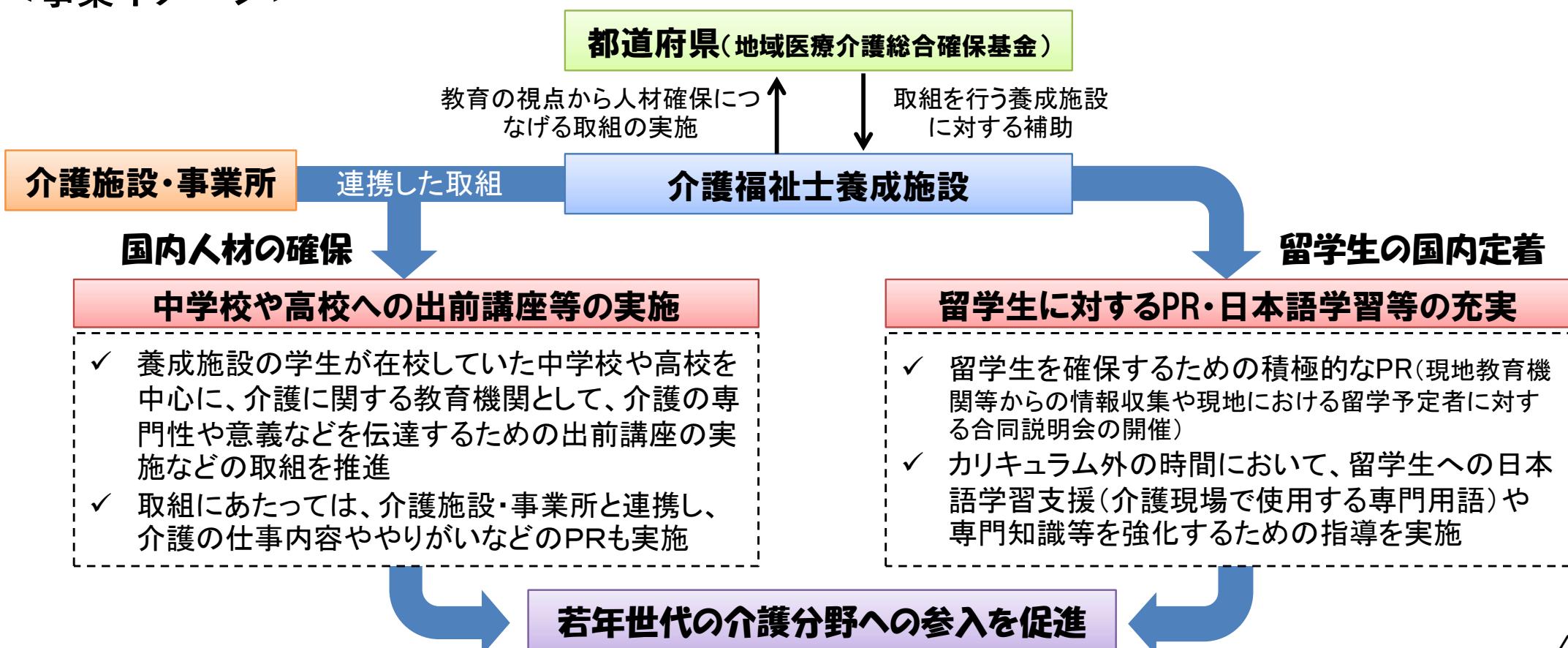
都道府県名	実施主体	委託先	開催日程	開催地(住所等)	受講定員	介護人材確保担当部署	電話番号
福岡県	福岡県	福岡県社会福祉協議会	8/25、11/3	クローバープラザ (春日市原町3-1-7)	50名	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材係	092-643-3327 (内線3156)
	福岡県	福岡県社会福祉協議会	8/26、11/11	大牟田文化会館 (大牟田市不知火町2-10-2)	50名		
	福岡県	福岡県社会福祉協議会	9/9、11/4	ウイズゆくはし (行橋市中津熊501)	50名		
	福岡県	福岡県社会福祉協議会	9/15、11/17	田川青少年文化ホール (田川市平松町3-36)	50名		
	福岡県	福岡県社会福祉協議会	1/26、2/2、 2/9、2/23、 3/2	クローバープラザ (春日市原町3-1-7)	50名		
	福岡県	福岡県社会福祉協議会	12/2、12/16、 12/23、1/13、 1/20	久留米市総合福祉会館 (久留米市長門石1-1-32)	50名		
	福岡県	福岡県社会福祉協議会	1/27、2/3、 2/10、2/17、 2/24	八幡西生涯学習総合センター (北九州市八幡西区黒崎3-15-3コムシティ 内)	50名		
	福岡県	福岡県社会福祉協議会	12/8、12/15、 12/22、1/12、 1/19	庄内保健福祉総合センターハーモニー (飯塚市網分771-1)	50名		
佐賀県	佐賀県	民間団体 (具体的な委託先は未定)	未定	県内3会場で実施予定	各会場 30名程度	健康福祉部長寿社会課 介護指導担当	0952-25-7105
長崎県	長崎県	今後入札により決定	9月～3月頃	未定	未定	福祉保健部長寿社会課	095-895-2440 (内線4939)
熊本県		実施予定なし				健康福祉部長寿社会局 高齢者支援課	096-333-2215
大分県	大分県	大分県社会福祉協議会	10/27,28, 11/3,4	大分市明野東3丁目4番1号 大分県社会福祉介護研修センター	30名	福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班	097-506-2686 (ダイヤルイン)
宮崎県		実施予定なし（県独自の類似研修あり）				福祉保健部福祉保健課 福祉保健部長寿介護課	0985-26-7075 (内線2425) 0985-26-7058 (内線2442)
鹿児島県		実施予定なし				くらし保健福祉部社会福祉課 地域福祉支援係 くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係	099-286-2824 099-286-2687
沖縄県		平成31年度より実施予定				子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課	098-866-2214

将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

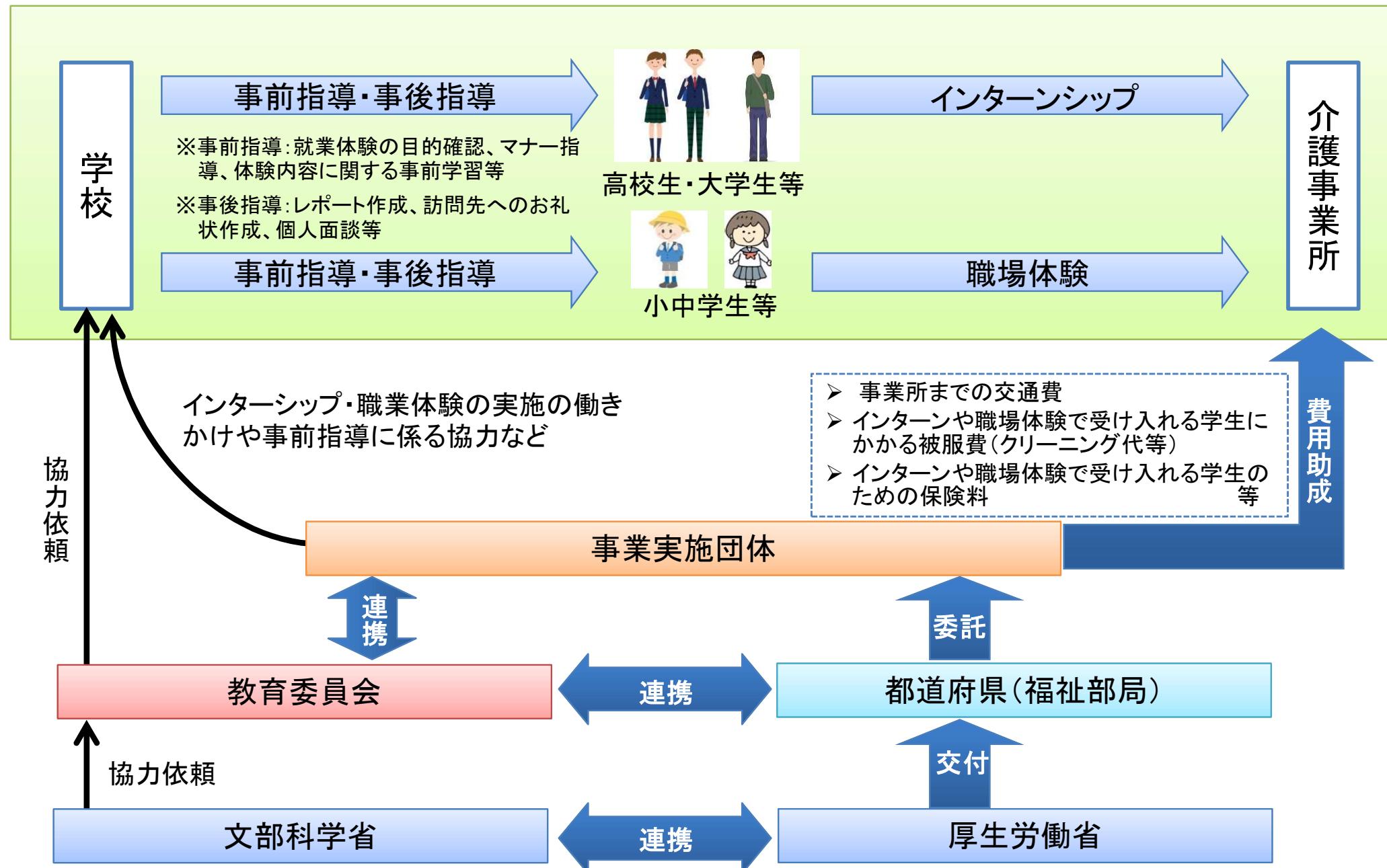
【地域医療介護総合確保基金の平成30年度新規メニュー】

- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少しており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人／定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

<事業イメージ>



介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進(事業実施イメージ)



三重県の介護老人保健施設における「介護助手」導入の取組

(資料出所) 三重県資料を基に作成

目的



- 地域の元気な高齢者を「**介護助手**」として育成し、介護職場への就職を支援



- 介護人材の
「すそ野の拡大」「人手不足の解消」「介護職の“専門職化”」

成果・実績 (平成29年度)

～現場の声～

(ベッドメイキング、食事の配膳 など)



(介護職員・施設)

- ・これまで以上に業務に集中出来る。
- ・時間的余裕ができる。
- ・利用者の満足度が上がった。



(介護助手)

- ・70歳と言えど、まだまだやれる自信がついた。
- ・人生に張り合いが出来た。
- ・役に立っているなど感じられ、やりがいが持てた。
- ・働きに来ることで元気をもらえた。

波及効果

● 他種施設への広がり

H29年度からは
特別養護老人ホームでも事業展開

● 全国的な広がり

25都道府県で実施

(* H30.4月現在 (公) 全国老人保健施設協会調査)

新 介護入門者ステップアップ支援事業・現任職員キャリアアップ支援事業

(地域医療総合確保基金の事業メニューの追加)

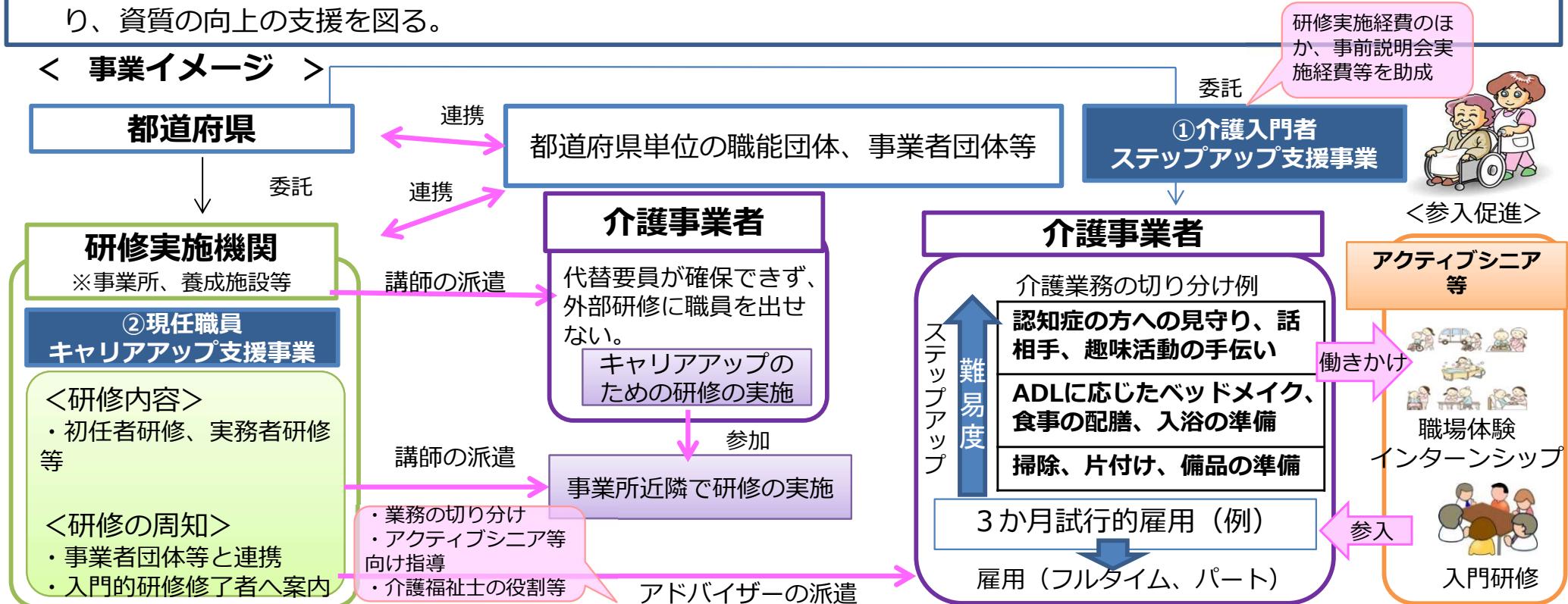
①介護入門者ステップアップ育成支援事業

- 介護人材に求められる機能の明確化やキャリアパスの実現のため、介護職がキャリアに応じて利用者に対するケアや業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接関わらない業務を多様な人材が担っていけるような取組の推進が求められている。（「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書）
- 平成30年度より、介護に関心を示すアクティブシニア等に対して入門的研修等を創設しており、同研修の受講者等に対して、試行的に介護の周辺業務等を体験（概ね3か月）してもらうことにより、①アクティブシニア等多様な人材の参入促進、②介護職の機能分化・段階的なキャリアパスの実現、③多様な働き方の実現を推進する。

②現任職員キャリアアップ支援事業

- 代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な場合が多いことを踏まえ、出前研修を実施することにより、資質の向上の支援を図る。

< 事業イメージ >

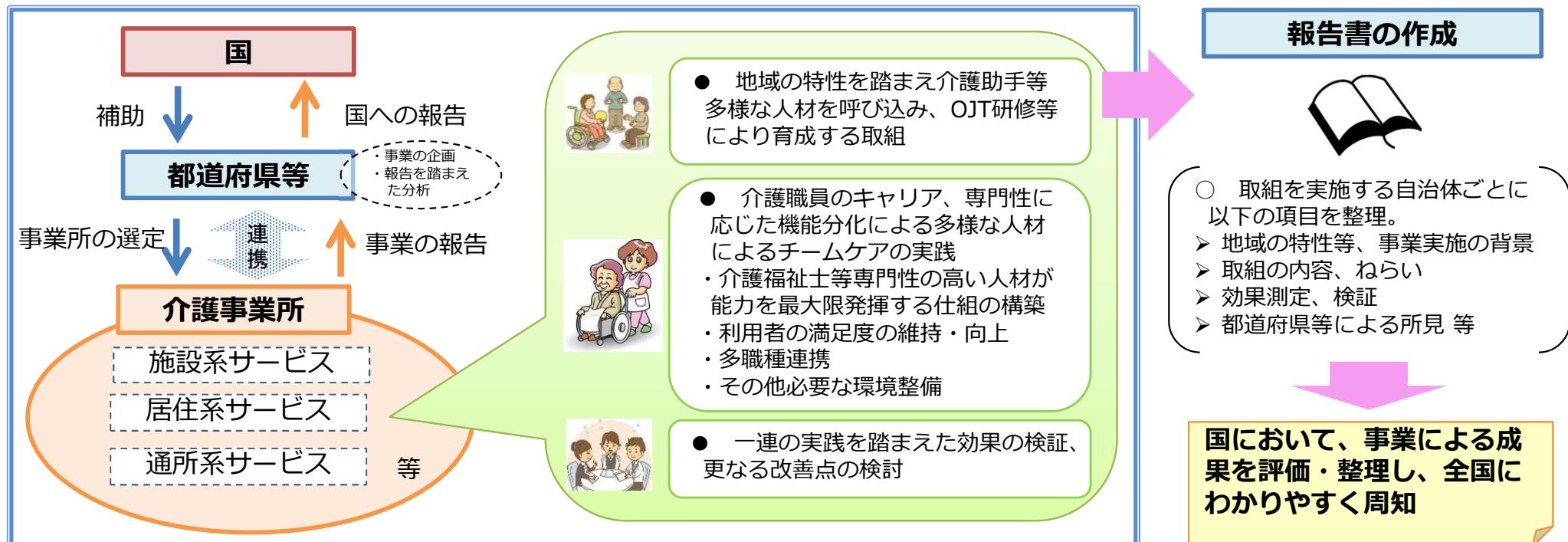


新

介護職機能分化等推進事業

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要。
- 介護人材の参入環境の整備、定着促進等を図るため、介護助手等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国展開を図る。

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体

【補助率】 定額補助

【平成31年度予算額（案）】 目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 591,420千円

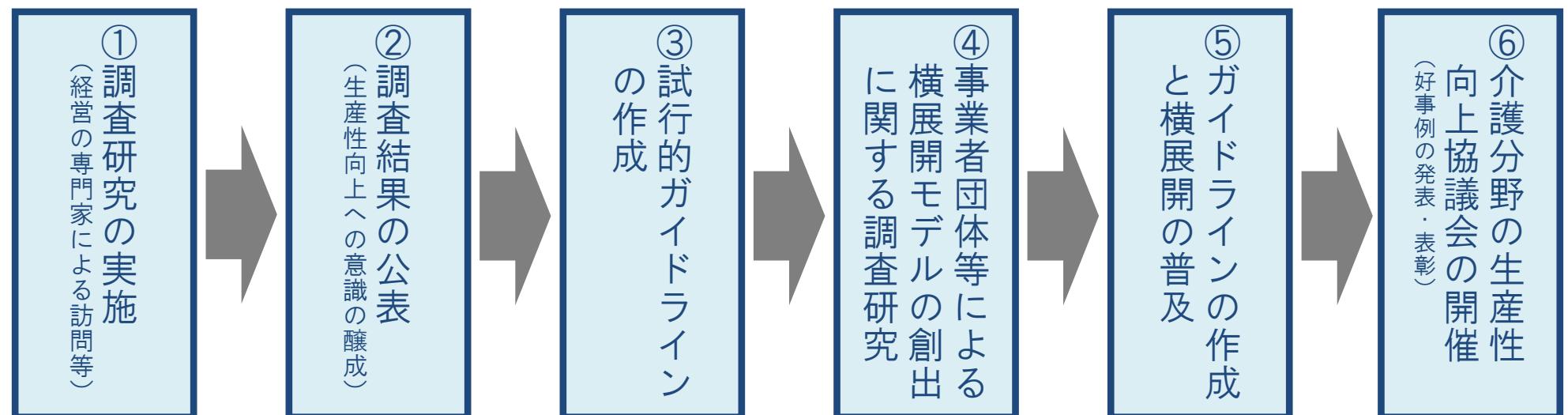
介護事業所における生産性向上推進事業

1 目的

- 介護事業所における生産性向上については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において「実際に生産性向上に取り組む地域の中小企業、サービス業に対する支援を図ること」とされていることから、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行い、事業者団体等の横展開を支援する。

2 事業内容

- 介護保険サービスの生産性を向上させるため、以下の取組により、介護分野における生産性向上の取組を醸成するとともに、事業者団体等の横展開を推進する。



3 実施主体

- 国（民間団体等への委託を想定）

【生産性向上（介護労働の価値を高める）の取組】

介護ロボットの活用

業務プロセス構築

I C T化

作成文書の見直し

職員配置の見直し

など

介護事業所における生産性向上推進事業

平成31年度予算（案） 4. 4億円【推進枠】（3. 2億円）

※平成30年度補正予算（案） 4. 6億円

1 目的

- 「新しい経済政策パッケージ」では、「2020 年までの3年間を生産性革命・集中投資期間とし、あらゆる施策を総動員すること」とされている。また、「骨太の方針2018」では「人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るために取組を進める」とこととされており、上記目標達成に向け、本事業により介護分野における生産性向上を推進する。

2 事業内容

（1）生産性向上に向けた介護事業所の取組を促進

- ・ WEBを活用した自己点検を通じて、生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）を参考に業務プロセス等の改善に向けた介護事業所の取組を促進

（2）モデルとなる事業所において経営効率化等に向けた具体的な取組を展開し、アウトカムを測定

（3）上記（2）のアウトカムを踏まえ、生産性向上ガイドラインに反映

（4）上記（2）の効果的な取組・手法を事業者団体等を通じて全国で普及し現場での実践につなげる

3 実施主体

- 国（民間団体等への委託を想定）

国

→ 民間
事業者

【介護事業所における業務改善等の視点】

職員配置の見直し

業務プロセス構築

作成文書の見直し

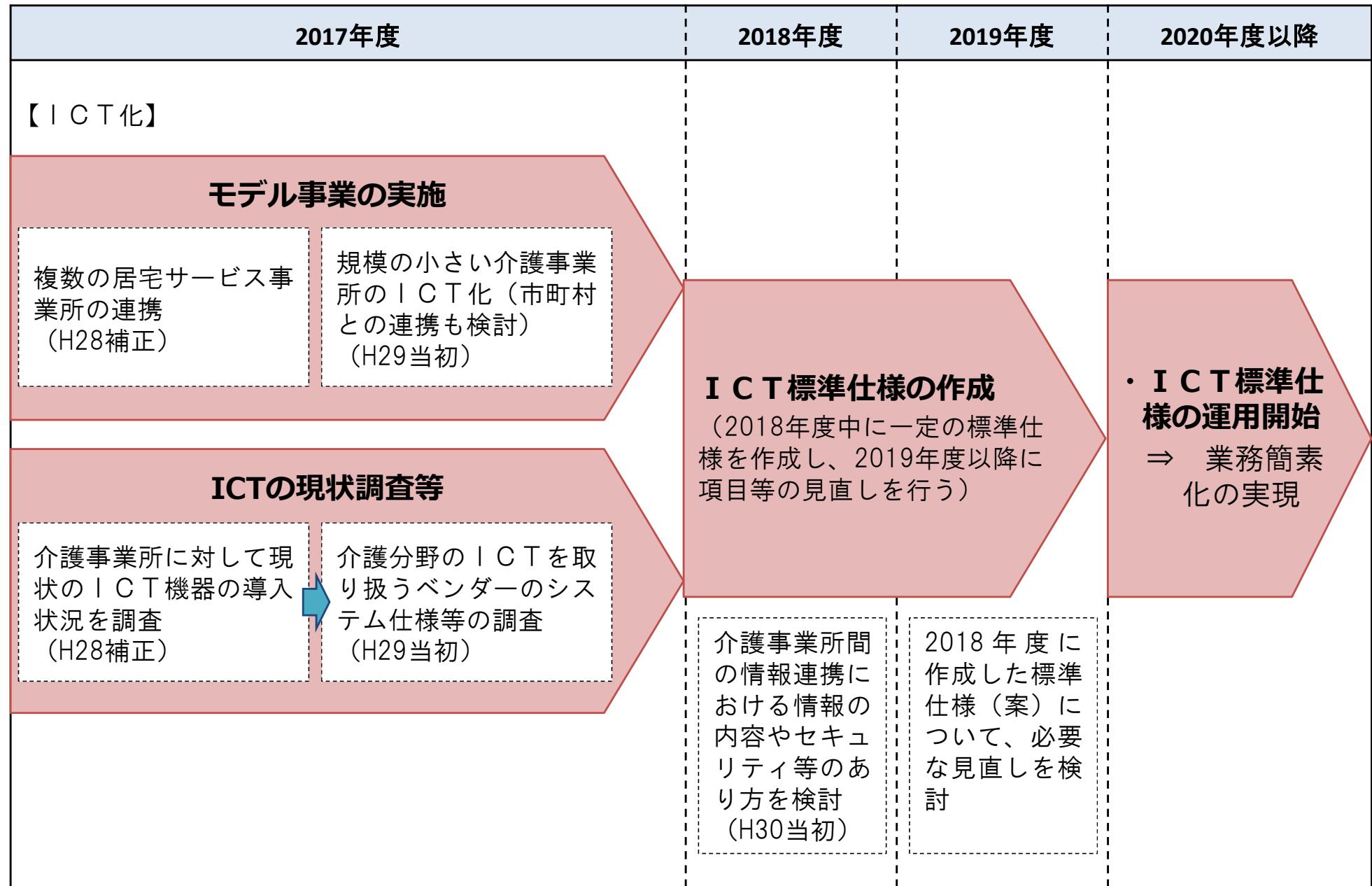
介護ロボットの活用

I C T 化

など

個々の視点
において、ア
ウトカムを測
定し、経営の
効率化につ
なげる

介護現場のICT化に向けたスケジュール(案)



居宅サービス事業所におけるICTの導入に向けた取組状況

平成27年度補正予算（予算額：600万円）【平成27年度実施済み】

⇒ 訪問介護及び通所介護の業務におけるICT導入の効果を調査。

- ・ 「日々のサービス内容の記録業務」、「事業所内的情報共有業務」、「介護報酬請求業務」がICT機器の導入による効果が大きい業務であった。

平成28年度当初予算（予算額：1.3億円）【平成28年度実施済み】

⇒ 新規にICTを導入することによる効果（業務に要する時間の変化）を検証。

- ・ 記録作成・情報共有業務について、36事業所で検証を実施した結果、23事業所（64%）で減少、13事業所（36%）で増加。
- ・ 介護報酬請求業務について、15事業所で検証を実施した結果、13事業所（87%）で減少、1事業所で増加、1事業所は変化なし。

平成28年度補正予算（予算額：2.6億円）【平成29年度実施】

⇒ 複数の居宅サービス事業所の連携（異なるベンダー間を含む）に向けた課題を整理する。また、介護事業所に対して現状のICT機器の導入状況等のアンケート調査を行う。

平成29年度当初予算（予算額：2.3億円）【平成29年度実施】

⇒ 規模の小さい介護事業所を含めた市町村単位での連携モデル事業を実施する。また、ICTにおける標準仕様の構築のために、各ベンダーのシステム仕様を調査する。

【平成30年度予算：1.5億円】

○ 介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、介護事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。

介護事業所におけるＩＣＴを通じた情報連携推進事業

平成31年度予算案
64,549千円

1. 要求要旨

- 介護人材の確保が喫緊の課題である中、介護サービスを安定的に提供するためには介護の専門人材が機能を最大限発揮できる環境や効果的・効率的に働く職場環境の整備が必要である。
また、介護事業所におけるＩＣＴについては、現在、介護サービス事業所において様々な業務支援のための情報通信技術を活用した記録等のソフトが導入されているため、ＩＣＴの活用による効果的・効率的な情報連携が進んでいない状況である。
- このため、セキュリティ基準の作成や医療・介護連携における標準仕様を作成することにより、介護職員の負担軽減や効果的・効率的な地域包括ケアを推進する。

2. 事業内容

- 介護事業所におけるＩＣＴ化を全国的に普及促進するため、平成30年度において、ケアマネや事業所間における情報連携に必要な情報（ケアプラン（予定・給付実績）等）について標準仕様を作成するとともに、セキュリティ等の分析を行うこととしており、平成31年度においては、医療・介護連携に必要な情報について、一定の標準仕様を作成するとともに、介護事業所に求められるセキュリティ基準の作成を行う。

3. 実施主体

- 国（民間団体（シンクタンク）等への委託を想定）

介護ロボット開発等加速化事業

○ 平成31年度予算案
4. 8億円

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じて想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

着想
段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

開発
段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

上市
段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

普及の促進【拡充】
※介護ロボットの体験展示、試用貸出、研修会の開催等

ロボット介護機器の開発重点分野の改訂（平成29年10月）

※赤文字が改訂(追加)分野

未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「健康・医療・介護」会合（第1回）
厚生労働省・経済産業省提出資料
(平成29年10月27日) (改)

移乗支援

○装着



- ・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

○非装着



- ・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

移動支援

○屋外



- ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

○屋内



- ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内の姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

○装着



- ・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

排泄支援

○排泄物処理



- ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

○トイレ誘導



- ・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

見守り・コミュニケーション

○施設



- ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○在宅



- ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

入浴支援



- ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

介護業務支援



- ・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

介護ロボットの導入支援事業(地域医療介護総合確保基金)

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
<記載内容>
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援を利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を發揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

i 補助額

1機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。

ii 一回当たりの限度台数

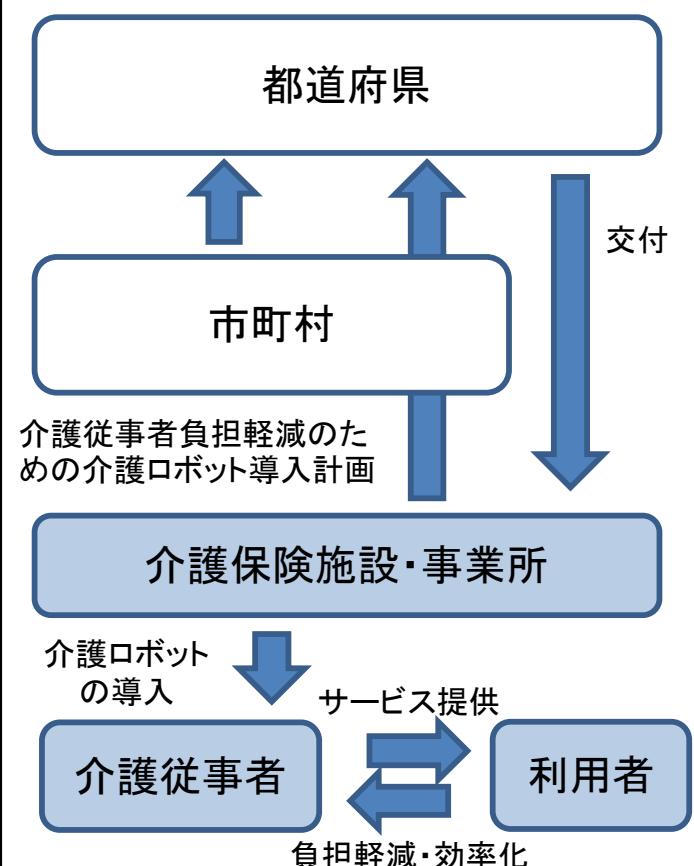
- ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
- ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

iii 介護ロボット導入計画との関係

一計画につき、一回の補助とする。

※下線部は平成30年度から拡充

事業の流れ



III-② 介護ロボットの活用の促進

- 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について見直しを行う。

現行の夜勤職員配置加算の要件

- 夜勤時間帯の夜勤職員数：
夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。

見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件

- 夜勤時間帯の夜勤職員数：
夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。
- 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。
- 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規（案））

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

【内容】

介護事業所に対する業務改善支援事業

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所

※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う 等

※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1／2以内（上限30万円）

事業スキーム

①課題解決が急務な事業所

②業務改善支援（事前評価（課題抽出）、改善支援、事後評価）の実施

③改善成果報告・公表等

④改善モデルを蓄積して近隣事業所に横展開

⑤地域における生産性向上の取組が面的に拡大

【内容】

ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】介護事業所

【要件】介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1／2以内（上限30万円）

訪問介護の場合



請求
業務

* 事業所内のICT化（タブレット導入等）により、介護記録作成～請求業務までが一気通貫に

介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営の一体的な支援

- 介護人材の離職理由において、「出産・育児と両立できない」との理由が19.7%となっており、介護職員が子育てをしながら働き続けることのできる環境整備が重要。
- このため、介護施設・事業所内保育施設の設置を加速化するため整備・開設・運営の一体的支援を講じる。

地域医療介護総合確保基金の構造

(介護施設・事業所内保育施設の整備・開設・運営の一体的支援)

地域医療介護総合確保基金

施設整備分

- 整備に要する経費

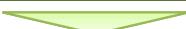
配分基礎単価(案) 11,300千円／施設



- 開設に要する経費

※ 遊具、寝具等の初度経費

配分基礎単価(案) 3,100千円／施設



- 運営に要する経費

(都道府県が必要と認める額)

人材確保分

基金を活用した事業の考え方

- 介護事業所内保育所の支援については本日現在、主として次の4つの手法があり、本事業は④に該当

- ① 子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業(市町村認可事業)に対する給付
- ② 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(雇用保険を財源)による都道府県労働局による助成
- ③ 企業主導型保育事業に対する助成金
- ④ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県による補助

- 基金を活用した事業のメリット等については、

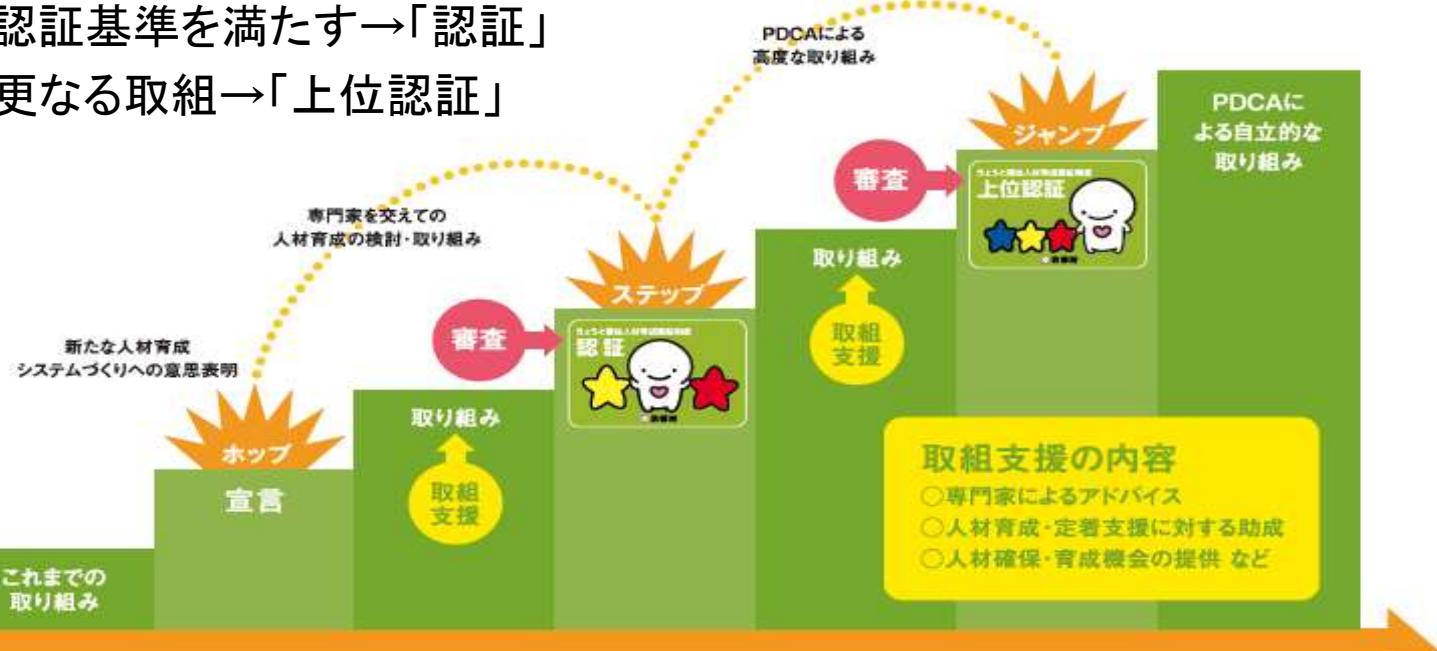
- ①とは異なり、市町村の認可や地域枠の定員設定が少なく、
- ②、③とは異なり、職員の配置や設備の基準等の細かい要件がなく、都道府県の判断で柔軟な事業の実施が可能であるほか、
 - ・ 地域の中核となる介護施設・事業所に一定規模以上の保育施設を整備し、地域(近隣)の介護職員専用の受入れを行う事業
 - ・ 小規模な地域密着型介護サービス事業所等の1スペースを活用し、高齢者とのふれあうことのできる空間で介護職員の子どもを受け入れる

など、地域の実情に応じた柔軟な事業展開が可能となることが挙げられる。

認証・評価制度について(京都府の取組例)

- ①ホップ 人材育成に取り組むことを意思表明→「宣言」
- ②ステップ 認証基準を満たす→「認証」
- ③ジャンプ 更なる取組→「上位認証」

▼認証マーク



■独自の基準(4分野17項目)を設定

評価項目の4分野	認証基準
1. 新規採用者が安心できる育成体制	新規採用者育成計画の公表、研修の実施 等
2. 若者が未来を託せるキャリアパスと人材育成	キャリアパスの公表、人材育成計画の策定、実施 等
3. 働きがいと働きやすさが両立する職場づくり	休暇取得・労働時間縮減のための取組 等
4. 社会貢献とコンプライアンス	第三者評価の受診、関係法令の遵守 等

◆上位認証法人の取組例

介護の現場 × ICT

より円滑な情報共有と業務の効率化を目指し、インカムを試験導入。

- ◆「職員同士の情報共有が促進された」
- ◆「個室でのケアの際にもその場にいながらアドバイスをもらえる」などの声が上がり、現場の介護職員全員に持たせた。一部ではなく「全員」という徹底した判断が法人としての強み。

- ◆夜勤などの少数体制の時や現場から離れている時も効果的な指示の伝達ができ、インカムを通じて複数名が同時に情報を共有することで利用者さんへ効果的なケアや職員のサポートが可能。

◎効果検証のアンケート

- ◆「移乗介助や入浴介助の際に、ご利用者をお待たせする時間が激減した」
- ◆「デイサービスでは、離れた職員に大きな声で呼び掛けないと伝達できなかったのに、インカムが入って本当に意思の疎通がスムーズになった」

- ◆更にタブレット端末を導入し、ご利用者の介護記録をデータとして残し、アーカイブ化を進めている。



◆上位認証法人の取組例

同じ敷地内で働き、親子が共に成長する職員の為の「園内保育園」

子育て中の職員を支える取り組みの一つとして、同じ敷地に「園内保育園」を開設。

夜勤の職員をはじめ、土日祝日、年末年始も利用しやすいよう 24時間365日稼働型で運営

利用する選択肢も幅広く、月極保育だけでなく、普段は自宅の近くの保育園に子どもを預けてから出勤している職員も日曜日やお盆休み、お正月などの際には一時保育での利用もできる。

★ 同じ敷地内に保育園があることのメリット

◆「子どもが体調を崩した際などの、いざという時にも内線一つですぐに駆けつけられて、様子を見ることができること」

◆「乳幼児期の子どもの体調管理は難しく、心配で仕事に集中できないという経験もあったので、園内保育園の心強い」



離職防止・定着促進の実績

■離職率からみる状況

	離職率	全国平均との差
上位認証法人（京都）	6. 7%	▲9. 8ポイント
認証事業者（京都）	10. 2%	▲6. 3ポイント
事業者平均（全国）	16. 5%	—

認証事業者：認証事業者アンケート(H29.2)

事業者平均：介護労働安定センター介護労働実態調査(H28.8発表)

■事業所の意見からみる状況

宣言・認証事業所へのアンケートより

Q.認証取得後の具体的な効果として感じていること（自由記述）

＜職員の変化＞

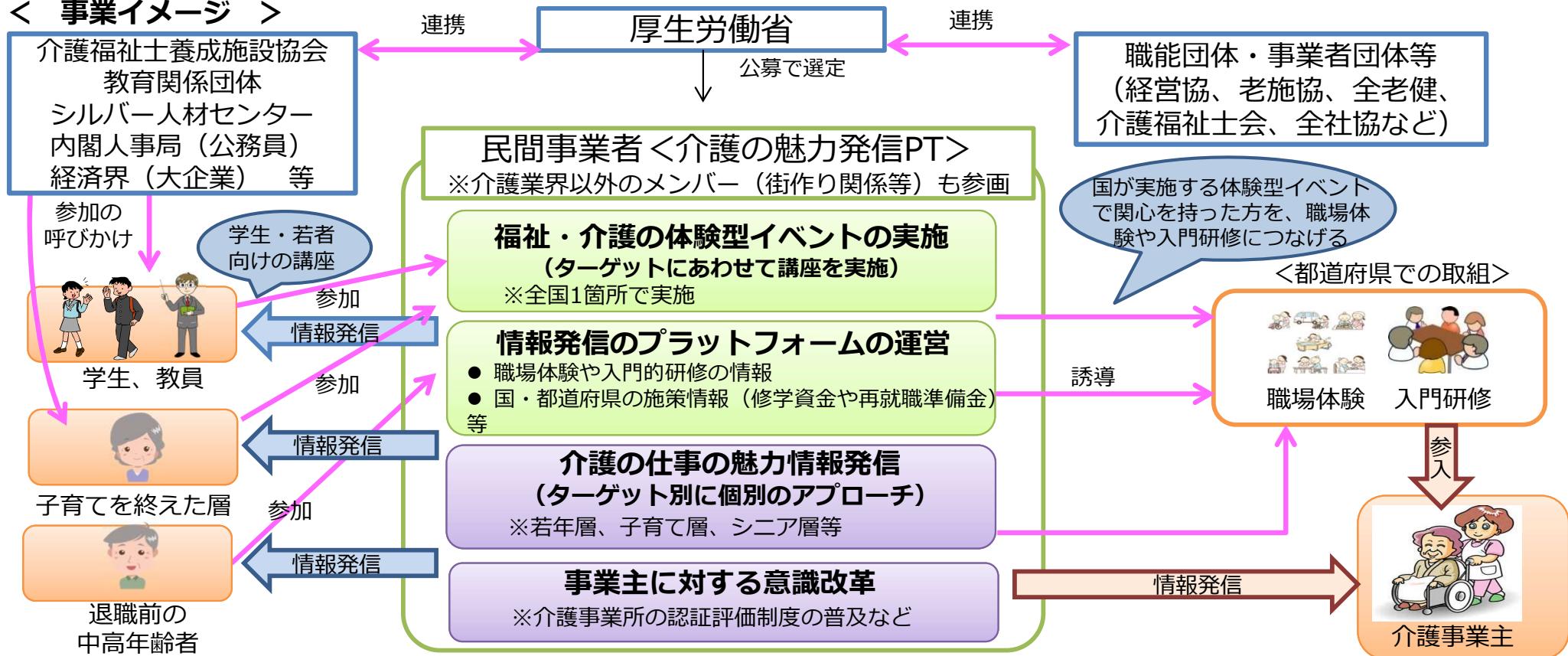
- ・認証事業所として職員一人一人の意識は高まってきており、中でも外部研修への自発的・積極的な参加により自己研鑽に努めるスタッフが増加してきたように思われる
- ・職員の育成・定着に取り組んでいる、力を入れている法人であると職員は認識している

「介護のしごと魅力発信等事業」の推進

【平成31年度予算額(案)】684,274千円

- 平成30年度に実施した介護の仕事の魅力発信のための福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若年層、②子育てを終えた層、③アクティビシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図る。
(ターゲット別アプローチの例)
 - ・若年層：新卒者向け就職フェアなどで、介護の専門性や魅力、働き方の多様性「残業が少ない」等
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性「親の介護に役立つ」等
 - ・アクティビシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して、介護の専門性や魅力、社会的重要性「介護される側からする側へ」等
- 併せて、事業主に対しても、例えばワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界内の意識改革を図る。

< 事業イメージ >



新しいことはいつだって、無謀で笑えるところからうまれてくる。だから介護・福祉の現場は面白い。

「介護・福祉デザインスクール」では、介護・福祉の現場における楽しさ、技術、哲学、実行力を実際の現場で体験し、資源の発見やよりよくする方法を共有し、介護・福祉の現場をさらに魅力的な職場にするためのプロジェクトに取り組みます。「介護のこれからって何だろう？」その答えをみんなで探しに来ませんか？

これからの 介護・福祉の仕事を考える デザインスクール

2018.08.04 から

東京からスタート。全国8箇所で開催！

主催：studio-L

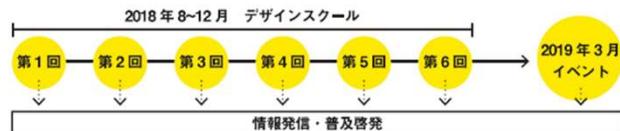
平成30年度厚生労働省補助事業

01 | 働きたい介護・福祉の現場を目指して

少子高齢化を背景として、持続可能な介護保険制度等の運営とサービス提供体制の構築が喫緊の課題となっています。なかでも介護・福祉職の需要が拡大し、2025年には最大245万人程度必要と推計されています。また世間では介護・福祉職は「やりがいがある」といわれる一方、「厳しくつらい」という声も聞こえています。そのため介護・福祉の仕事に就きたいという希望を待っていても、親や先生からの理解を得ることが難しかったり、働き始めてもキャリアの積み重ね方と将来が描けず辞めてしまう人もいます。介護・福祉の仕事は自分のライフスタイルにあわせた働き方ができたり、地域での生活とのつながりが強く、生活を創造する仕事であるという魅力もあります。

私たちは、介護・福祉職の魅力を高めたり新たなアクションを起こすこと、わくわくする介護・福祉の未来をつくりたい、介護・福祉のこれからのイメージを変えていきたいと思いこのプロジェクトを立ち上げました。

この事業では、事業に共感した連携事業者や企業、デザイナーと事業の方向性を検討しながら、志を共にする参加者と具体的なプロジェクトを考えるデザインスクールを開催し、そのプロセスを発信していきます。そして、デザインスクールで生まれたプロジェクトをカタチにし、今年度末の3月には、これらの成果をより多くの人に見聞きしてもらうためのイベントを開催します。最終的には、世間に流布している介護・福祉のイメージが変わり、介護・福祉の仕事があこがれの職業となることを目指します。



02 | スクールで目指すこと

介護・福祉デザインスクールでは、介護・福祉の現場やその周辺にある障壁を抽出し、介護・福祉現場でのインターン体験から資源を見つけ、さまざまなデザインの力やテクノロジーを使って、解決のきっかけづくりを目的としています。全6回のスクールでは主旨に賛同した各ブロックの事業所の方々の協力を得て、介護・福祉の現場にデザイナーやエンジニア、そして介護・福祉職に興味のある学生や転職希望者、アクティビシニア等が入ります。1事業所につき1つのチームとして、課題の解決や魅力向上にむけたプロジェクトを生み出します。

03 | こんな参加者を募集しています

介護・福祉の仕事をいまよりもっとおもしろくしたい、わくわくするような介護・福祉現場の未来を考えたい、介護・福祉業界は「可能性の宝庫だ！」と考えている方を募集します。

- ・これからの介護・福祉現場に欠かせないデザインを学び、実践したい介護・福祉事業所の経営者
- ・介護・福祉の現場で働いている人、転職希望者
- ・介護・福祉の仕事に興味がある高校生・大学・専門学生等、専業主婦・主夫、アクティビシニア
- ・デザイナー、エンジニア
- ・福祉・介護分野の自治体職員・教育関係者
- ・本プロジェクトに連携したい企業、団体

04 | 全6回のプログラム

第1回

「キックオフ説明会・オリエンテーション」

福祉・介護デザインスクールに関する説明と参加者同士で自己紹介を行い、インターンシップに取り組むためのチーム分けを行います。インターンシップのポイントを確認し、準備をします。

第2回

「インターンシップ1. 介護・福祉職の現場を知る」

チームごとに参加者の事業所で終日のインターンシップを行います。気づいたこと、気持ちの変化をシートに記入し、ふりかえりを実施します。

第3回

「インターンシップ2. 先進事例を知る」

チームごとに、第2回のインターンシップの経験をふりかえり、先進的な取り組みを進めている事業所や活動先ヒアリサーチに行くための準備をします。(インターンはチームごとの宿題となります)

第4回

「介護・福祉職魅力向上・イメージ変換プロジェクトの検討」

リサーチの結果をもとに、チームで介護・福祉職の魅力を向上し、課題をポジティブに解決するプロジェクトを企画します。企画書を作成し、プロジェクトを具体化します。

第5回

「プレゼンテーション講座 & 相談会」

生まれたプロジェクトに必要なデザインは何か検討します。また、プロジェクトを発表するためのデザイン講座を実施し、パネルやプレゼン資料などのデザインを学びます。

第6回

「プロジェクト発表会&情報発信講座」

スクールの成果としてプロジェクトを発表、全体に共有します。プロジェクト波及のためにSNSを中心とした発信のスキルを学び、イベントに向けて今後の進め方について意見交換します。

05 | 開催日程・会場

地区ブロック	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
北海道	9月2日(日) 13:00-16:00 申込期限:8月17日(金) 北海道大学フード&メディカルノーベーション国際拠点 北海道札幌市北区北21条西11丁目	9/15(土) ~ 9/17(月)	9/23(日)	10/21(日)	11/11(日)	12/9(日)
東北	9月9日(日) 13:00-16:00 申込期限:8月17日(金) TKP ガーデンシティ仙台 ホール30A 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1	9/23(日) ~ 9/25(火)	9/30(日)	10/28(日)	11/11(日)	12/16(日)
関東	8月4日(土) 13:00-16:00 申込期限:7月20日(金) Creator's District 神保町 東京都千代田区神田小川町3-6-8仲楽ビル4階	8/27(月) ~ 8/30(木)	9/1(土)	9/30(日)	10/7(日)	11/11(日)
北陸	9月16日(日) 13:00-16:00 申込期限:8月31日(金) ITビジネスプラザ武蔵 石川県金沢市武蔵前町14番31号	9/30(日) ~ 10/2(月)	10/8(月・祝)	10/28(日)	11/18(日)	12/9(日)
中部	9月1日(土) 11:00-15:00 申込期限:8月17日(金) (ランチタイム含む) ジユウノハコ1階スペース 愛知県名古屋市中村区太閤3丁目7番76号	9/8(土) ~ 9/10(月)	9/22(土)	10/14(日)	11/4(日)	12/2(日)
関西	8月26日(日) 14:00-17:00 申込期限:8月3日(金) グランフロント大阪北館タワーB10階ナレッジキャピタル カンファレンスラームタワーB Room B06+07 大阪府大阪市北区大深町3-1	9/2(日) ~ 9/4(火)	9/9(日)	10/14(日)	11/11(日)	12/2(日)
中国四国	9月15日(土) 14:00-17:00 申込期限:8月31日(金) おりづるタワー2F 第3会議室 広島県広島市中区大手町1丁目2番1号	10/7(日) ~ 10/10(火)	10/21(日)	11/24(土)	12/8(土)	12/22(土)
九州	9月16日(日) 14:00-17:00 申込期限:8月31日(金) The Company 博多PARCO 福岡県福岡市中央区天神2-11-1福岡パルコ新館5F	10/7(日) ~ 10/10(火)	10/20(土)	11/25(日)	12/9(日)	12/23(日)

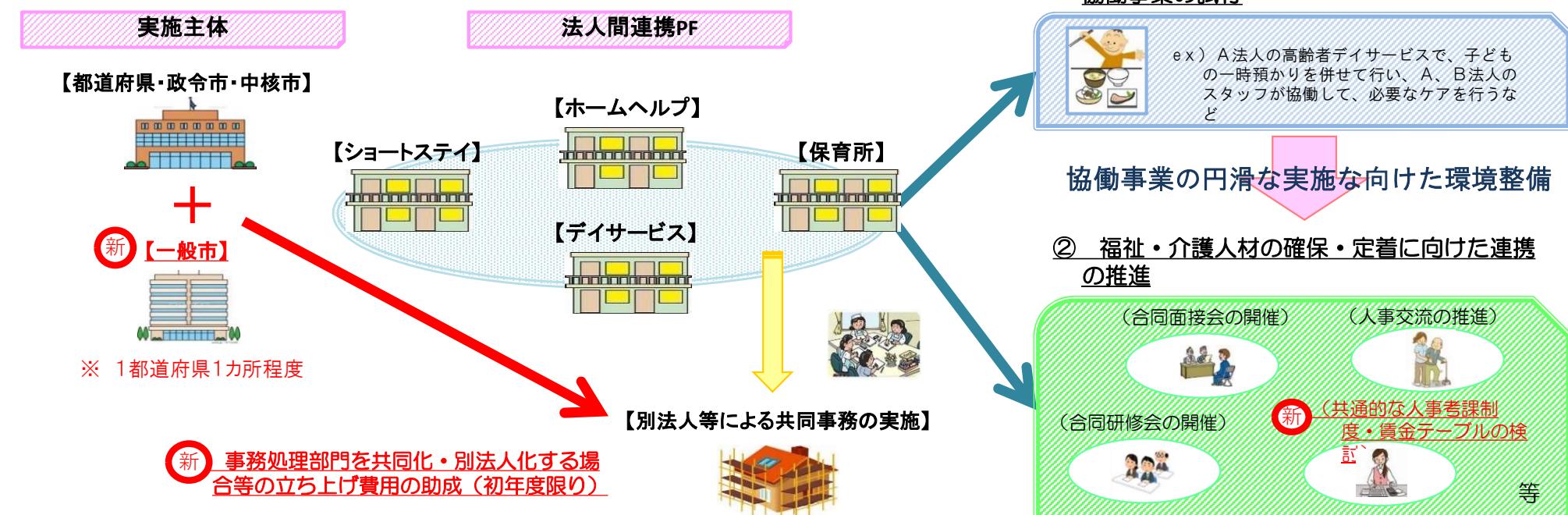
「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の拡充

【要旨】

〔 平成31年度予算額案：1,228,180千円（627,900千円）（（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）〕

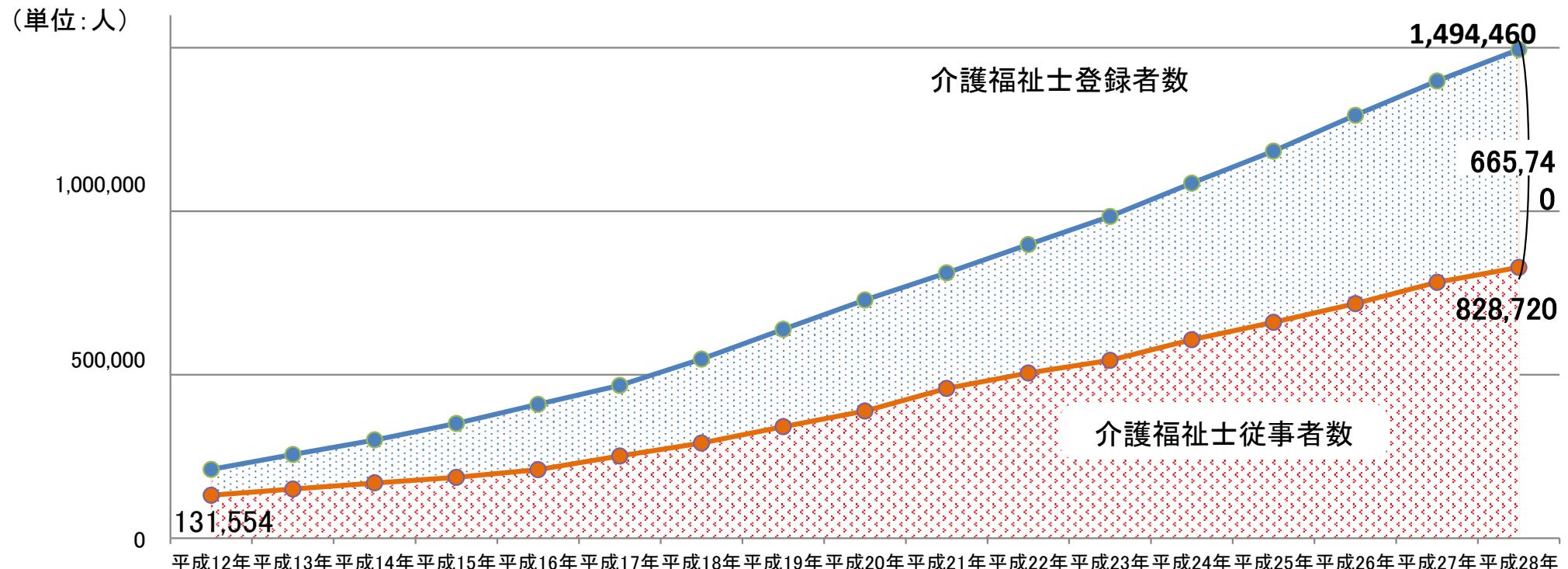
- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があるとしても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、平成31年度予算（案）においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

【事業内容】



介護福祉士の登録者数と介護職の従事者数の推移

- 介護職の中核を担うことが期待される介護福祉士のうち、介護職として従事（障害分野等他の福祉分野に従事している者を除く）している者は約6割程度に止まる。

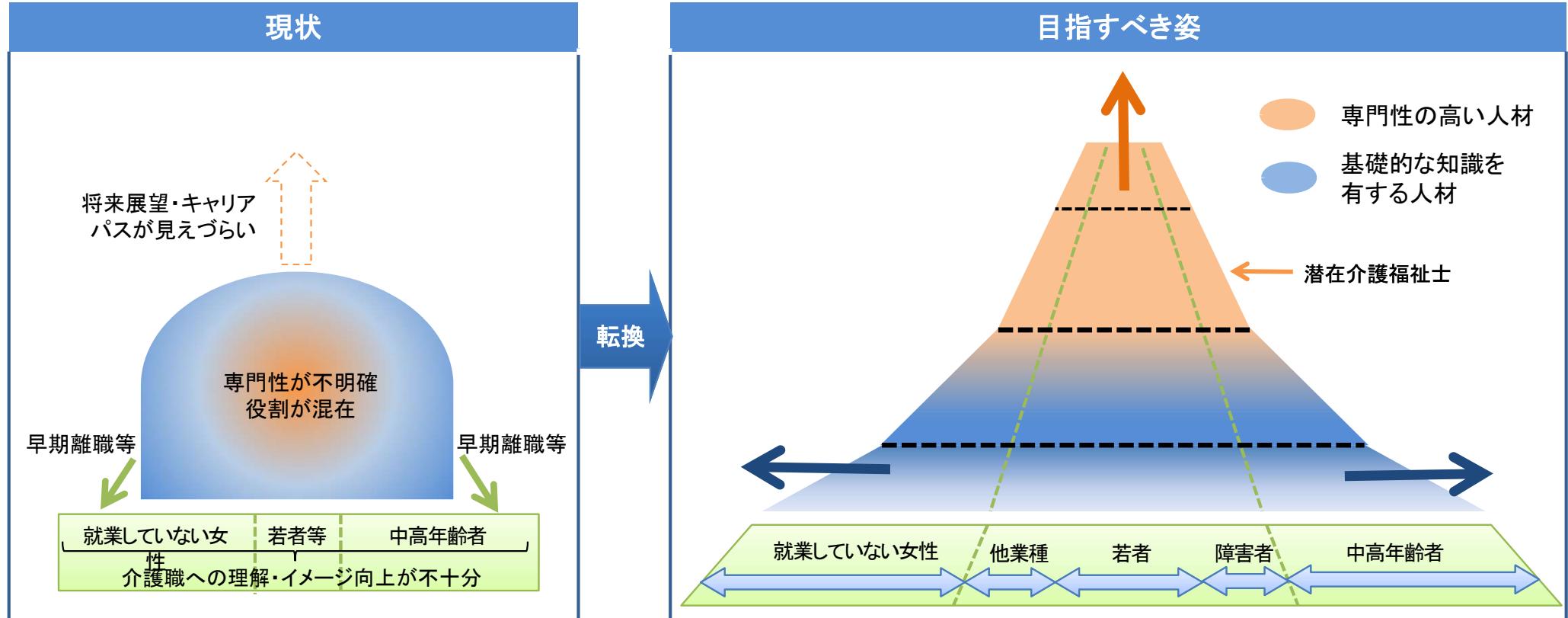


	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
介護福祉士登録者	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979	1,293,486	1,398,315	1,494,460
介護福祉士従事者数	131,554	150,331	169,189	186,243	209,552	251,824	291,057	341,290	389,143	458,046	505,330	543,930	607,101	660,546	717,793	782,930	828,720
介護福祉士の従事率	62.4%	58.7%	56.3%	53.0%	51.2%	53.8%	53.1%	53.4%	53.4%	56.4%	56.2%	55.3%	55.9%	55.8%	55.5%	56.0%	55.5%

注) 介護福祉士の従事者数について、平成21～28年度は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計している。
また、通所リハビリテーションの職員数は含めていない。

【出典】介護福祉士従事者数:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」
介護福祉士登録者数:社会福祉振興・試験センター「各年度9月末の登録者数」

介護人材確保の目指す姿 ~「まんじゅう型」から「富士山型」へ~

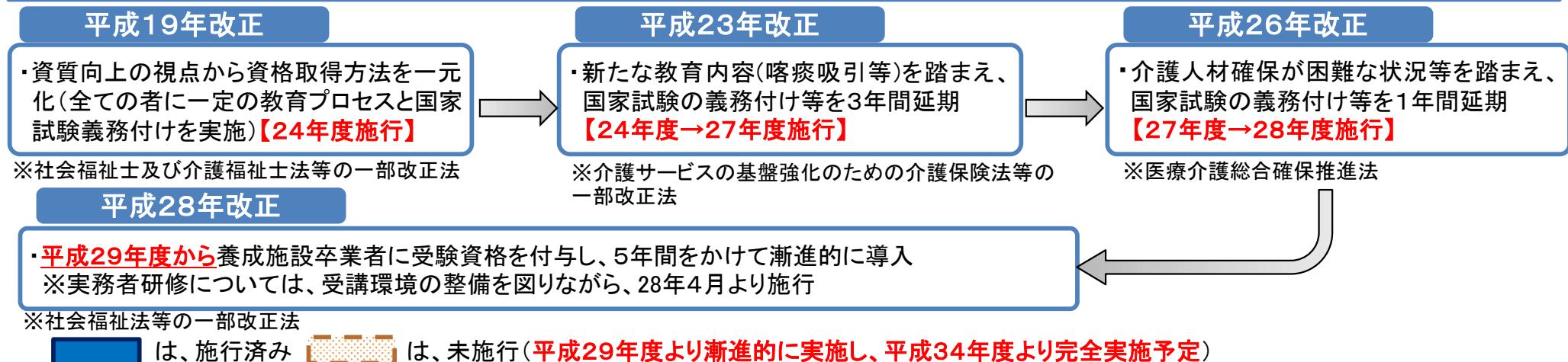


参入促進	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・待遇の改善	2. 道を作る 3. 長く歩み続ける	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する いったん介護の仕事についていた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする 5. 標高を定める	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す 限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯について

- 介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、
 - ① 一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、
 - ② 国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。



	実務経験ルート	養成施設ルート	福祉系高校ルート
教育プロセス 〔 実務経験 研修 〕	実務経験 3年以上 + 実務者研修(6月以上* / 450時間*) <small>*他研修修了による期間短縮・科目免除あり</small>	履修期間 2年以上 <small>(改正前 1,650時間)</small> (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 <small>(改正前 34単位(1,190時間*))</small> +19単位=53単位(1,855時間*) <small>*時間数は、1単位を35時間として換算 (注)特例高校は卒業後に実務経験9月以上が必要</small>
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

【参考】資格取得者数

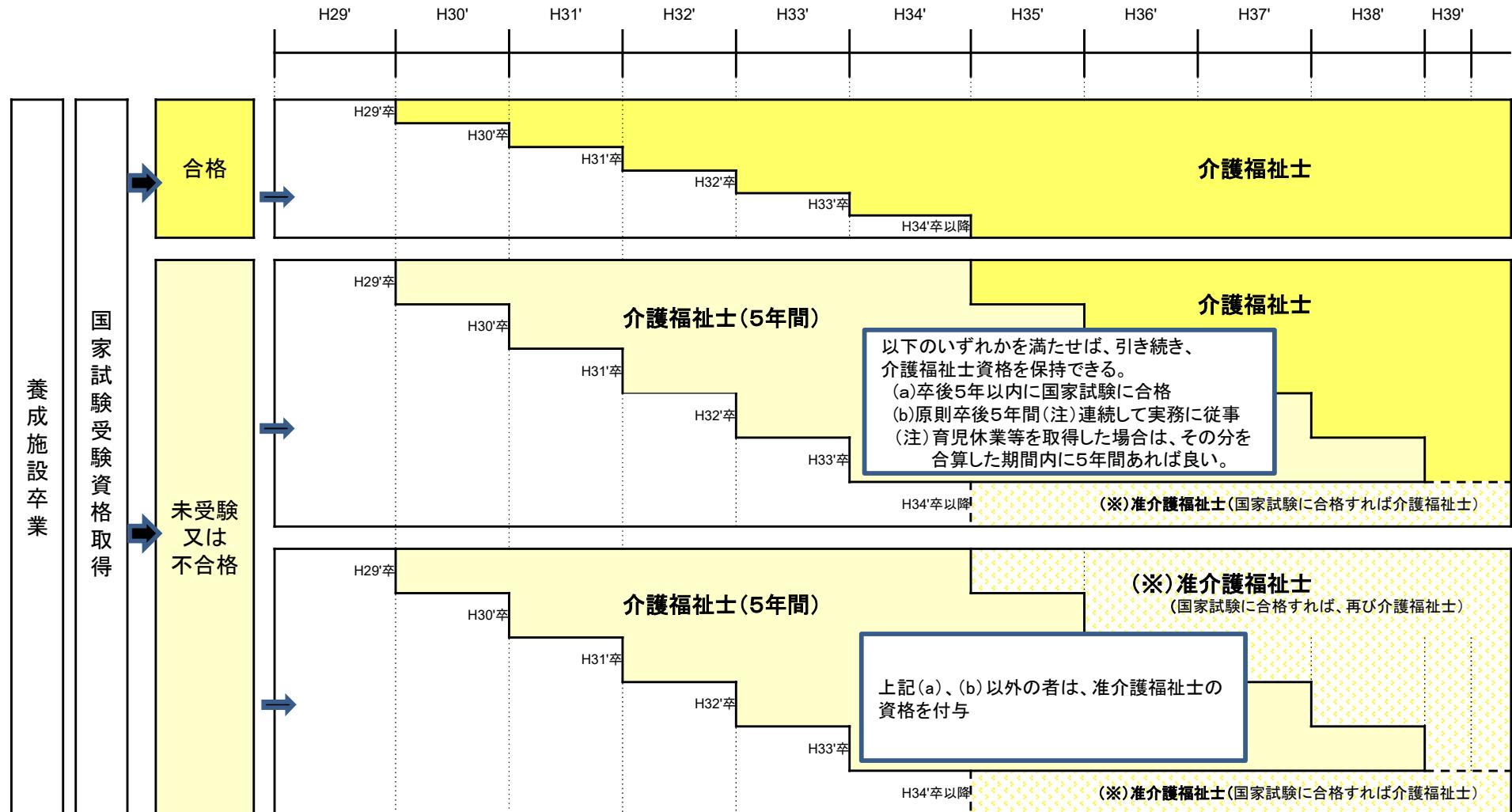
累計	約121.7万人	約34.2万人	内訳無し(実務経験ルートに含む)
平成29年度	約5.5万人	約0.03万人	(約0.3万人)

注1) 累計資格取得者数は平成30年3月末時点の登録者数、平成29年度の資格取得者数は平成29年3月末から平成30年3月末までの登録者の増加数を記載している。

注2) 福祉系高校ルートは実務経験ルートの資格取得者数に含むが、参考として、単年度増加数については平成30年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることとされた。

准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会

委員会設置の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の附則において、「政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされた。

これを受け、社会保障審議会福祉部会において、関係者による専門的観点から検討を進めるため、「福祉人材確保専門委員会」を設置。

検討事項

- ・ 介護人材が担う機能やキャリアパス等について
- ・ 社会福祉士のあり方について

構成員（○は委員長）

石本 淳也(公益社団法人日本介護福祉士会会长)
上野谷 加代子(一般社団法人日本社会福祉士養成校協会副会長)
川井 太加子(桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授)
武居 敏(社会福祉法人全国社会福祉協議会
　　全国社会福祉法人経営者協議会副会長)
○田中 滋(慶應義塾大学名誉教授)
堀田 聰子(慶應義塾大学大学院教授)

井之上 芳雄(公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長)
内田 芳明(公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長)
黒岩 祐治(全国知事会社会保障常任委員会委員(神奈川県知事))
高橋 福太郎(全国福祉高等学校長会理事長)
西島 善久(公益社団法人日本社会福祉士会会长)
平川 則男(日本労働組合総連合会総合政策局長)
森脇 由夏(日本商工会議所社会保障専門委員会委員)

開催実績

平成28年10月 5日	第6回(キャリアパスの全体像やチームリーダーの必要性などについて議論)
平成28年11月14日	第7回(介護福祉士に必要な資質やチームリーダーの育成内容などについて議論)
平成28年12月13日	第8回(今後の社会福祉士のあり方などについてフリートーキング)
平成29年 2月 7日	第9回(今後のソーシャルワークに求められる機能について議論、医師・看護師等の働き方ビジョン検討会での議論の紹介)
平成29年 3月28日	第10回(介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けた議論、社会福祉士に求められる役割の議論)
平成29年 9月26日	第11回(介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けた議論のとりまとめ)
平成29年10月24日	第12回(ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について)
平成30年 2月15日	第13回(ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について)
平成30年 3月16日	第14回(ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について(議論のとりまとめ))

介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（概要）

現状・課題

平成29年10月4日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 介護職の業務実施状況を見ると、介護福祉士とそれ以外の者で明確に業務分担はされていない。
※ 小規模事業所では業務を分担できるほどの職員数がないこと、訪問系サービスでは1人での訪問となることから訪問時に複数の業務を実施する必要があること、通所系・施設系サービスでは業務のピークタイムが存在することから介護職員が総出で介護を提供する必要があること、に留意が必要
- 管理者の認識では、認知症の周辺症状のある利用者やターミナルケアが必要な利用者などへの対応、介護過程の展開におけるアセスメントや介護計画の作成・見直しなどの業務は介護福祉士が専門性をもって取り組むべきという認識が高い。
- また、介護職のリーダーについて、介護職の統合力や人材育成力などの能力が求められているものの、十分に發揮できていないと感じている管理者が多い。一方で、介護職の指導・育成や介護過程の展開等を重視している事業所では、リーダーの役割等を明確にし、キャリアパスへ反映するなどの取組を行っている。
- 介護分野への参入にあたって不安に感じていたことには、「非常時等への対応」、「介護保険制度等の理解」、「ケアの適切性」といったことが挙げられている。

業務内容に応じた各人材層の役割・機能に着目するのではなく、利用者の多様なニーズに対応できるよう、介護職のグループによるケアを推進していく上で、介護人材に求められる機能や必要な能力等を明確にし、介護分野に参入した人材が意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、各人材が期待される役割を担っていけるようにすべき。

実現に向けた具体的な対応

介護職のグループにおけるリーダーの育成

- 介護職がグループで提供する介護サービスの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリア（5年程度の実務経験）を積んだ介護福祉士を介護職のグループにおけるリーダーとして育成。

介護福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

- 介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加などに伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化等に対応できる介護福祉士を養成する必要。

介護福祉士等による医療的ケアの実態の把握

- 医療との役割分担について、「医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」の提案も踏まえ、利用者への喀痰吸引及び経管栄養の実施状況や研修体制の整備状況などの実態を調査。

介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入

- 介護未経験者の介護分野への参入きっかけを作るとともに、非常時の対応などの参入にあたって感じている不安を払拭し、多様な人材の参入を促進するため、入門的研修を導入。

(参考) 介護福祉士に係る介護職グループでのチームリーダーとしての育成について

中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業

- 介護事業所において、中核的な役割を担う介護福祉士を育成するため、専門性を高めるための分野別の研修プログラムを開発し、介護サービスを提供する施設等において当該研修プログラムに基づいた研修を実施し、その結果を踏まえた研修実施のためのガイドラインを作成するもの。
- 平成29年度に国庫補助事業として、公益社団法人日本介護福祉士会が実施。

社会・援護局関係主管課長会議資料(平成30年3月)(抄)

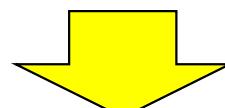
1 福祉・介護人材確保対策の推進

- ③ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組の推進
エ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

平成29年10月4日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会においてとりまとめられた「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームのリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

現在、介護福祉士会において、厚生労働省の補助事業として中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上研修モデル事業を実施しており、介護職のチームのマネジメント力を高めていくためのモデル研修を行っている。当該研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれたい。

(以下略)



※ 日本介護福祉士会によれば、今年度は、山形県、群馬県、静岡県及び熊本県において、上記モデル事業を活用したチームリーダー養成研修の実施が予定されているところ。

求められる介護福祉士像

< 平成19年度カリキュラム改正時 >

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

社会状況や
人々の意識の
移り変わり、
制度改正等

< 今回の改正で目指すべき像 >

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL(生活の質)の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う



高い倫理性の保持

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

第13回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会
平成30年2月15日

資料2

見直しの背景

- 平成29年10月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する必要があることから、各分野の有識者、教育者及び実践者による「検討チーム」を設置。

（「報告書」の養成課程の教育内容の見直しに係る部分について、事務局要約）

介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成する必要

- ・専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォロワーシップについて学習内容を充実させる
- ・本人が望む生活を地域で支えることができるケアの実践力向上のために必要な学習内容を充実させる
- ・介護過程におけるアセスメント能力や実践力を向上させる
- ・本人の意思（思い）や地域との繋がりに着目した認知症ケアに対応した学習内容を充実させる
- ・多職種協働によるチームケアを実践するための能力を向上させる

見直しの観点

- 「報告書」を踏まえ、現行の介護福祉士の養成・教育の内容や方法を整理し、下記の観点から教育内容の見直しを行った。
 - ①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
 - ②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
 - ③介護過程の実践力の向上
 - ④認知症ケアの実践力の向上
 - ⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

教育内容の見直しのスケジュール

- 2018（平成30）年度から周知を行う。2019（平成31）年度より順次導入を想定。

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（主な事項）

- 「報告書」に示された、今後求められる介護福祉士像に即し、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(以下「指針」という。)」に示されている各領域の【目的】、教育内容の【ねらい】を体系的に整理。
- 領域間で関連・重複する教育の内容の整理を含め、【教育に含むべき事項】の主旨を明確にするため、指針に【留意点】を追加。

① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充

領域: 人間と社会

介護職のグループの中での中核的な役割やリーダーの下で専門職としての役割を発揮することが求められていることから、リーダーシップやフォローワーシップを含めた、チームマネジメントに関する教育内容の拡充を図る。

※人間と社会に関する選択科目に配置されていた「組織体のあり方、対人関係のあり方(リーダーとなった場合の)人材育成のあり方についての学習」を整理

○ 「人間関係とコミュニケーション」の教育に含むべき事項に、チームマネジメントを追加(30時間→60時間)

⇒ 介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用などの人材管理、それに必要なリーダーシップ・フォローワーシップなど、チーム運営の基本を理解する内容

(参考 コミュニケーションに関する教育の内容を、各領域の目的に沿って整理)

- 「人間関係とコミュニケーション(領域: 人間と社会)」: 人間関係の形成やチームで働くための能力の基盤となるコミュニケーション
- 「コミュニケーション技術(領域: 介護)」: 介護の対象者との支援関係の構築や情報の共有化等、介護実践に必要なコミュニケーション

② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上

領域: 人間と社会

領域: 介護

対象者の生活を地域で支えるために、多様なサービスに対応する力が求められていることから、各領域の特性に合わせて地域に関連する教育内容の充実を図る。

○ 「社会の理解」の教育に含むべき事項に、地域共生社会を追加

⇒ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアシステムのしくみを理解し、その実現のための制度や施策を学ぶ内容

○ 「介護実習」の教育に含むべき事項に、地域における生活支援の実践を追加

⇒ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容

注)「⇒」は、指針に示されるカリキュラムに反映する具体的な内容

③ 介護過程の実践力の向上

領域: 介護

介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、各領域で学んだ知識と技術を領域「介護」で統合し、アセスメント能力を高め実践力の向上を図る。

- 領域「介護」の目的に、各領域での学びと実践の統合を追加
⇒ 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う
- 「介護総合演習」と「介護実習」に、新たに【教育に含むべき事項】を追加
⇒ 「介護総合演習」: 知識と技術の統合、介護実践の科学的探求
⇒ 「介護実習」: 介護過程の実践的展開、多職種協働の実践、地域における生活支援の実践

④ 認知症ケアの実践力の向上

領域: こころとからだ

本人の思いや症状などの個別性に応じた支援や、地域とのつながり及び家族への支援を含めた認知症ケアの実践力が求められていることから、認知症の理解に関する教育内容の充実を図る。

- 「認知症の理解」の教育に含むべき事項に、認知症の心理的側面の理解を追加
⇒ 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾患及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容
- 「認知症の理解」の教育に含むべき事項に、認知症に伴う生活への影響のみならず、認知症ケアの理解を追加
⇒ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの基礎的な知識を理解する内容

⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

領域: 介護 領域: こころとからだ

施設・在宅にかかわらず、地域の中で本人が望む生活を送るための支援を実践するために、介護と医療の連携を踏まえ、人体の構造・機能の基礎的な知識や、ライフサイクル各期の特徴等に関する教育内容の充実を図る。

- 「介護実習」の教育に含むべき事項に、多職種協働の実践を追加
⇒ 多職種との協働の中で、介護職種としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容
- 「こころとからだのしくみ」の教育に含むべき事項を、こころとからだのしくみⅠ(人体の構造や機能を理解するための基礎的な知識)とⅡ(生活支援の場面に応じた心身への影響)に大別
- 「発達と老化の理解」の教育に含むべき事項の「人間の成長と発達」に、ライフサイクルの各期の基礎的な理解を追記
⇒ 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期(乳幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期)における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容

「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」検討チーム

幹事会

石本 淳也（日本介護福祉士会 会長）
上原 千寿子（日本介護福祉士養成校協会 理事）
遠藤 英俊（国立長寿医療研究センター長寿医療研修センター長）
堀田 聰子（慶應義塾大学大学院 教授）
領域代表(領域別)
井上 善行（領域:人間と社会）
荏原 順子（領域:人間と社会）
秋山 昌江（領域:こころとからだのしきみ・医療的ケア）
川井 太加子（領域:こころとからだのしきみ・医療的ケア）
高岡 理恵（領域:介護）
本名 靖（領域:介護）
領域:人間と社会
朝倉 京子（東北大学大学院 教授）
○ 井上 善行（日本赤十字秋田短期大学 教授）
○ 芋原 順子（目白大学 教授）
笠原 幸子（四天王寺大学 教授）
志水 幸（北海道医療大学 教授）
鈴木 幹治（三重県立伊賀白鳳高等学校 教諭）
鈴木 俊文（静岡県立大学短期大学部 准教授）
野村 僕（南海福祉専門学校 講師）
松井 奈美（植草学園短期大学 教授）
領域:こころとからだのしきみ・医療的ケア
○ 秋山 昌江（聖心タリナ大学 教授）
○ 川井 太加子（桃山学院大学 教授）
小林 千恵子（金城大学 教授）
白井 孝子（東京福祉専門学校 副校長）
津田 理恵子（神戸女子大学 教授）
名原 伸子（和歌山県立有田中央高等学校 教諭）
西井 啓子（富山短期大学 教授）
早川 京子（関西保育福祉専門学校 講師）
格崎 京子（帝京科学大学 教授）
堀江 竜弥（仙台大学 講師）
宮島 渡（高齢者総合福祉施設アザレアンさんだ 総合施設長）
領域:介護
神谷 典成（長野社会福祉専門学校 講師）
斎藤 美穂（東北文教大学短期大学部 講師）
佐藤 春子（宮城県登米総合産業高等学校 教諭）
品川 智則（東京YMCA医療福祉専門学校 講師）
柴山 志穂美（埼玉県立大学 准教授）
杉原 優子（地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 施設長）
○ 高岡 理恵（華頂短期大学 准教授）
竹田 幸司（田園調布学園大学 講師）
東海林 初枝（聖和学園短期大学 准教授）
奈良 環（文京学院大学 准教授）
○ 本名 靖（東洋大学 教授）
吉藤 郁（松本短期大学 講師）

敬称略
五十音順
○=幹事委員

開催日時	検討事項
第1回幹事会 8月21日	・福祉人材確保対策専門委員会の議論の進捗報告 ・教育内容の見直しの方向性の確認
第1回作業部会 介護① 8月29日 介護② 8月30日	・各領域における既存カリキュラムの現状把握と課題等の検討 -カリキュラムの実態把握 -科目間連携について
第1回作業部会 こころとからだ 8月30日	
第1回作業部会 人間と社会 8月30日	
第2回作業部会 人間と社会 9月25日	
第2回作業部会 こころとからだ 9月28日	・各領域のカリキュラムの見直し -教育内容、教育に含むべき事項 -科目間連携について
第2回作業部会 介護 10月6日	
第2回幹事会 10月10日	・福祉人材確保対策専門委員会の取りまとめ報告 ・作業部会の進捗報告 ・養成課程修了時の到達目標の検討
領域幹事作業部会 11月27日	・改正カリキュラム(案)の領域間調整
第3回作業部会 こころとからだ 12月5日	
第3回作業部会 人間と社会 12月6日	・改正カリキュラム(案)の検討 -教育内容、教育に含むべき事項 -想定される教育内容の例
第3回作業部会 介護 12月8日	
領域幹事作業部会 12月26日	・改正カリキュラム(案)全体像の検討
第3回幹事会 1月29日	・改正カリキュラム(案)の検討

今後取り組むべき事項に関する検討チームからの意見

「検討チーム」において、見直しを行った介護福祉士養成課程の教育内容が、その目的やねらいに沿って体系的かつ効果的に教授されるために、次の取り組みの必要性について意見があった。

○ 教授方法や教育実践の事例を含めた教育方法の提示

- ・ 今般の見直しにおいては、教育に含むべき事項について、留意点を示した。その教授にあたって、想定される教育内容や教育実践の好事例、教材活用等の教育実践の検討を行い、効果的な教育方法を示すことが必要。

○ 体系的な教育実践の必要性

- ・ それぞれの領域のねらいや教育内容の目的・主旨を踏まえ、相互の体系的な関連性・順次性を考慮した教育実践が必要。このため、相互の体系的な関連性や教育の目的を可視化するしくみとして、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの活用方法の検討が必要。
- ・ 学内で学んだ知識と技術を実践の場で統合し、専門職としての態度や実践力を養うため、養成校と実習施設が連携する必要がある。このため、実習施設と介護実習の目的やねらいの共有を図ることや、実習指導の質の向上を目指した取り組みが必要。

○ 習得すべき知識や技術の評価指標の作成

- ・ 領域の目的や教育内容のねらいに示した習得すべき能力や態度について、基準となる修得度の評価指標を作成することが必要。

1. 介護人材確保の現状

2. 今後の方向性

3. 介護分野における外国人の受入れ

外国人介護人材の受入れについての考え方

【国内の人材確保対策】

- 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ
 - ③技能実習：日本から相手国への技能移転
 - ④介護分野における特定技能の在留資格付与：就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、756名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する「入管法一部改正法」が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する「入管法一部改正法」が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

介護に従事する外国人の受入れ

EPA（経済連携協定）
(インドネシア・フィリピン
・ベトナム)

在留資格「介護」
(H29. 9/1～)

技能実習
(H29. 11/1～)

特定技能
(H31. 4/1～)

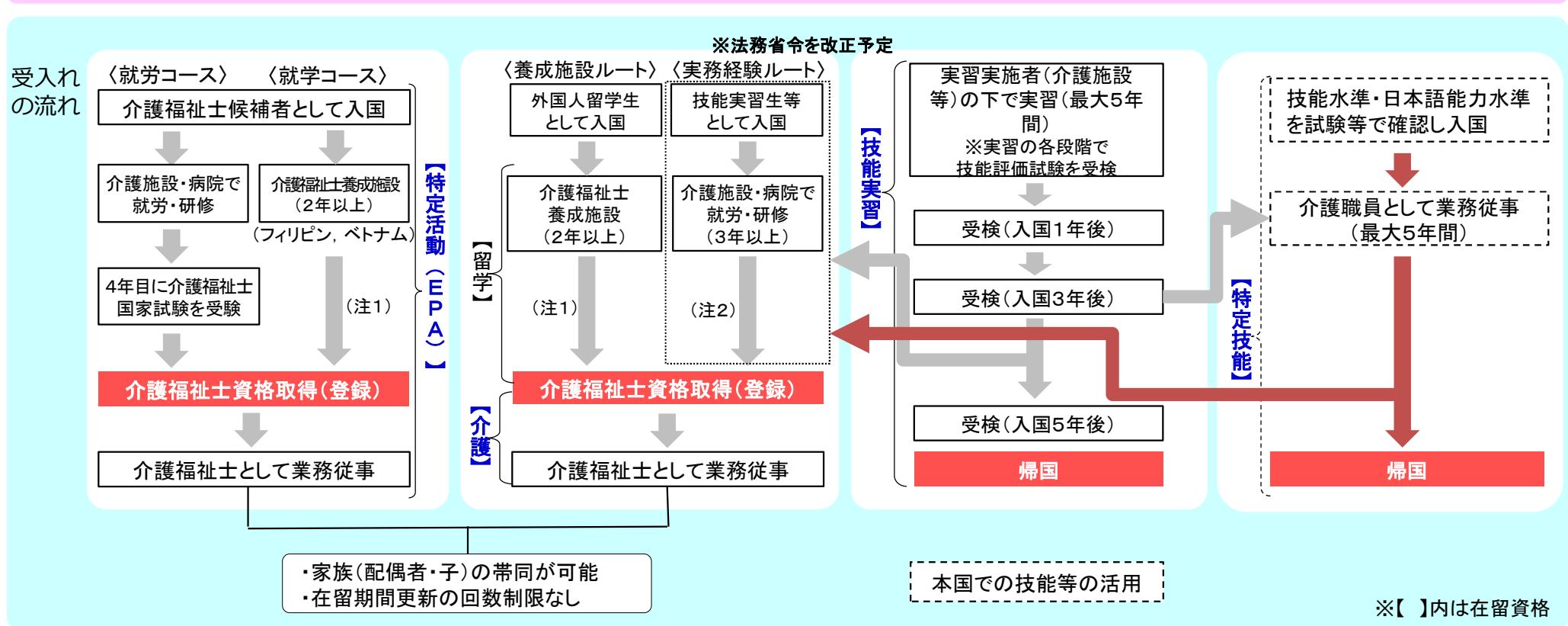
制度
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

就労目的での
即戦力人材の受入れ

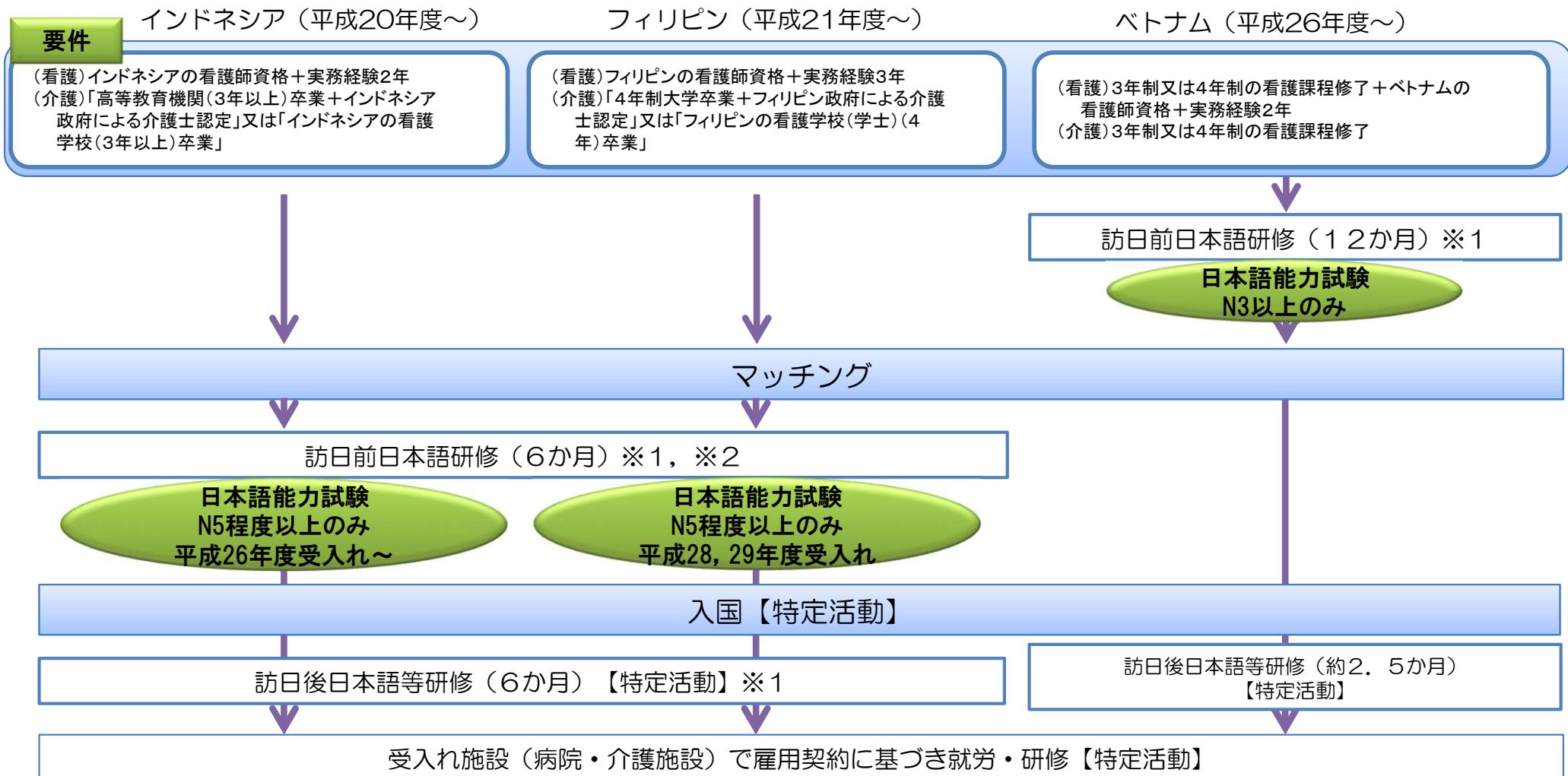


(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めている。

経済連携協定に基づく受入れの枠組

- 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



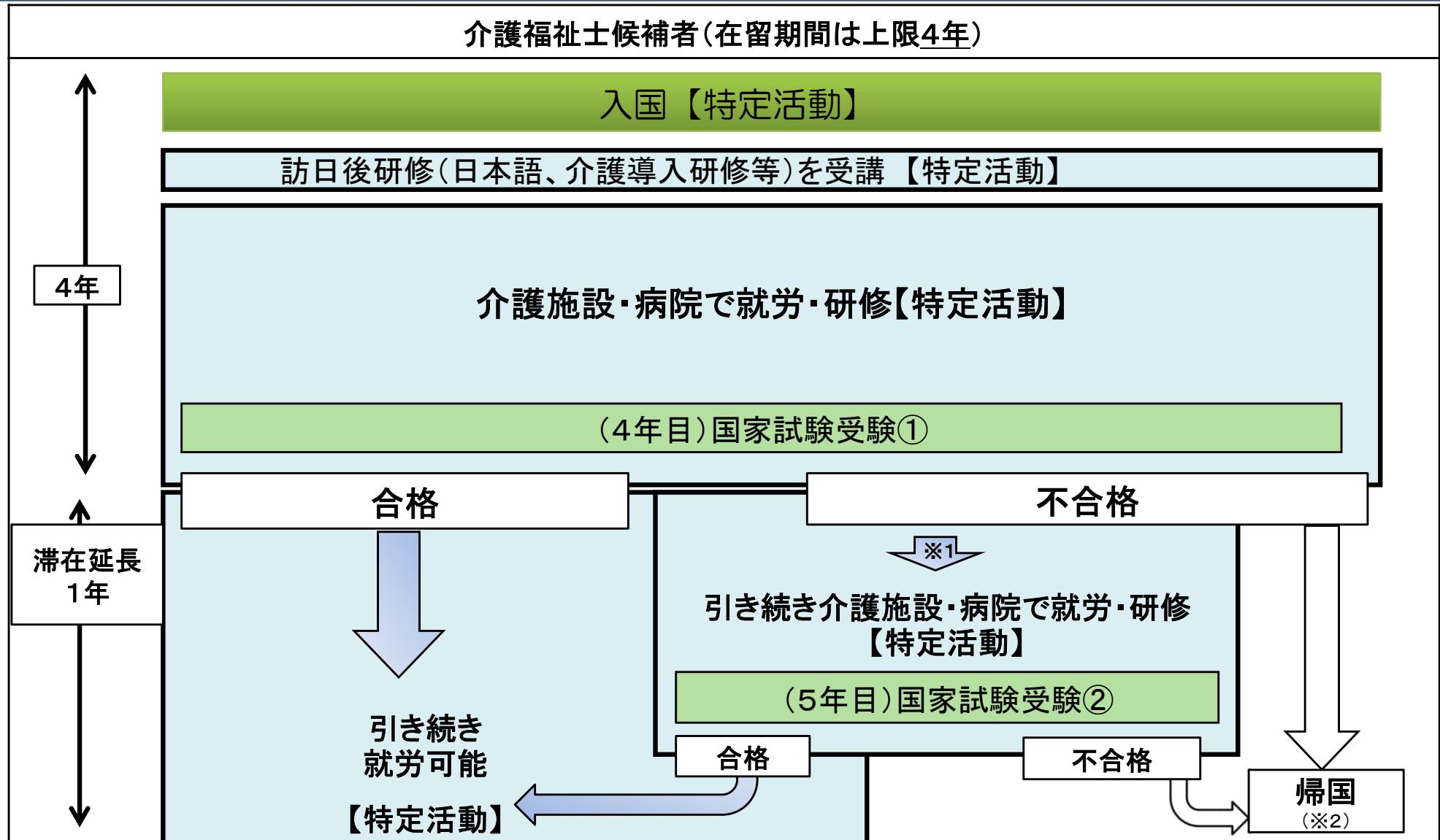
注【】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

経済連携協定に基づく受け入れの枠組(介護:入国以降)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

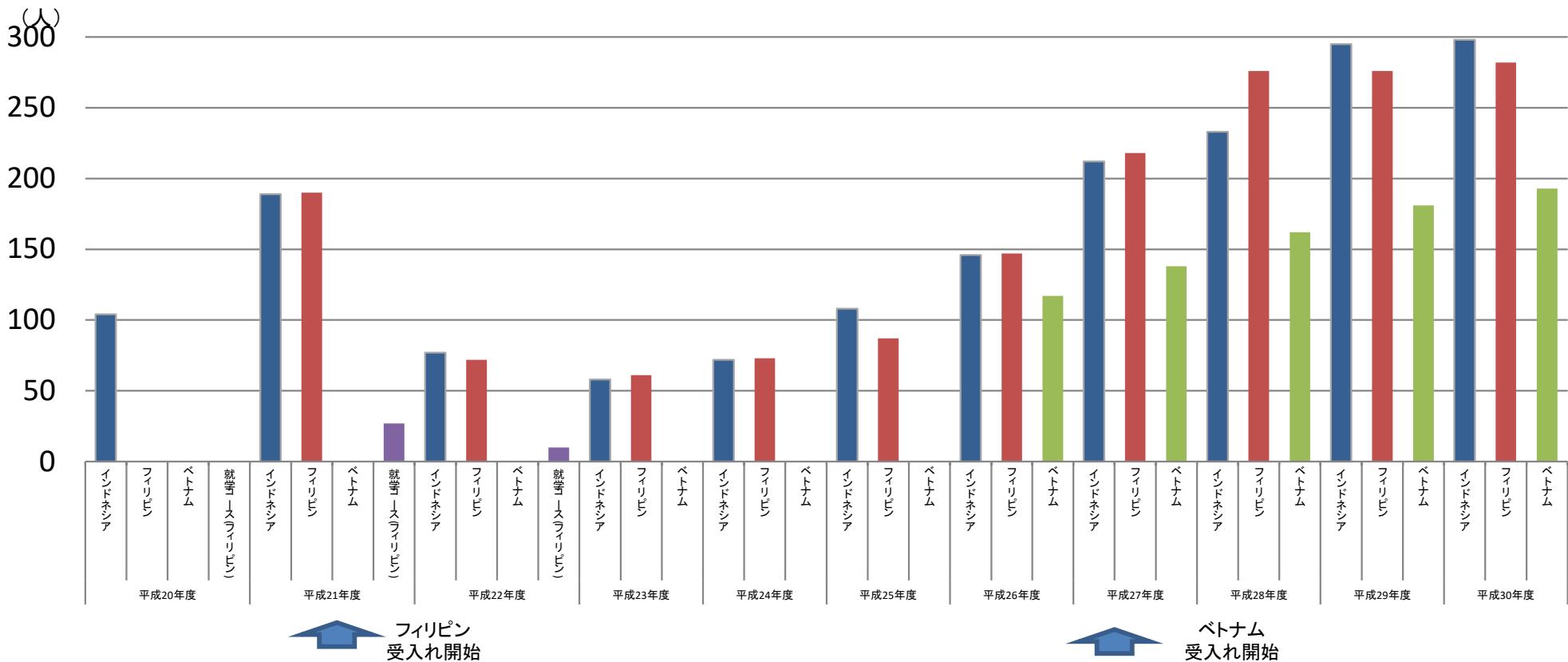
(平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月の閣議決定による。)

(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注)【】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は4,300人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	1,682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	4,265
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。

※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修

ベトナム＝訪日前12カ月間
インドネシア・フィリピン＝訪日前6カ月間

訪日後

【訪日後日本語研修】

- ・インドネシア・フィリピン
=訪日後6カ月間
- ・ベトナム
=訪日後2.5カ月間

【介護導入研修】

※訪日後日本語研修期間の内10日間

- 概要
介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修
- 研修時間
40時間以上
- 研修科目例
〔介護〕
介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護 等)

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における学習・指導経費の支援

- 候補者の学習支援(候補者一人当たり)
 - ※ 日本語講師や養成校教員の受け入れ、日本語学校への通学等(235千円／年)
 - (1)日本語講師や養成校教員等の受け入れ施設への派遣
 - (2)日本語学校への通学
 - (3)模擬試験や介護技術講習会への参加
 - (4)学習支援に必要な備品購入費
 - ※ 咳痰吸引等研修の受講に係る経費(95千円／年 日本での滞在期間中一回のみ)

- 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり)
 - ※ 研修担当者の手当等(80千円／年)

2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

- (1)日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
- (2)介護分野の専門知識に関する通信添削指導
- (3)介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援
 - (模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)

3 国際厚生事業団による受入支援

- (1)巡回訪問指
- (2)相談窓口の設置
- (3)日本語・漢字統一試験
- (4)受入施設担当者向けの説明会
- (5)過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供
- (6)学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加)
- (7)就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
- (8)受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示

介護福祉士国家試験の受験

全ての漢字のふりがな付記
試験時間の延長
1.3倍
看護
1.5倍
難解な表現の言換え
疾病名等の英語併記

EPA介護福祉士候補者等の受入支援等について

- 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受け入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援を行う。

【事業内容】

	外国人介護福祉士候補者等受入支援事業	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	<ul style="list-style-type: none">・候補者の就労前の「介護導入研修」の実施・候補者等の受入施設を巡回訪問して研修状況の把握や必要な指導の実施・候補者等や受入施設からの就労・研修に係る相談・助言	<ul style="list-style-type: none">・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施・介護分野の専門知識に関する通信添削指導・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援
実施主体	(公社)国際厚生事業団(JICWELS)	民間団体(公募)

【候補者数等の推移】

入国年度	EPA介護福祉士候補者数(30.10.1現在)				巡回施設数 (実績)
	インドネシア	フィリピン	ベトナム	計	
27年度	195人	183人	106人	484人	296か所
28年度	228人	265人	155人	648人	367か所
29年度	295人	276人	180人	751人	484か所
30年度	298人	282人	193人	773人	—

【平成31年度予算額(案)】

(目)衛生関係指導者養成等委託費

○外国人介護福祉士候補者等受入支援事業

(31'予算額(案)) (30'予算額)
87, 907千円 ← 82, 976千円(+4, 931千円)

○外国人介護福祉士候補者学習支援事業

(31'予算額(案)) (30'予算額)
127, 064千円 ← 114, 697千円(+12, 367千円)

介護に従事する外国人の受入れ(在留資格「介護」の創設)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革 外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

- 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考)
介護福祉士登録者数
139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数
379校(H27年4月)

(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

在留資格「介護」による受入れ

外国人留学生として入国

介護福祉士養成施設 (2年以上)

(注1)

【留学】

【
介
護
】

(参考) インドネシア、フィリピン、ベトナムとの
EPA(経済連携協定)による受入れ

〔就労コース〕 〔就学コース〕

介護福祉士候補者として入国

介護施設・病院で就労・研修

4年目に介護福祉士 国家試験を受験

介護福祉士養成施設 (フィリピン、ベトナム)

(注1)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事

※【】内は在留資格

(注2) 特例措置について

本邦の介護福祉士養成施設を卒業した外国人が、平成29年4月から改正法施行までの間に、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う場合については、特例措置として「特定活動」を許可

【特定活動 EPA】

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

29年度補正予算額 14.0億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることになった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

事業実施スキーム

養成施設入学者への修学資金貸付け

○貸付額(上限)

介護福祉士養成施設修学者

ア 学 費 5万円(月額)

イ 入学準備金 20万円(初回に限る)

ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)

エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】
都道府県又は
都道府県が適当と認める団体



貸
付

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修
学資金等の返
済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職、
自己都合退職等)

借り受けた修
学資金を実施
主体に返済。



在留資格「留学」により
入国した留学生

入学

介護福祉士養成施設
の学生

卒業、
資格取得

資格取得後、介護業務に従事することで
在留資格「介護」により長期滞在可能

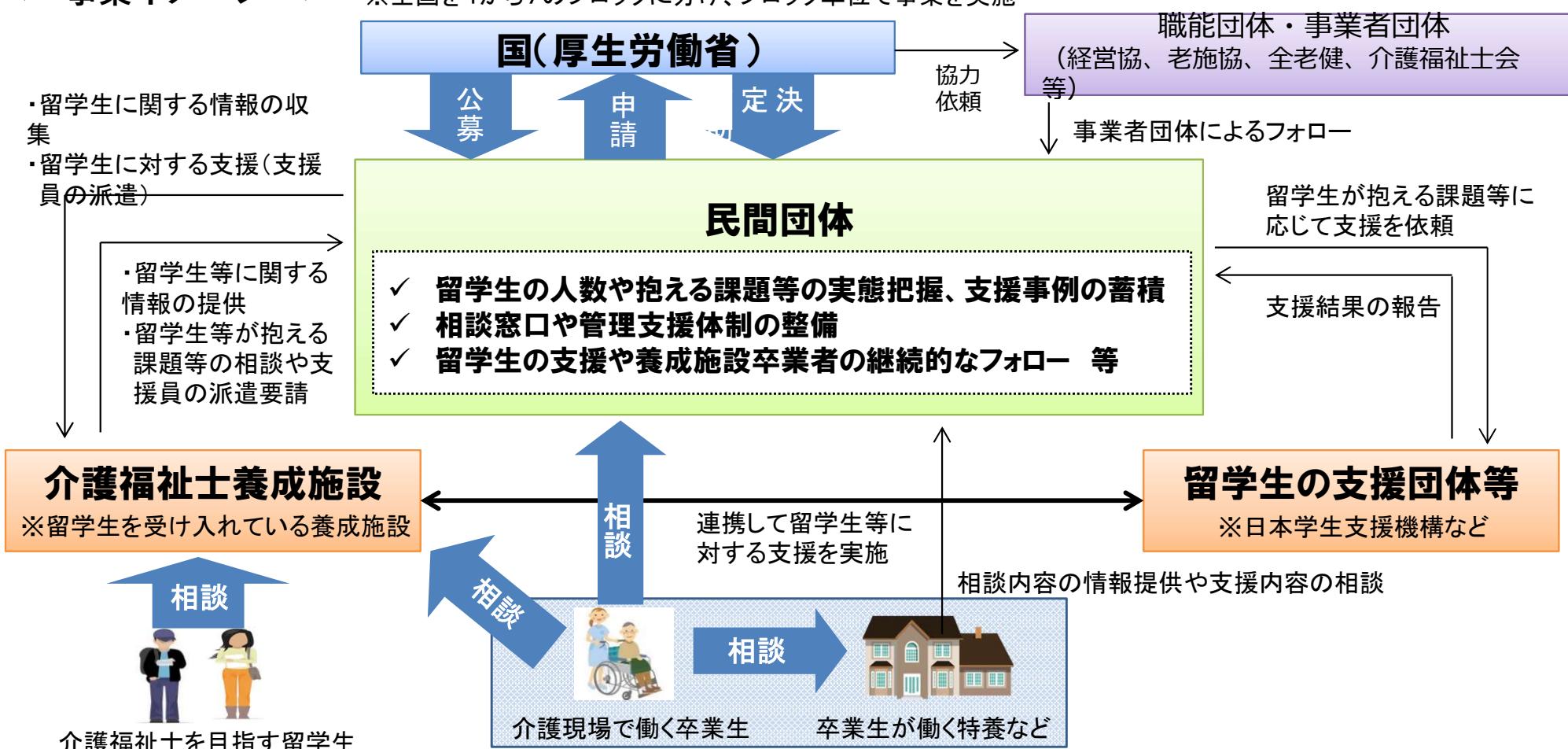
介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業

平成30年度予算額
1.3億円

- 在留資格「介護」の創設により、介護福祉士の資格を取得し、日本国内で介護の業務に従事するため、介護福祉士養成施設への外国人留学生が増加していくことが考えられる。
- こうした人材については、介護現場における専門人材としての活躍が期待されることから、日本での日常生活面における支援や就職後における悩み等に対する相談支援など、在学中や養成施設卒業後の継続的なフォローを実施していくことが重要である。
- このため、介護福祉士を目指す外国人留学生等の実態把握や日常生活面における支援を実施するなど、相談支援等の体制整備を図る。

< 事業イメージ >

※全国を4から7のブロックに分け、ブロック単位で事業を実施



介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業 (平成30年度厚生労働省予算事業)

介護福祉士を目指す留学生のための 相談窓口を開設します。

～あなたをサポートします～

English: I am in trouble (Life, money, study, job, exam of Certified Care Worker, Japanese language, etc.)

中文: 我遇到烦恼了 (生活, 金钱, 学习, 工作, 介护福祉士的资格证, 日语等)

日本語: 困っています (生活・お金・勉強・仕事・介護福祉士の資格・日本語のことなど)

Tiếng Việt: Gặp các vấn đề khó khăn (Cuộc sống, tiền bạc, học tập, công việc, bỗng cấp của nhân viên chăm sóc điều dưỡng, tiếng Nhật,...)

お困りごとがありましたら何でもご相談ください。

お電話でのご相談 (平日10~13時、14~18時) 0120-07-8505

メールでのご相談 kaigo-ryugaku-support@kaiyoko.net

LINE@でのご相談 ▲LINEアプリの「友だち追加」からQRコードで登録!

Facebookでのご相談 ▲Facebookページ「日本介護福祉士養成施設協会」からQRコードで登録!

介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 Consultation Center for International Students Studying Care Work

相談支援センターについて » Why? 何因 Tại sao?

介護福祉士を目指す外国人留学生等が抱えるお悩みの相談にのったり、支援をする相談センターを開設しました。無料で専門家が相談にお答えします。

相談方法 » How? 如何 Bằng cách nào?

まずはお電話かメール、LINE@・Facebookでご相談ください！

0120-07-8505 (平日10~13時 14~18時)
kaigo-ryugaku-support@kaiyoko.net

QRコード: LINEアプリの「友だち追加」からQRコードで登録!

専門スタッフによる電話相談の時間帯 » When? 何时 Khi nào?

下記の曜日や時間帯にそれぞれ専門スタッフが待機して電話相談を受け付けます！

曜日	時間帯	対象
水曜日・木曜日	10~13時 / 14~18時	英語・中国語による相談
金曜日	10~13時 / 14~18時	ベトナム語による相談
火曜日	14~18時	仕事や社会保険に関する相談
月曜日	10~13時 / 14~18時	日本語の勉強に関する相談

対象の方 » Who? 何人 Là ai?

在学生をはじめ、卒業生や養成施設、介護施設の方も歓迎です！

A 介護福祉士養成施設に在学中の外国人留学生

B 外国人留学生として介護福祉士養成施設を卒業した方

C 介護福祉士養成施設

D 外国人介護人材を受け入れている介護施設など

相談内容 » What? 何事 Là gi?

介護福祉士を目指す留学生に関する、あらゆるお悩みをご相談ください！

◆留学生の場合: 生活のこと・お金のこと・勉強のこと・仕事のこと・介護の資格のこと・日本語のことなど

◆養成施設の場合: 留学生からの相談のことなど

◆介護施設の場合: 留学生のアルバイト採用のことなど

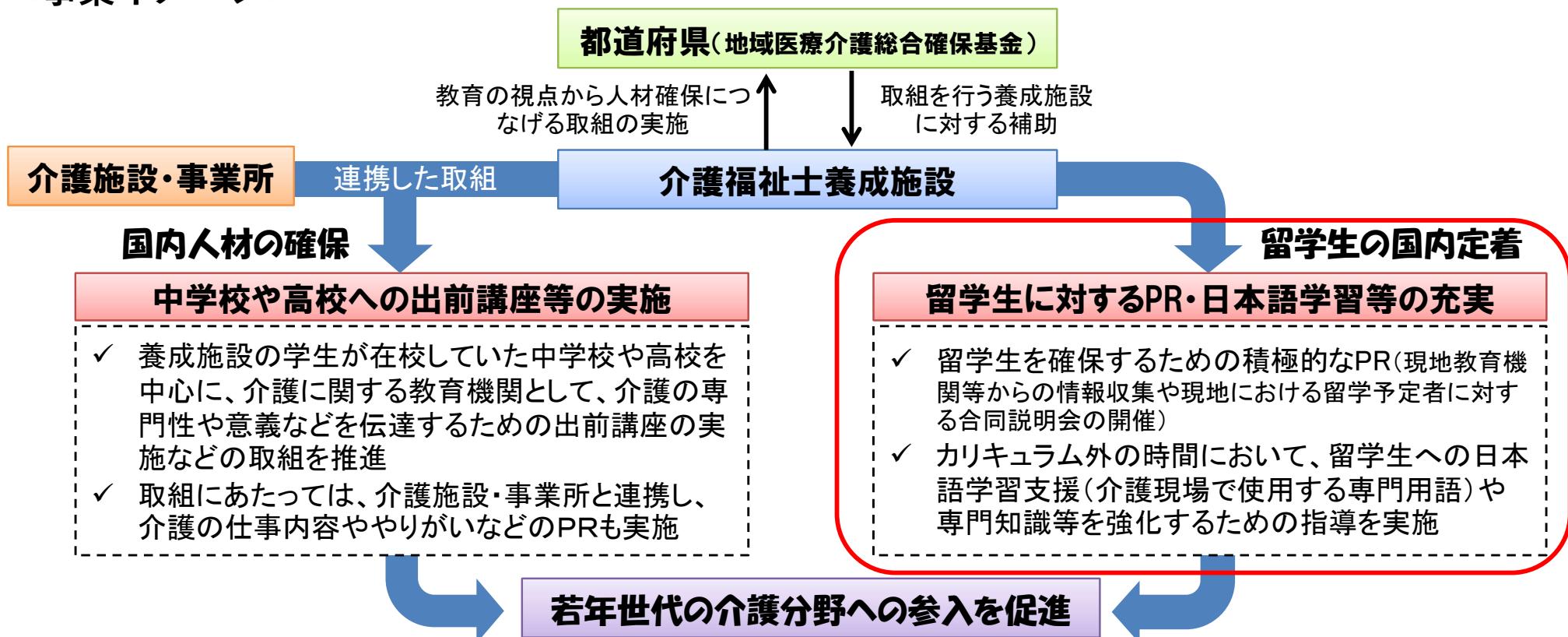
公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

【地域医療介護総合確保基金の平成30年度新規メニュー】

- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少してきており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人／定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

<事業イメージ>



新

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

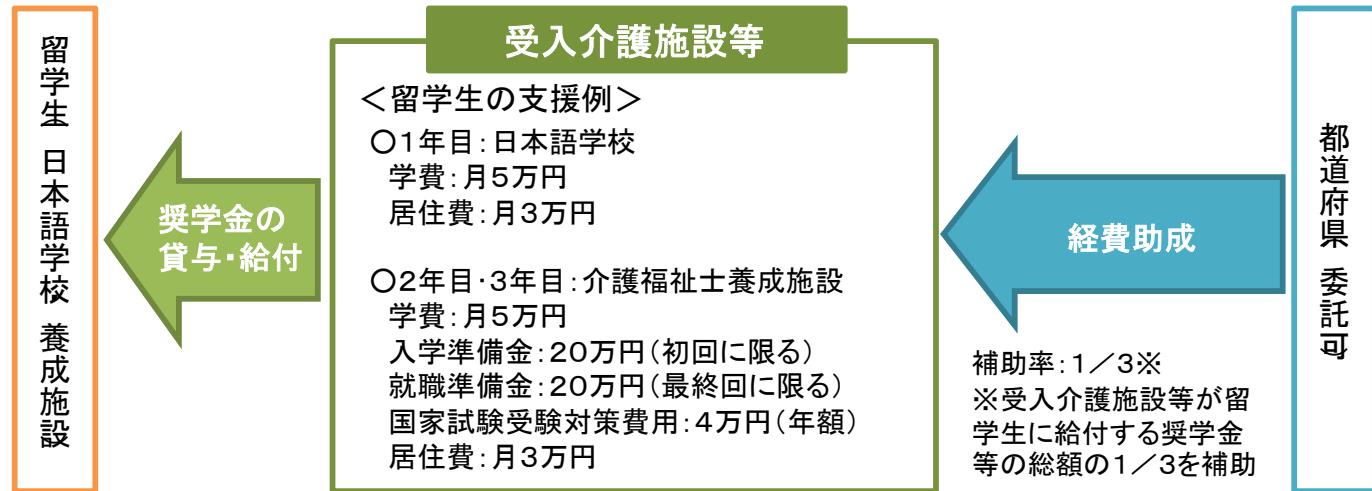
1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。



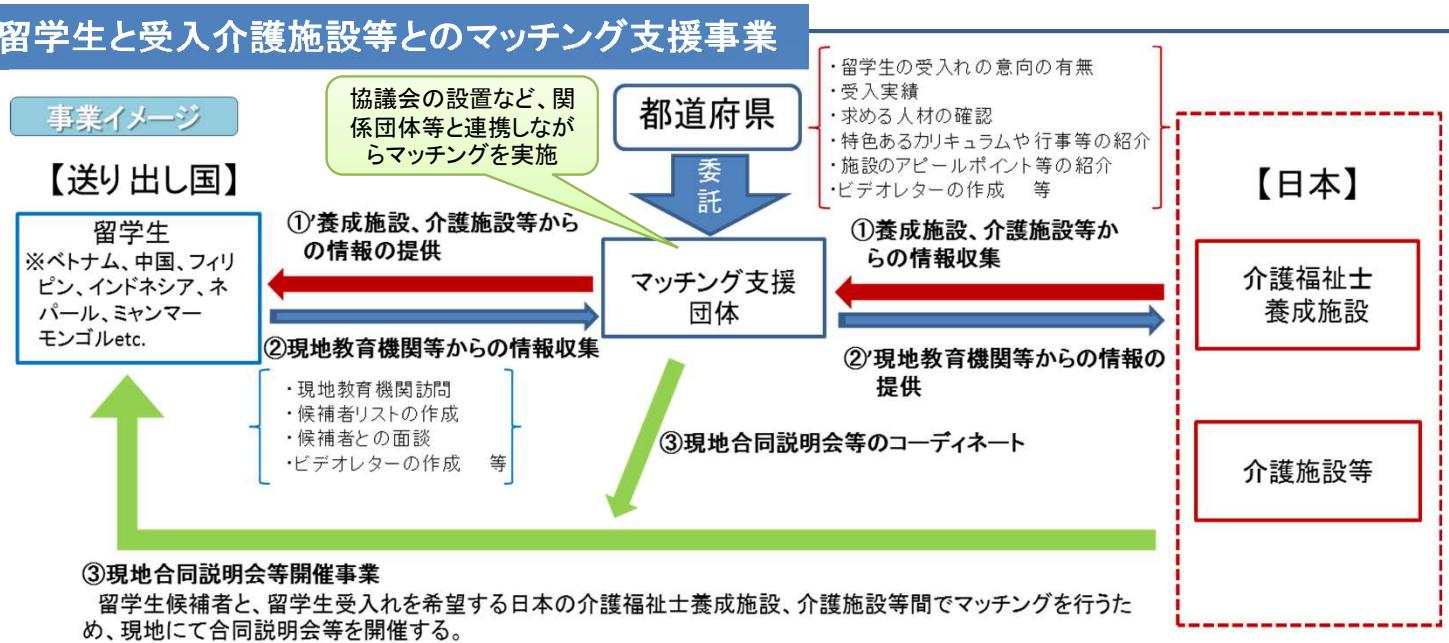
2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るために、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

【事業内容】

- ① 外国人留学生の情報収集や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- ② 現地での合同説明会の開催等のマッチング支援 等



在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定

見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受け入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考)現行法令

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

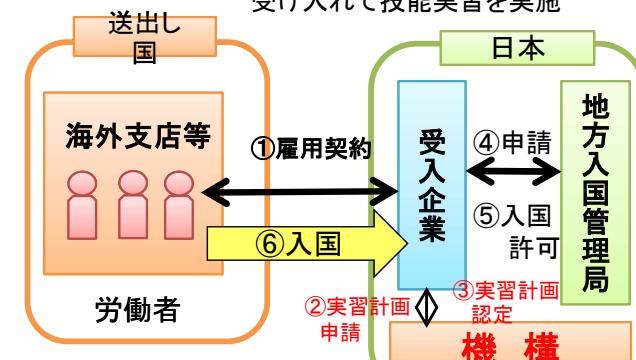
活動	基 準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

技能実習制度の仕組み

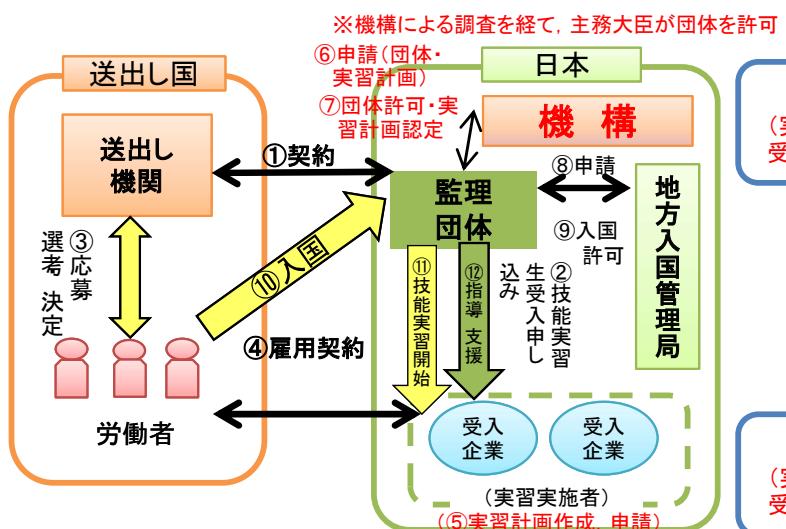
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

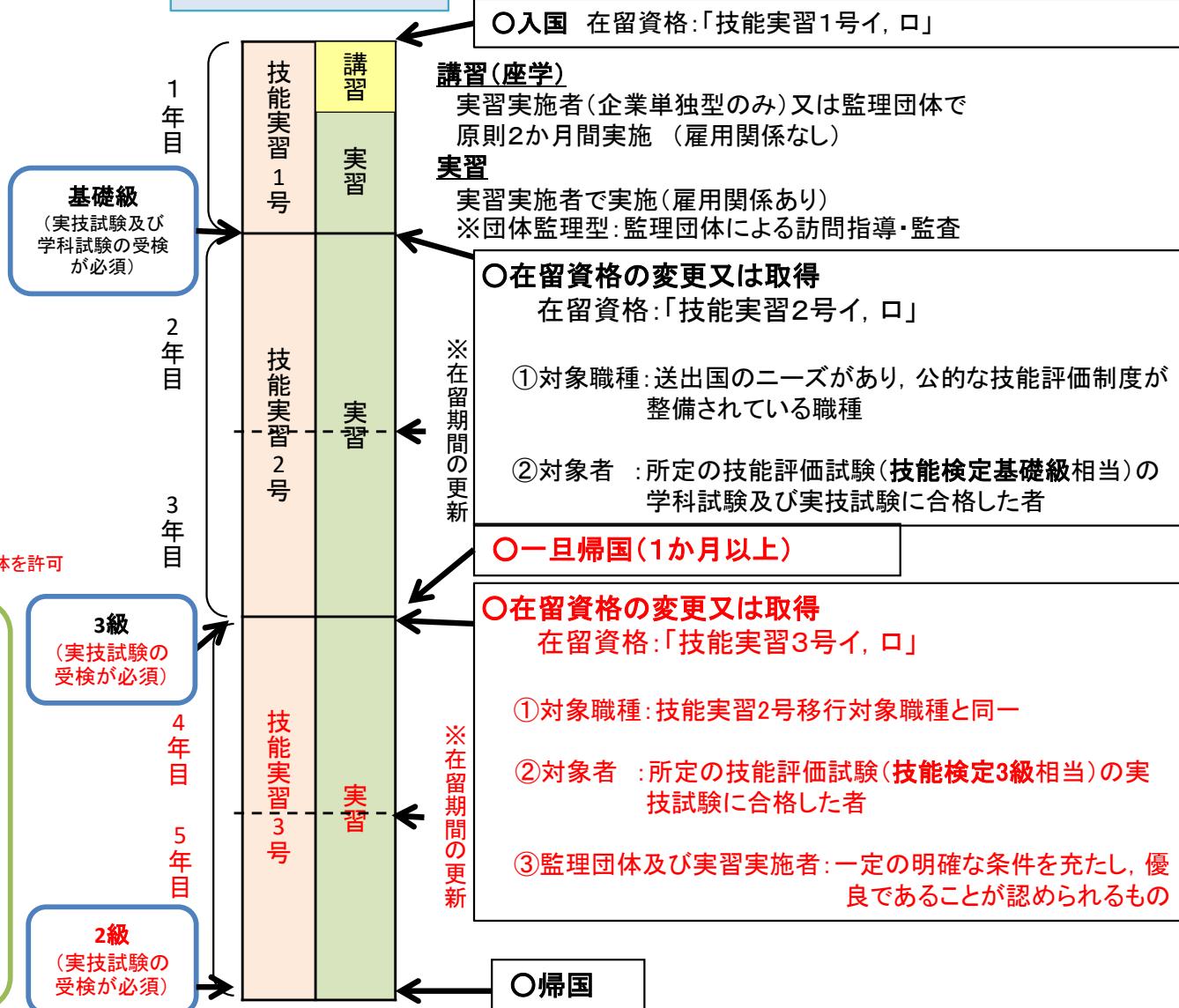


【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ

※新制度の内容は赤字



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に
関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有 要件	コミュニケーション能力の確保	・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」:日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」:基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験:独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者 の対象範囲の設 定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
※技能実習制 度本体の要件 に加えて満た す必要がある。	適切な実習体 制の確保	・受入れ人数枠 受入れができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体によ る監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習 評価試験	移転対象となる適 切な業務内容・範 囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしぐみ・こころとからだのしぐみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価 システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成30年12月18日現在）

申請件数	許可件数
2,555件（うち介護職種527件）	2,380件（うち介護職種458件） うち一般監理事業（※1）1,029件（介護職種207件） うち特定監理事業（※2）1,351件（介護職種251件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年11月30日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	11,170件（うち介護41件）	10,595件（うち介護3件）
団体監理型（※4）	372,722件（うち介護1,192件）	347,503件（うち介護634件）
計	383,892件（うち介護1,233件）	358,098件（うち介護637件）

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等をする業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行ったことがないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※)同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。（省令第10条第2項第3号ホ）

本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
- ・技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程（実技・座学の別を問わない）が技能実習の職種に関連することが必要です。

③ 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要になります。

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を一名以上選任していること。
- 技能実習生の受け入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間))と介護導入講習(42時間)の受講を求めるところとする。また、講師に一定の要件を設ける。

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定介護予防訪問入浴介護	
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護	
自閉症児施設	訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護老人保健施設	
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション	
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション	
難聴児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護	
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護	
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護	
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護	
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
重症心身障害児(者)通園事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	サービス付き高齢者向け住宅※3	
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	移動支援事業	第1号訪問事業	
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業		
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定訪問介護	
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定介護予防訪問介護	
児童発達支援センター	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定夜間対応型訪問介護	
保育所等訪問支援	指定地域密着型通所介護	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防通所介護	生活保護法関係の施設	
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	指定認知症対応型通所介護	救護施設	
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	更生施設	
障害者支援施設	老人短期入所施設	その他の社会福祉施設等	
療養介護	指定短期入所生活介護	地域福祉センター	
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	隣保館デイサービス事業	
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
共同生活介護(ケアホーム)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	ハンセン病療養所	
共同生活援助(グループホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者養護ホーム	
自立訓練	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者デイサービス事業	
就労移行支援	有料老人ホーム※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	労災特別介護施設	
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)	
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	病院又は診療所	
身体障害者自立支援		病院	
日中一時支援		診療所	

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

技能実習生の人数枠

受け入れができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3~10	1	3	2	3~10
11~20	2	6	4	11~20
21~30	3	9	6	21~30
31~40	4	12	8	31~40
41~50	5	15	10	41~50
51~71	6	18	12	51~71
72~100	6	18	12	72
101~119	10	30	20	101~119
120~200	10	30	20	120
201~300	15	45	30	180
301~	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員 の20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

一般の実習実施者		優良な実習実施者	
1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員 の20分の3	常勤介護職員 の10分の1	常勤介護職員 の5分の3

入国後講習の教育内容と時間数について

- 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要な情報	8 ^{※1}
生活一般	—
総時間数	320 ^{※1}

(※1)技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

①日本語	
教育内容	時間数(※2)
総合日本語	100(90)
聴解	20(18)
読解	13(11)
文字	27(24)
発音	7(6)
会話	27(24)
作文	6(5)
介護の日本語	40(36)
合計	240

(※2)日本語科目的各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。()内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本 I・II	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

入国後講習の講師要件について

日本語(※)	<ul style="list-style-type: none">○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者○ 日本語教育能力検定試験に合格した者○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適當と認められるものを修了したもの○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
--------	---

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	<ul style="list-style-type: none">○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
--------	---

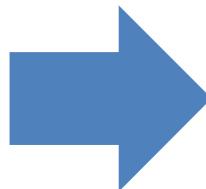
入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上(N3取得者の場合は80時間以上)、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。
(各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。)
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

<入国後講習の一部を免除する場合の具体例>

【入国前】(※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合)

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

()内の時間
数は告示で
標準として示
した時間数

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
- (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当すること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける
介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点 120)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
*3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
(講習については経過措置有)
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（15点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受け入れ実績 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

(満点 120)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・監理事業に関する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
監理責任者以外の監査に関する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
*3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（15点）
 - ・他の機関で実習が困難となった実習生の受け入れに協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受け入れ実績 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

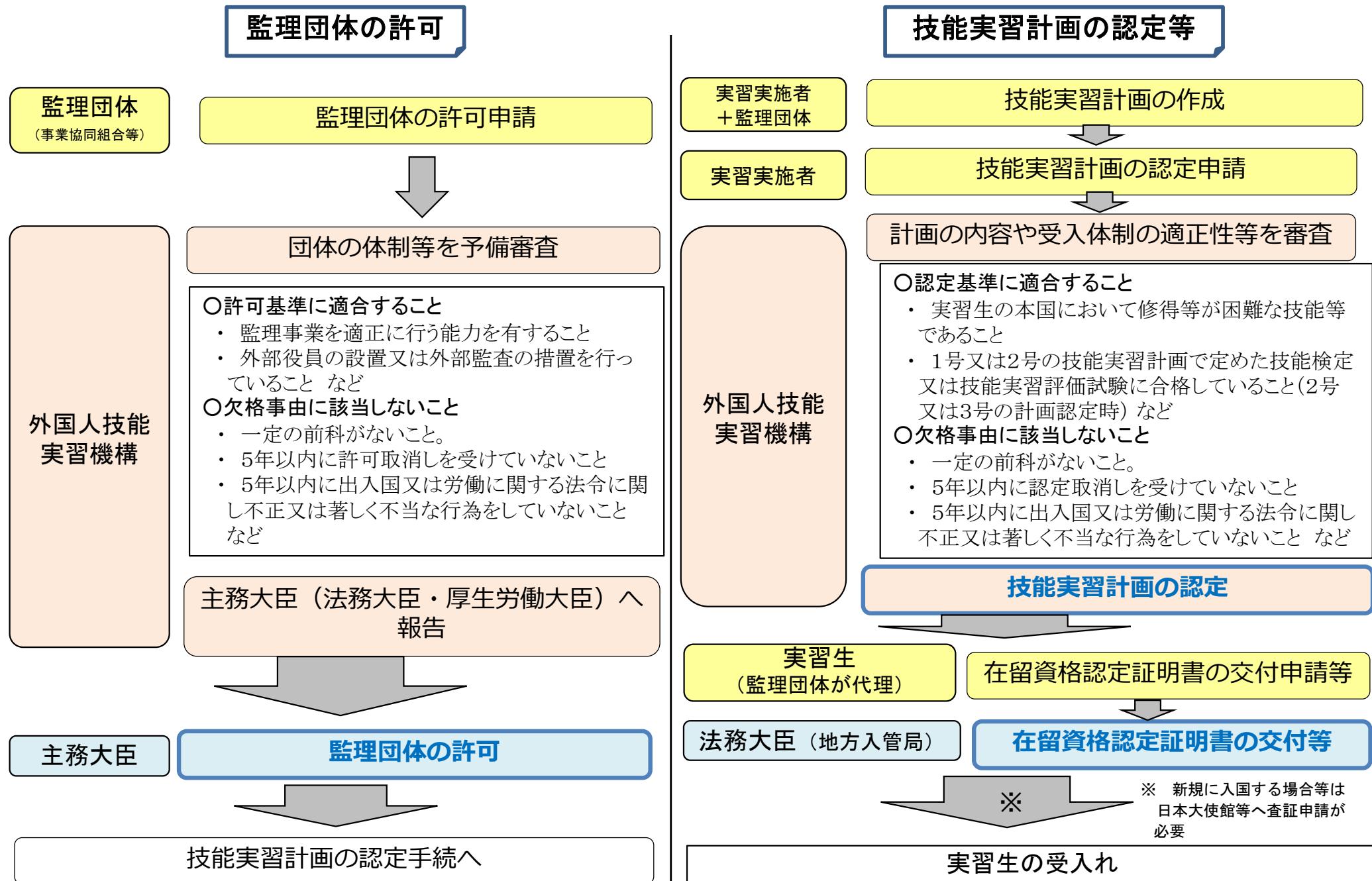
介護職種における優良な監理団体の要件

①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	項目	配点
	【最大40点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	V 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は
介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。
(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件(p14参照)を満たしている必要がある。)

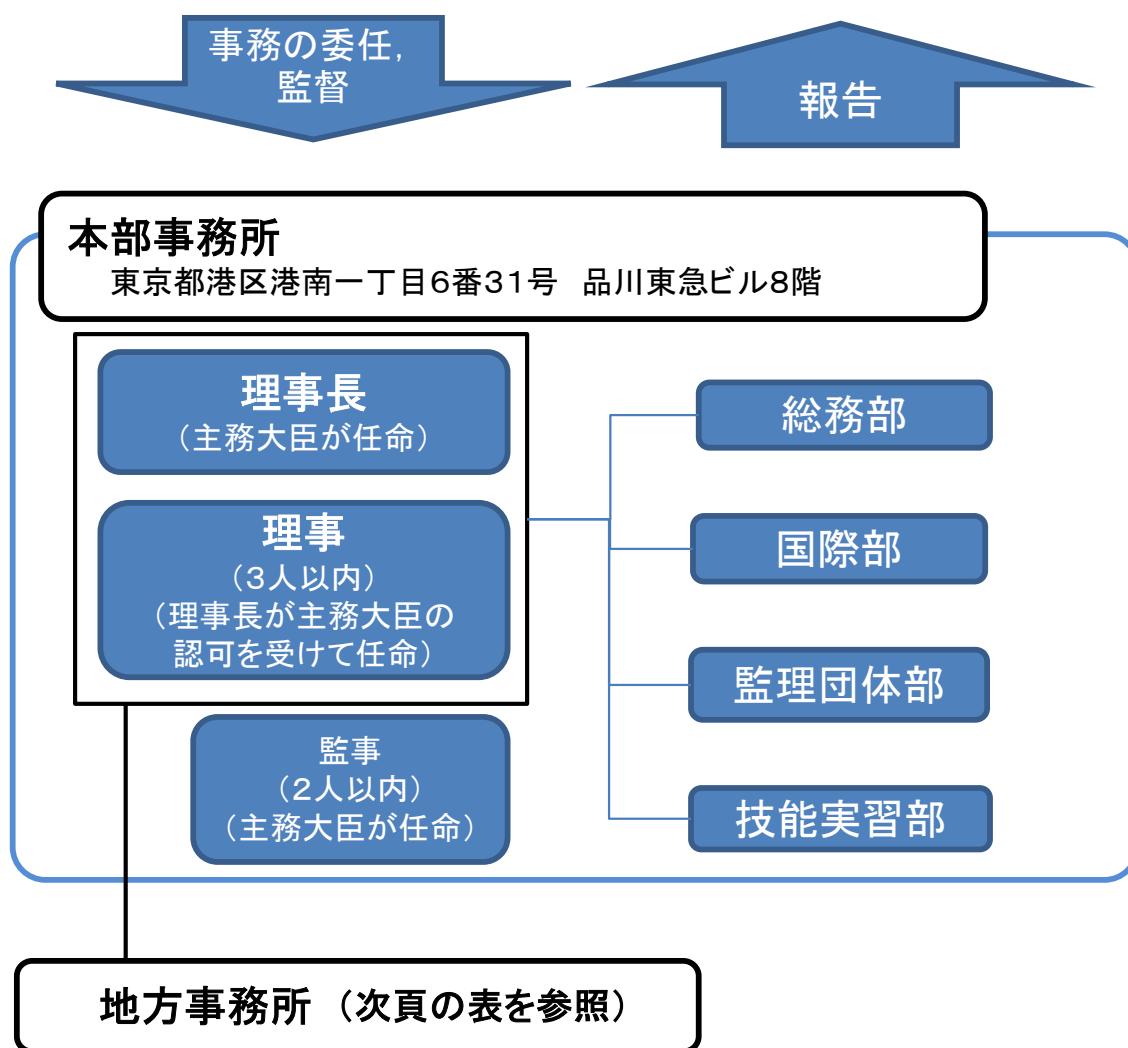
②介護職種における技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点	
II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 <計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点	
III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点	
IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点	

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について



外国人技能実習機構の組織と所掌事務

主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)



組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告
徴収, 実地検査等
 - ・ 監理団体(約2,000団体)への実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約4万社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告, 技能実習実施困難時の報告, 実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地・連絡先		担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	Tel.011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル12階	Tel.022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東京事務所	〒108-8203 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階	Tel.03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	Tel.029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	Tel.026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	Tel.052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	Tel.076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	Tel.06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島共立ビル3階	Tel.082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	Tel.087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	Tel.089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	Tel.092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畠町1-7 MY熊本ビル2階	Tel.096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8カ国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時	電話番号 <small>※時間外は留守番電話で受付</small>	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、土 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	http://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	金 11:00～19:00	0120-250-302	http://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

介護職種の技能実習制度に関するHPについて

- 介護職種の技能実習制度の関係法令や介護固有要件の概要、技能実習計画のモデル例等については、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>)で公表しております。
- 介護職種における監理団体の許可申請手続きや技能実習計画の認定申請手続き、申請様式については、外国人技能実習機構のHP(<http://www.otit.go.jp/>)で公表しております。

介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業の拡充等

- 平成29年11月から施行される介護の技能実習に関して、適切な実習実施体制を確保し、実習生が日本語を学習するための環境整備等の支援を行い、実習生の技能の修得等が円滑に図られるようにする必要がある。
- このため、平成29年度予算においては、①自己学習のためのWEBコンテンツの開発、提供②介護の日本語テキスト作成③技能実習指導員向けの講習会の開催を実施することとしている。
- 平成30年度予算においては、開発したWEBコンテンツ及び介護テキストのさらなる多言語化を図るとともに、技能実習指導員向けの講習会を引き続き実施するために必要な経費を計上する。

【事業内容】

		29年度実施内容	30年度実施内容(予定)
事業内容	①自己学習のためのWEBコンテンツの開発、提供	・「N4」入国者が2年目移行までに「N3」に合格することを目的とした日本語自己学習支援ツールの開発及び実習生等への提供 (英語・インドネシア語・ベトナム語の解説を付記)	技能実習生の受入状況や学習状況を勘案しながら、 ○タイ語、ミャンマー語、モンゴル語等への言語対応の拡充 ○必要に応じたプログラムの見直しや用語の追加等を行う。
	②介護の日本語テキストの作成	・介護の専門用語や声かけなど、実習生が介護現場で使用する日本語を学習できるテキストの作成 (英語・インドネシア語・ベトナム語の解説を付記)	
	③技能実習指導員向けの講習会の開催	・介護の技能実習指導員が実習生の指導に必要な知識・技術を修得するための講習会の開催 ・47全都道府県を含む80か所程度での実施 ・施設負担も勘案して日帰り可能な7時間の講義	引き続き全47都道府県を含む80か所程度で、7時間の講習を実施
実 施 主 体		民間団体(公募)	

【平成30年度予算額】

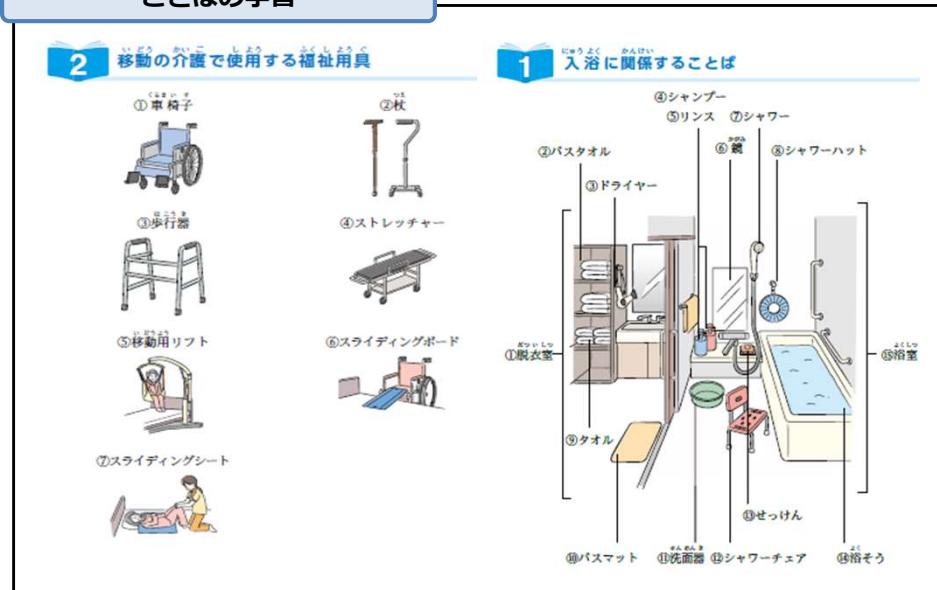
(目)衛生関係指導者養成等委託費

71,411千円

「介護の日本語テキスト」と「WEBコンテンツ」について

- 厚生労働省の予算事業「介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業」において作成。（実施主体は介護福祉士会に委託）
※ 厚生労働省のHPで公開中（「介護の日本語テキスト」は、英語、インドネシア語、ベトナム語の解説付記）

ことばの学習



WEBコンテンツを活用した学習の流れ

技能実習生はHPから問題をダウンロードし、模擬試験に挑戦することができる。

模擬試験の結果をHPのスコアシートに記入すると、学習アドバイスが提示される。

試験科目	スコア範囲	アドバイス	
言語知識(文字・語彙)	90%以上 (89点~)	75%~89% (74~88点)	60%~74% (59~73点)
言語知識(文法・誤解)	50%~59% (49~58点)	40%以下 (~48点)	
全体アドバイス	スコアシートの全体の得点によって、学習アドバイスを確認してください。		
90%以上 (89点~)	75%~89% (74~88点)	60%~74% (59~73点)	
50%~59% (49~58点)	40%以下 (~48点)		
科別アドバイス	スコアシートの各科別得点によって、学習アドバイスを確認してください。		
70%以上 (25点~)	40%~69% (14~24点)	39%以下 (~13点)	
70%以上 (18点~)	40%~69% (12~17点)	39%以下 (~9点)	
70%以上 (7点~)	40%~69% (4~6点)	39%以下 (~3点)	
70%以上 (20点~)	40%~69% (12~19点)	39%以下 (~11点)	

にほんごをまなぼう
～介護の技能実習生のための日本語学習への道～

日本語

「にほんごをまなぼう」とは 操作方法 模擬試験問題 学習サイトリンク集

監理団体の皆様へ ～介護職種の技能実習生の日本語学習をサポートします～

介護職種の技能実習生の受入れについて、実習生が円滑に技能を修得できるよう、実習生の日本語学習をサポートするためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を公開しています。

WEBコンテンツ 「にほんごをまなぼう」 の特徴

- 介護の技能実習生の日本語学習をサポート [無料で利用できます]
- 監理団体や実習実施担当者が実習生の学習管理を行うことができます
- 技能実習生の自己学習を促します
- 順次、コンテンツの多言語対応を進めています（※）

※2018年5月末現在、英語、インドネシア語、ベトナム語に対応。2019年3月までに順次、中国語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語に対応させていく予定です。

「にほんごをまなぼう」 ➤ <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

②コンテンツ利用には、監理団体の利用申請が必要です。申請手順は次のとおりです。

1. 利用申請 :監理団体利用申請ページ (<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/register.aspx>)から団体情報を登録します。
2. 利用登録完了 :利用申請の後、メールで通知されたURL、ID、パスワードを使ってログインします。
3. 実習実施担当者・実習生の登録 :実習実施担当者や実習生の情報を登録します。
4. 実習生の学習管理 :監理団体、実習実施担当者が実習生の学習状況を確認できます。
(実習生が立てる目標の確認、テストの採点、テスト結果の確認、目標の進捗等)

にほんごをまなぼう

[コンテンツに関するお問い合わせ先]
jaccw-support@digital-knowledge.co.jp

●トップページ

にほんごをまなぼう
～介護の技能実習生のための日本語習得への道～

おしらせ

2018/03/12 日報添付、学習計画作成機能をリリースしました。
2018/03/01 段階マニフェスト公開しました。ごめんなさいご不便ください。
2018/02/23 技能実習生用の学習コンテンツの一覧を掲載しました。
2017/11/01 にほんごをまなぼう サイトを公開しました。

この「にほんごをまなぼう」は、介護職種の技能実習生の受入について、実習生の技術等が円滑に回らるよう、実習者が日本語を学習するための実習監修者の支援を行うことを目的として構成したウェブコンテンツです。

多くの介護職種の技能実習生が、日本語能力試験「N3」の合格を目指す際に、このコンテンツを利用することで、自身の日本語学習を行なうことを支援するものです。日本語によるコミュニケーション能力が向上し、実習実験が円滑に行われ、修得した日本の介護技術を、専門で活用いただこうと判断しています。

介護の日本語Webコンテンツ > 監理団体利用申請画面へのリンク >

●監理団体利用申請ページ

会員登録がお済みの方はこちら

メールでのお問い合わせ jaccw-support@digital-knowledge.co.jp

※本サイトから発信されるメールが、迷惑メールフォルダに入ったり、受信拒否される場合があります。
迷惑メールフィルターなどでメールを塞がれられている方は、「kaigo-nihongo@jaccw.or.jp」「jaccw-support@digital-knowledge.co.jp」からのメールを信頼できるよう、既定設定をお願いします。
※メールでのお問い合わせは日本在住日本人が業務委託している株式会社デジタル・ナレッジにて受付・返信致します。

監理団体承認番号

監理団体名称

監理団体住所

監理団体電話番号 入力例：0312345678(ハイフンなしで入力)

監理団体担当者氏名

監理団体担当者ログインID ※入力したログインIDの後に「-admin」が付与されます。

監理団体担当者メールアドレス

監理団体担当者メールアドレス(確認)

●学習目標設定ページ

KnowledgeDeliver

学習目標 学習 学習目標確認

今月の学習計画

対象期間 2018/02/28～2018/03/06

学習計画内容 少しずつユーチューブが流れているので、元通りに戻したい

設定する > 指標を入力する >

2ヶ月毎目標

対象期間 2018/02/21～2018/04/21

学習目標 総合的な日本語運用力を高める

セルフ目標 1. スマートフォン通りにテキストを読む
2. ドリル問題の複数を半分にする
3. 紹介的に会話ををする

設定する > 詳細を確認する >

年間目標

対象期間 介護現場で、円滑なやりとりができるようになる

学習目標 日本語試験合格目標日 2018/04/28 (あと59日)

ドリル完全制覇目標日 2018/04/21 (あと52日)
残りあと40題 (あと100%)

セルフ目標 1. 全てのテキストを理解する
2. 全部正解できるまで問題を解く
3. 仕事で積極的に会話する

設定する >

●学習進捗状況の確認ページ

にほんごをまなぼう

テスト用 ログアウト

マイページ / 学習状況確認

小テスト受講履歴[言語知識(文字・語彙)]

実施回	実施日	正答率
4回	2018/02/28 09:57:00	90%
3回	2018/02/28 09:56:00	100%
2回	2018/02/27 18:00:46	80%
1回	2018/02/19 15:31:21	60%



公益社団法人 日本介護福祉士
The Japan Association of Certified Care Workers

TEL: 03-3507-0784
MAIL: webmaster@jaccw.or.jp

※このWEBコンテンツは厚生労働省「介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業」を受託して運営しています

新たな外国人材の受入れについて



平成31年2月
法務省入国管理局

【資料(目次)】

1 制度概要 ①在留資格について	1
2 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	2
3 新たな外国人材受入れ制度(外国人材用)	3
4 新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)	4
5 新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用)	6
6 主な提出書類一覧	8
7 届出・報告一覧	10
8 新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)	13

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
 (14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受け入れ可)

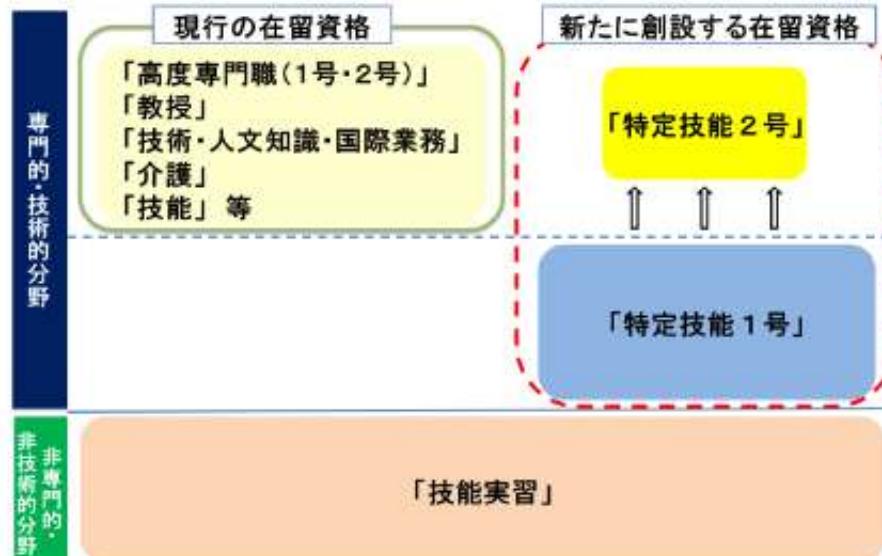
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

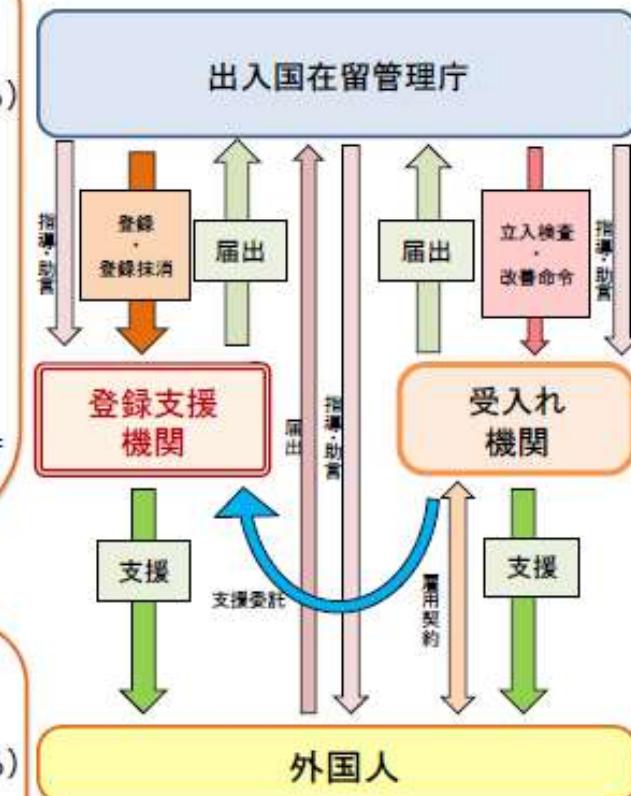
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

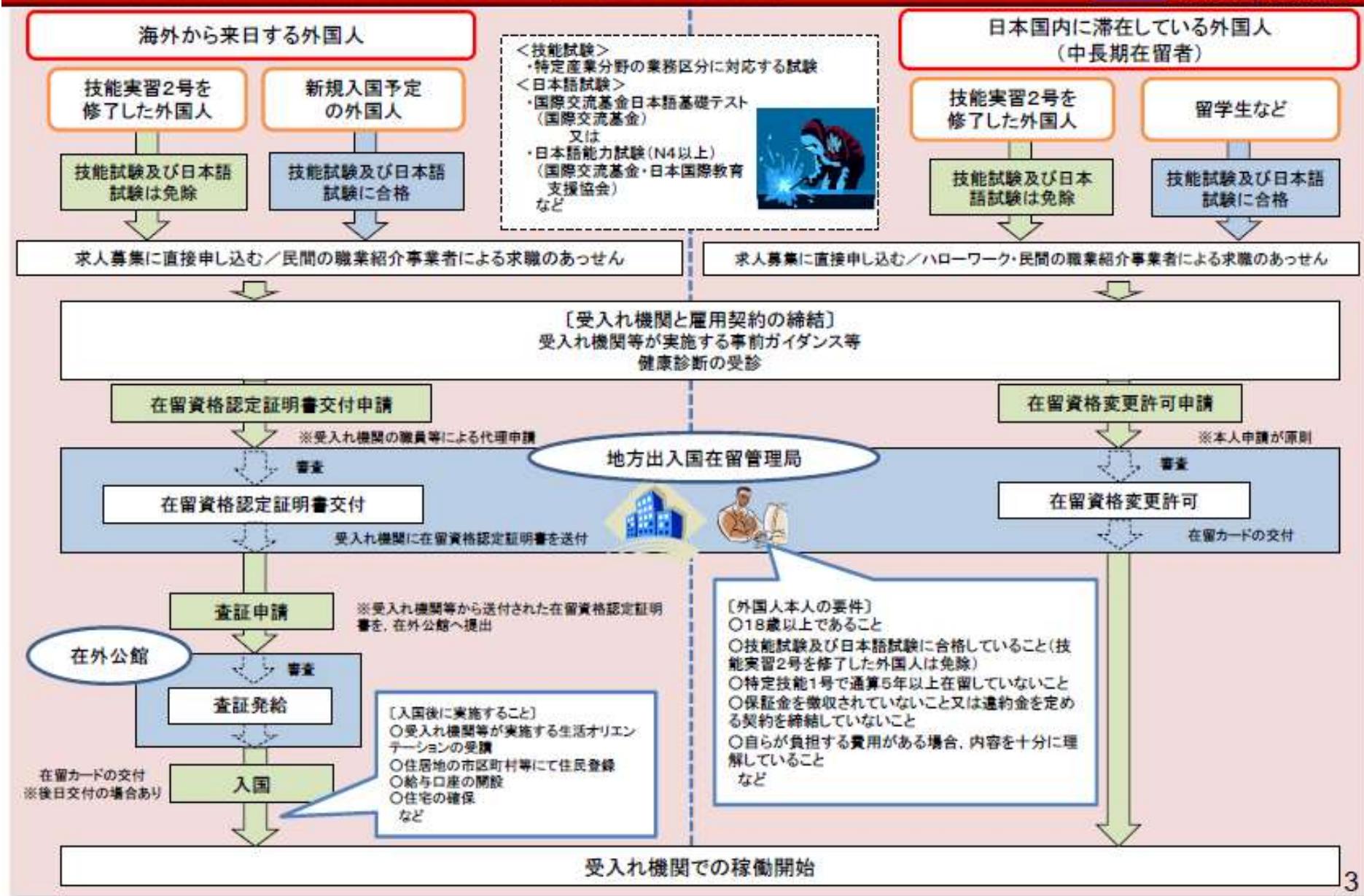
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



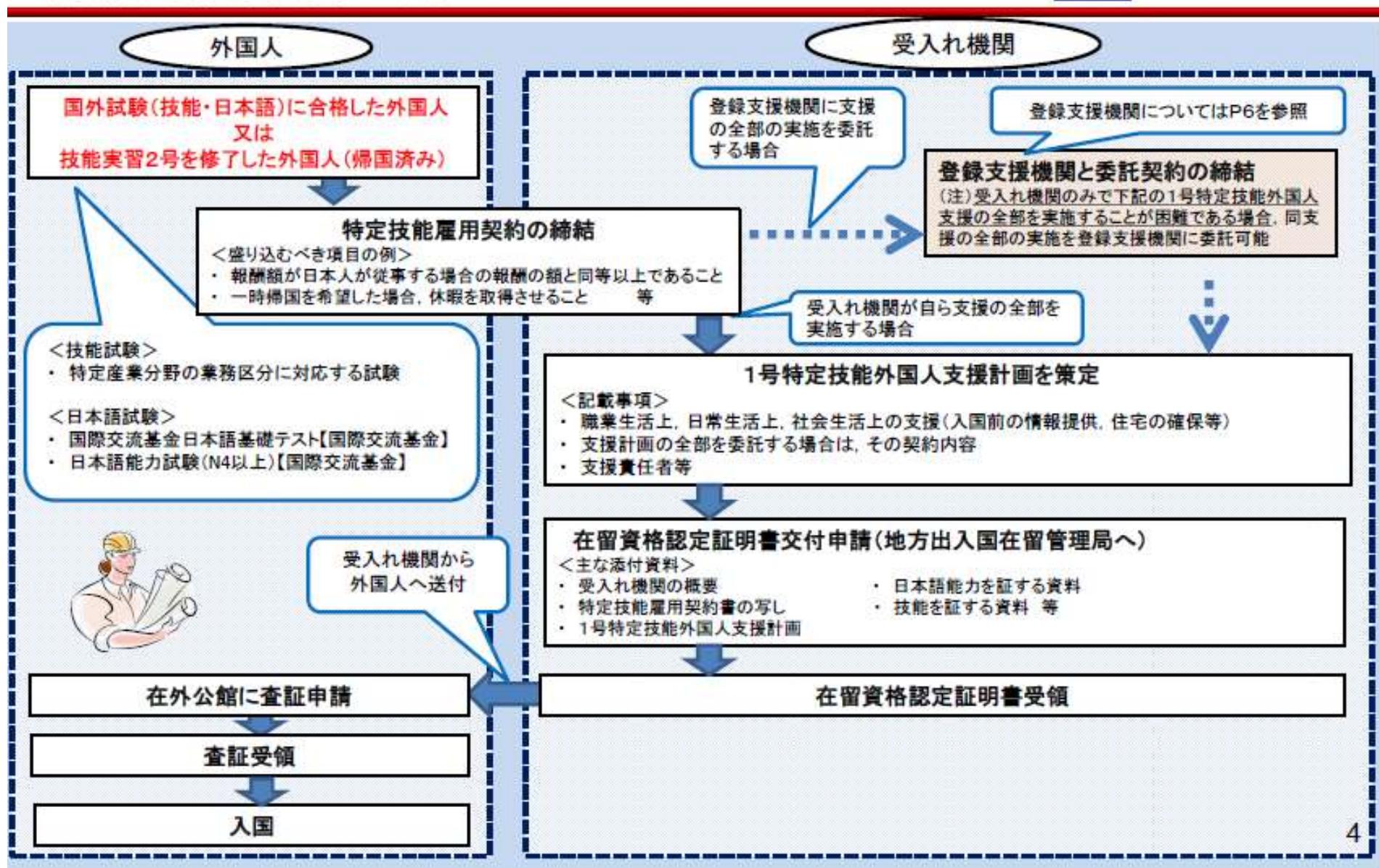
新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） (海外から採用するケース)



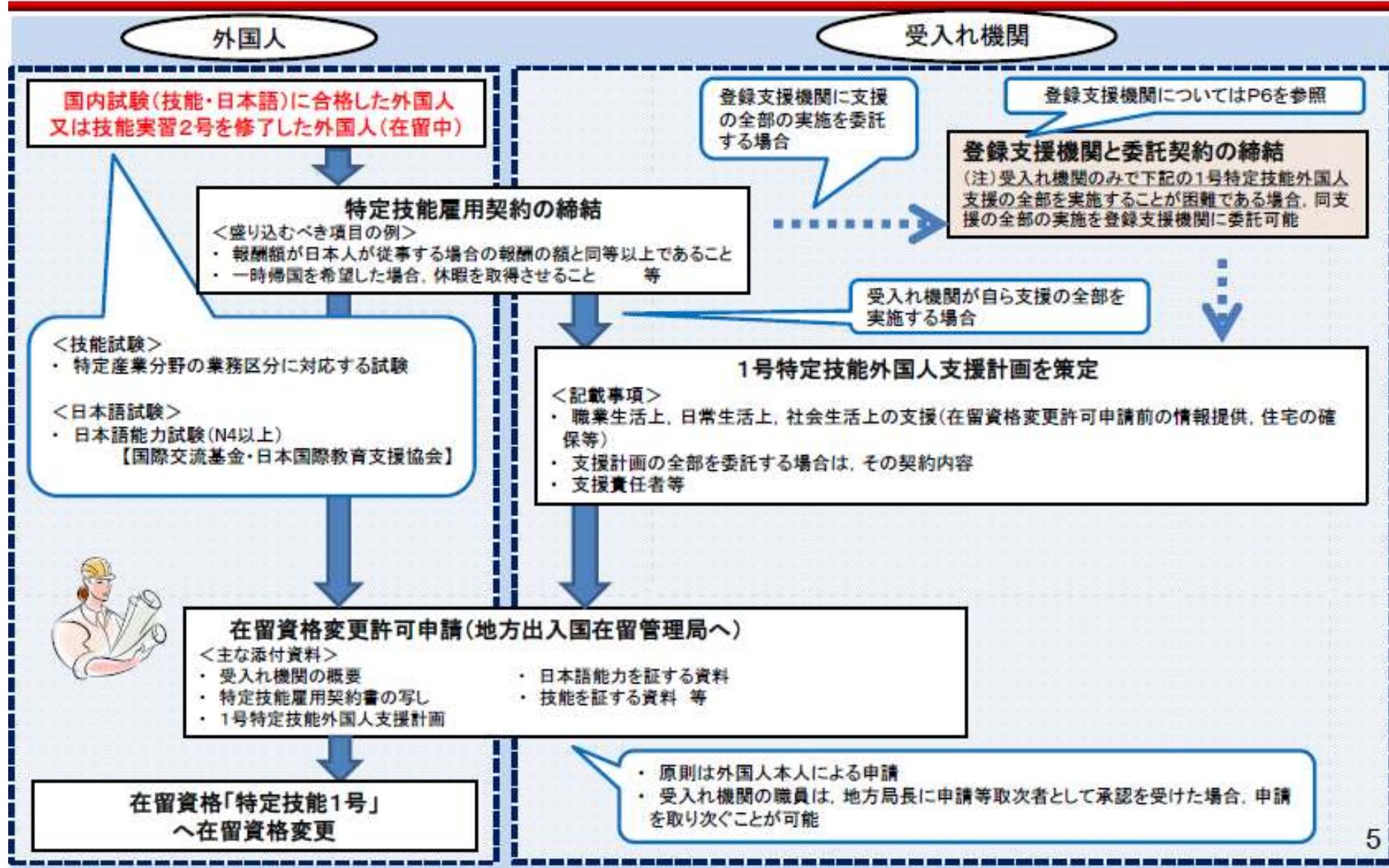
法務省
Ministry of Justice



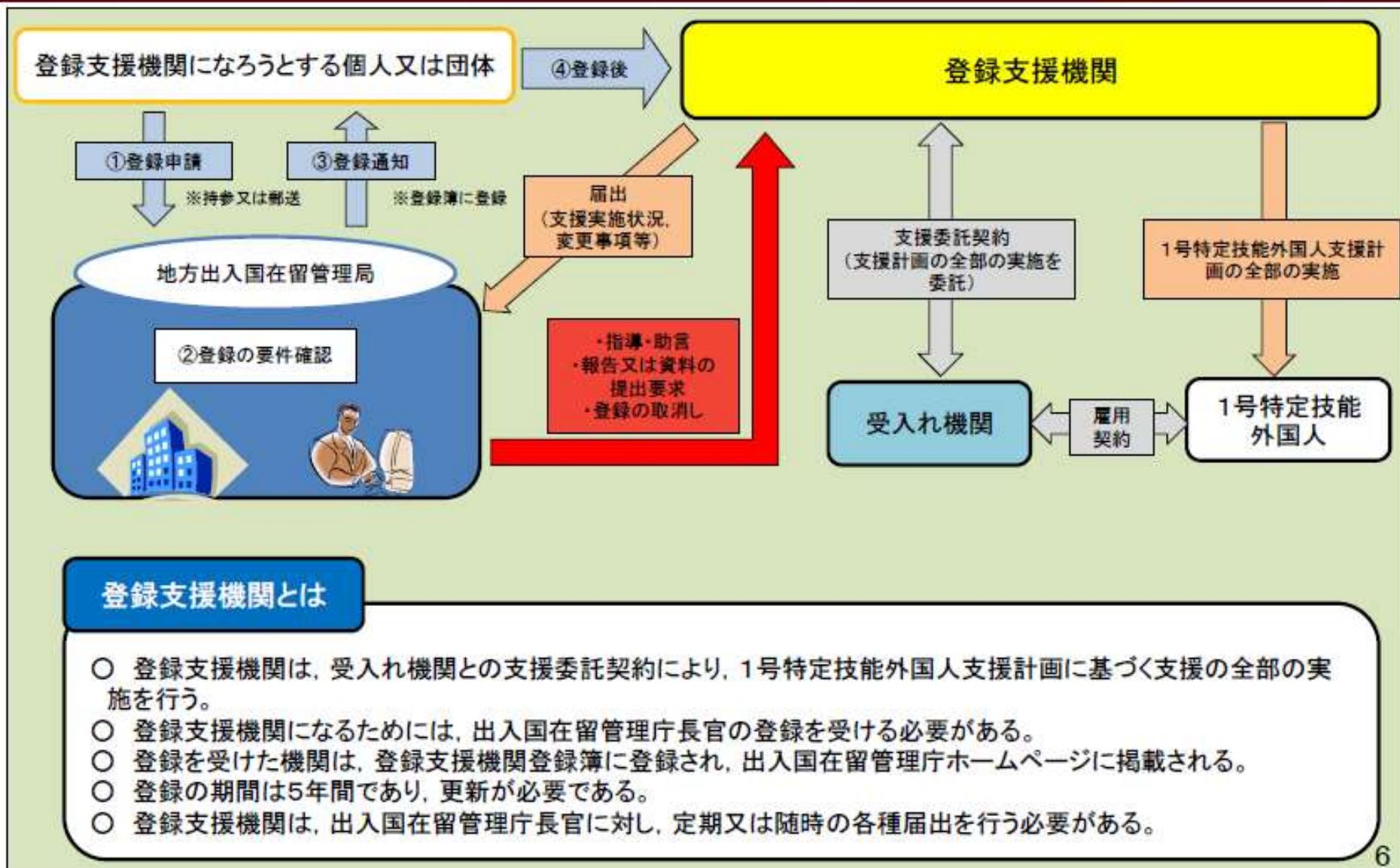
新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） (国内在留者を採用するケース)



法務省
Ministry of Justice



新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局(空港支局を除く。)
申請方法	持参又は郵送
申請書類	<ul style="list-style-type: none">○登録支援機関登録申請書(様式は法務省ホームページ(注)に掲載予定)○収入印紙(申請手数料)○(個人の場合)住民票の写し 等○(法人の場合)登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等 <p>※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ(注)にて公表予定</p>

(注)2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載予定

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
- 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者の受け入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
- 1年内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
- 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
- 刑罰法令違反による罰則(5年以内に出入国又は労働に関する法令により罰せられたなど)を受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し著しく不正又は不当な行為を行っていないこと
- など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間在留する外国人をいい、在留カードを所持している。

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書／在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合）／住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税、住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書／技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書／技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合）／住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（受入れ機関①）

	種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随时	特定技能雇用契約に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であって、雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は、雇用条件書を併せて添付すること。
2	随时	支援計画変更に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画を変更したときは届出が必要。 ・なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であって、支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・支援責任者又は支援担当者が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随时	支援委託契約に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。 ・なお、支援委託契約の内容の変更であって、当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随时	受入れ困難に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（受入れ機関②）

順位	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
5	随時	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書			事由発生後14日以内	・特定技能外国人への暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反などがあった場合は届出が必要。
6	定期 (四半期ごと)	受け入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・受け入れている特定技能外国人の数、特定技能外国人の身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍等）、活動日数、活動場所、業務内容等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。
7	定期 (四半期ごと)	支援実施状況に係る届出書	受け入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	翌四半期の初日から14日以内	・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 ・届出対象期間内に、支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・支援計画に変更があった場合は、受け入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・非自発的離職者を発生させた場合は、受け入れ機関からの受け入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8	定期 (四半期ごと)	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・報酬の支払状況については、賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（登録支援機関）

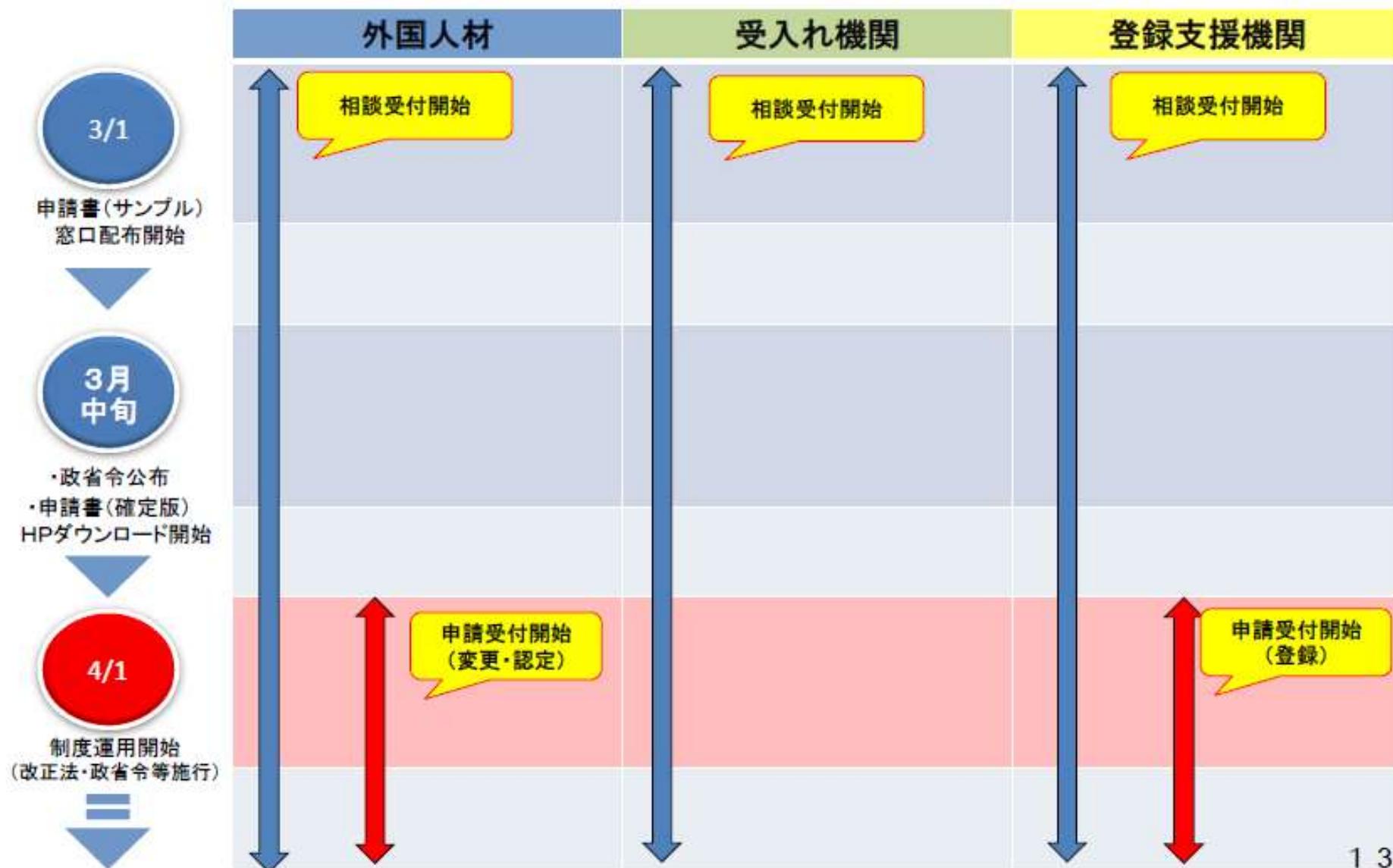
	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	随時	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）		事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2	随時	支援業務の休止又は廃止に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）		事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3	随時	支援業務の再開に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	再開予定日の1か月前	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4	定期 (四半期ごと)	支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）		翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

新たな外国人材受入れ制度（スケジュール）



法務省
Ministry of Justice



参考資料

- ・分野別運用方針について(14分野)
- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先
- ・新たな外国人材受入れに関する経緯・背景

分野別運用方針について(14分野)

区分番号	分野	1. 人手不足状況		2. 人材基準		3. その他重要な事項			分野	分野	3. その他重要な事項		
		受入れ人数 (5年間の最大値)	蓄積 試験	日本語 試験	定率する条件	蓄積 水準	受入れ機関に対して特に掲げる条件					3. その他重要な事項	
新規事業	分類	80,000人	小規模地質調査 試験(仮) 【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等 (上記に加えて) 小規模地質調査 試験(仮)等	「身近な技術(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、便せつの介助等)」のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、障害訓練の補助等)。 注)障害者サービスは対象外	[1]試験区分	実施	新規事業	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・事業運営責任者の受入れ人数枠の設定	新規事業	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・「健康新規事業」又は「健康新規事業障害者指導事業」の登録を受けていること	新規事業	
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング 分野特定位 物1号評議試験 試験(仮)【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・運営地元市の導得	[1]試験区分	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと					
	農作物育苗	21,500人	農産分野特定位 物1号評議試験 試験(仮)【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・種子 -全量ブレス加工 -種植 -工事運営 -ダイカスト -めっき -機械加工	-仕上げ -種植 -機械運営 -電子機器取扱 -電気	[1]試験区分	実施	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと				
	高齢福祉施設 運営	5,250人	農産分野特定位 物1号評議試験 試験(仮)【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・種子 -整備 -仕上げ -電気機器取扱 -電気 -工事運営 -ダイカスト -めっき -機械加工	-整備 -仕上げ -電気機器取扱 -電気 -工事運営 -電子機器取扱 -電気 -機械加工	[1]試験区分	実施	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと				
	電気・電子機 器製造業者	4,700人	農産分野特定位 物1号評議試験 試験(仮)【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・機械加工 -仕上げ -プラスチック成型 -工具 -電子機器取扱 -電気 -機械加工 -めっき	-仕上げ -プラスチック成型 -工具 -電子機器取扱 -電気 -機械加工 -めっき	[1]試験区分	実施	・外国人の受入れに関する障害者差別化を防ぐこと ・外国人の受入れに関する障害者差別化を防ぐこと ・日本人と外国人との競争を免除しないで、技術開発に貢献していること ・技術開発に係る新規事業について、技術開発に貢献していること ・外人の雇用を確保するための外人の新規事業の登録 ・技術開発に係る新規事業登録料金に係る負担について、障害者の競争を避けること ・障害者事務による、就業支援を行なう技術開発特定位登録料金を免除していること ・専門技術外国人を雇用するキャリアアップシステムに登録すること				
	建設	40,000人	建設分野特定位 物1号評議試験 試験(仮) 【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・技術施工 -土工 -内装仕上げ/断熱 -瓦 -コンクリート工 -電気 -新規施工 -小屋zel施工	-土工 -内装仕上げ/断熱 -瓦 -コンクリート工 -電気 -新規施工 -小屋zel施工	[1]試験区分	実施	建設業者	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと	建設業者	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと	建設業者
	金属・加工工業 【新規】等	13,000人	金属・加工工業 【新規】等 試験(仮)	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・種子 -整備 -機械加工 -電子機器取扱	-仕上げ -機械加工 -電子機器取扱	[1]試験区分	実施		・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと			
	自動車整備業	7,000人	自動車整備業 試験(仮)【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、什器整備	[1]試験区分	実施	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと					
	航空	2,200人	航空分野特定位 物1号評議試験 試験(仮) 【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上曳行支援業務、荷物搬入・荷物取扱業務等) -航空機整備(機体、航材品等の整備業務技術)	[1]試験区分	実施	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと					
	酒店	22,000人	宿泊旅館業 試験(仮) 【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・フロント、企画・広報、預客、レストランサービス等の運営サービスの提供	[1]試験区分	実施	・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・運営者が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・運営者が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと					
農水業	農業	36,500人	農業特定位 物1号評議 試験(仮) 【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・経営農業生産(栽培管理、農畜特種の畜出牧・畜配等) -畜産農業生産(販売管理、畜産物の畜出牧・畜配等)	[1]試験区分	実施	農水業	・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと	農水業	・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと	農水業	
	漁業	9,000人	漁業活動制度 試験(仮)【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の保管、漁獲物の処理・貯蔵、安全衛生の確保等)	[1]試験区分	実施		・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと				
	飲食料品業 運営	34,000人	飲食料品業 試験(仮)【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・飲食料品業(飲食料品の調理・加工、安全衛生)	[1]試験区分	実施		・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと				
	外食業	53,000人	外食料品業 試験(仮) 【新規】等	日本語能力検定 ナスト(仮)等	・外食料品業(飲食物調理、預客、店舗管理)	[1]試験区分	実施		・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと ・農水省が行う競技又は指導に際し、必要な協力をを行うこと ・農水省が組織する指導会に参加し、必要な協力をを行うこと				

* 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

* 2019年4月1日から制度の適用を開始予定

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	數値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
機械検査	機械組立仕上げ
機械保全	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
電気機器組立て	プリント配線板
	機械系保全
	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板	プリント配線板
製造	機械系保全
	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プラスチック成形	プラスチック成形
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板	プリント配線板
製造	機械系保全
	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
塗装	プラスチック成形
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
建築塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
金属塗装	溶接
鋼橋塗装	手溶接
噴霧塗装	半自動溶接
溶接	工業包装
	溶接
	半自動溶接
	工業包装

4 広葉機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	數値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
機械組立	機械組立仕上げ
	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
電子機器組立て	プリント配線板
	機械系保全
	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
電気機器組立て	プラスチック成形
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板	インフレーション成形
製造	ブロー成形
	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
建築塗装	溶接
金属塗装	手溶接
鋼橋塗装	半自動溶接
噴霧塗装	工業包装
溶接	溶接
	半自動溶接
	工業包装

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
	普通旋盤
	フライス盤
	數値制御旋盤
	マシニングセンタ
機械加工	金属プレス
	機械板金
	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
仕上げ	機械組立仕上げ
	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
機械保全	プリント配線板
	機械系保全
	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
電子機器組立て	プラスチック成形
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
電気機器組立て	インフレーション成形
	ブロー成形
	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
塗装	溶接
	手溶接
	半自動溶接
	工業包装

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野
耕種農業	施肥園芸	農業
	播種・耕耘	
	整地	
畜産農業	繁殖	農業
	飼育	
	販売	

2 渔業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業
	底網漁業	
	いか釣り漁業	
	エホツク漁業	
	ひれ網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびひご漁業	
	鮭稚・稚鰈苗飼育漁業	

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野
さく井	バーカッション式さく井工事	
	ロータリーワー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	
	内外装板金	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
	機器製作	
鍛造大工	大工工事	
	鍛造施工	
鉄筋施工	型枠工事	
	鉄筋組立	
とび	とび	
	石材施工	
石材加工	石材加工	
	石墨引	
タイル張り	タイル張り	
	かわらふき	
左官	左官	
	配管	
熱線施工	建物配管	
	保温保冷工事	
内装仕上げ施工	プラック系床面仕上げ工事	
	カーペット系床面仕上げ工事	
建設	鋼製下地工事	
	ボード仕上げ工事	
サッシ施工	カーテン工事	
	ビル用サッシ工事	
防水施工	シーリング防水工事	
	コンクリート圧送施工	
コンクリート施工	ウエルボンド施工	
	整地	
建設機械施工	押土・敷地	
	積込み	
運搬	搬削	
	搬回め	
車両	牽引	
	牽引	

4 産品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野
角鉄等組	角鉄等組	飲食料品製造業
後鳥羽頭加工業	高島頭頭加工	
加熱性水産加工	筋膜剥離	
食品製造業	加熱軟製品製造	
	醤味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工	塗装品製造	
食品製造業	乾製品製造	
	魚類食品製造	
	水産練り製品製造	
牛豚部分肉頭加工業	かまぼこ製品製造	
牛豚部分内臓製造	牛豚部分内臓製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
子う骨加工	子う骨加工	
海産物清物製造業	海産物清物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	

6 機械・金属関係(総合)

職種名	作業名	分野
金属プレス加工	金属プレス	機械材料産業
鋳工	機械機械加工	
工具機会	機械機械加工	
機械設備	機械機械装置	
電気機器	電気機器	
めっき	めっき	
アルミニウム疊層酸化处理	アルミニウム疊層酸化處理	
仕上げ	工具仕上げ	
機械組立仕上げ	機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	
機械保全	機械保全	
電子機器組立	電子機器組立	
回転電機組立	回転電機組立	
電池充電器組立	電池充電器組立	
電気機器組立	電気機器組立	
電動工具組立	電動工具組立	
機械機器製造	機械機器製造	
プリント配線板製造	プリント配線板設計	
	プリント配線板製造	

7 その他(14職種26作業)

職種名	作業名	分野
家具製作	家具手加工	機械材料産業
印刷	オフセット印刷	
製本	製本	
	注油成形	
プラスチック成形	射出成形	
	インフレーション成形	
プロモ成形	プロモ成形	
強化プラスチック成形	手揉み複層成形	
塗装	塗装	
	金属塗装	
溶接	溶接	
工具包装	半自動包装	
	工具包装	
紙器・段ボール箱製造	印刷路打抜き	
	印刷路打路	
	粘路製造	
段ボール箱製造	段ボール箱製造	
陶磁器工業製品製造	機械機器製造	
	正力鍛込み成形	
自動車整備	パッド印刷	
	自動車整備	
ビルクリーニング	ビルクリーニング	
介護	介護	
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	

○ 社内格差型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野
航空機上支障	航空機上支障	航空
航空貨物取扱	航空貨物取扱	航空
客室清掃	客室清掃	航空

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	押土・整地作業
建設機械施工	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
表装	壁表作業

8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰製造	缶詰製造
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
	節類製造
加熱性水産加工	加熱乾製品製造
食品製造業	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

10 宿泊

職種名	作業名

7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
	治工具仕上げ作業
仕上げ	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
	普通旋盤作業
機械加工	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
	回転電機組立て作業
	起動器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12 渔業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
養殖業	かに・えびいかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 (内線:2737)	大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076	広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412(代)
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250	高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720	福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 総務課【~2019年3月31日まで】 審査管理部門【2019年4月1日~】	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112(直)	那覇支局	沖縄県那覇市樅原1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局 船舶産業課	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局 海事振興部旅客・船舶事業課	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶事業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局 海事振興部船舶産業課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部船舶産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局 海事振興部船舶産業課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局 新潟県新潟市中央区 美咲町1-2-1 海事部海事産業課	新潟県新潟市中央区 美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局 愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局 広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-220-3691
四国運輸局 香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局 福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶員課	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶員課	TEL 098-866-1838

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁 観光産業課観光人材政策室	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局 観光部観光企画課	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局 観光部観光企画課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局 観光部観光企画課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局 観光部観光企画課	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局 観光部観光企画課	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局 観光部観光企画課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局 観光部観光企画課	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局 観光部観光企画課	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局 観光部観光企画課	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局 運輸部企画室	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局 航空ネットワーク部 (内線:49114) 航空ネットワーク企画課 (内線:50137) (空港グランドハンドリング課係)	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111

(建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8283

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番80号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市泊もじまち2丁目1番1号 南団第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・振興局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(素材材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素材材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食料品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医療・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

経緯

1 経済財政諮問会議での総理大臣指示 (平成30年2月20日)

- 「深刻な人手不足が生じて」いるため、「外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」
- 「在留期間の上限を設定、家族の帯同は原則不可とする前提条件の下、制度改正の具体的な検討を進める。」

3 骨太の方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

- 従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する。必要がある。
- このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。

2 タスクフォース(TF)の設置 (平成30年2月23日)

- 2月23日、関係省庁の局長級で構成するTFを設置
- 2月23日から5月29日までの間にTFを2回開催、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

4 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

- 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一體となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

背景

- アベノミクスの推進により、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下
- 一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで上昇
- 2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案(イメージ) H30年12月

1 新たに設ける省令(2省令)

① 契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
 - ・報酬額は、日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
 - ・外国人が帰国旅費を負担できなければ、受入れ機関が負担するとともに、契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることなど
- 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
 - ・労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させないこと
 - ・行方不明者を発生させていないこと
 - ・欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
 - ・労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと
 - ・保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
 - ・報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(*)
 - ・外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(*)
 - ・支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*)など

(注) 上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)
※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野、技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野、技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)
※分野別運用方針を反映させた形で規定

→ 2号は建設、造船・舶用工業のみ

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
 - ・1号特定技能外国人:業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
 - ・2号特定技能外国人:業務に必要な技能水準
- ・紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
- ・特定技能外国人が18歳以上であることなど

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等
(法第19条の18第1項等)
 - ・報酬の支払状況や離職者数等
- 登録支援機関の登録に関する規定等
(法第19条の26第1項等)
 - ・中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
 - ・外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していることなど

○ その他

- ・1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
- ・1回当たりの在留期間(更新可能)は、
 - 1号特定技能外国人 1年、6か月又は4か月
 - 2号特定技能外国人 3年、1年又は6か月 など

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➤ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➤ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➤ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➤ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➤ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➤ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➤ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➤ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➤ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➤ 出入国管理上の支障による措置 被送還者の自国民を引取義務を適切に履行していない国から受入れは行わない。その他、我が国の出入国管理上、支障を生じさせている国からの受入れについては慎重に対応する。

➤ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができる、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について (平成30年12月25日閣議決定)

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の3第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針を別添のとおり定める。

別添

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第2条の3第1項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針を定める。

1 特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項

特定技能の在留資格に係る制度(以下「本制度」という。)の意義は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。

2 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項

(1) 本制度による外国人の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組(女性・高齢者のかたほか、各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進、人手不足を踏まえた待遇の改善等を含む。)を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(以下「特定産業分野」という。)に限って行う。生産性向上や国内人材の就労については、本制度により外国人を受け入れた後も継続して行うべきことである。

本制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人(以下「特定技能外国人」という。)が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 特定産業分野を所管する関係行政機関(以下「分野所管行政機関」という。)の長は、入管法第2条の4第1項の規定に基づき定める分野別運用方針において、現在、当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等により具体的に示す。その際、地方及び中小・小規模事業者における人手不足の状況を把握し、地域における深刻な人手不足に適切に対応する。

(3) 日本人の雇用機会の喪失及び待遇の低下等を防ぐ観点並びに外国人の安定的かつ円滑な在留活動を可能とする観点から、分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。

(4) 法務大臣は、入管法第2条の4第1項の規定に基づき、分野所管行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、分野別運用方針を作成する。当該分野別運用方針案は、関係閣僚会議（「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」（平成30年7月24日閣議口頭了解））及び閣議に諮るものとする。

(5) 特定産業分野は、別紙のとおりである。

3 上記2の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項

(1) 1号特定技能外国人

ア 「特定技能1号」で在留する外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）の配偶者及び子については、在留資格は基本的に付与しない。また、「特定技能1号」の在留資格をもって在留することができる期間は、通算して5年を超えることができない。

イ 1号特定技能外国人に対しては、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる。これは、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいう。

当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

試験と同水準と認められる資格等、試験以外の方法により当該技能水準を確認することができる場合には、その方法を分野別運用方針において規定することとする。確認手法の適正な実施を確保するため、分野所管行政機関が具体的な機関、確認の方法等を定める場合には、法務省に協議した上で定めるものとする。

ウ 1号特定技能外国人に対しては、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められる。

当該日本語能力水準は、分野所管行政機関が定める試験等により確認する。

エ 上記イ及びウの試験は、本制度により受け入れる外国人の利便性の確保の観点から、分野所管行政機関(同機関が定める試験実施者を含む。)及び日本語試験実施機関において、原則として国外において実施する。

オ 試験の適正な実施を確保するため、法務省は、厚生労働省及び文部科学省等に対して助言を求めるなどして、試験問題の作成、試験の実施方法、実施場所、実施回数等について基本事項を記載した試験の方針(以下「試験方針」という。)を定める。分野所管行政機関(同機関が定める試験実施者を含む。)及び日本語試験実施機関は、試験方針に従い、実施しようとする試験について実施要領を作成の上、有識者等の確認を経たことを証明する書類その他の必要書類とともに法務省へ提出し、法務省の確認を受けた後に試験を実施するものとする。

また、分野所管行政機関(同機関が定める試験実施者を含む。)及び日本語試験実施機関は、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞なく試験実施状況報告書(実施した試験の内容を含む。)を提出するものとする。

法務省は、試験方針、実施要領、試験実施状況報告書について公表するものとする。法務省は、試験の適正な実施を確保するため、必要に応じて、当該試験の内容について厚生労働省及び文部科学省等に対して助言を求めるなどした上、分野所管行政機関(同機関が定める試験実施者を含む。)及び日本語試験実施機関に対して指導等を行う。

カ 第2号技能実習(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)第1条第2号に規定する「第2号技能実習」をいう。)を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(2) 2号特定技能外国人

ア 「特定技能2号」で在留する外国人(以下「2号特定技能外国人」という。)については、在留期間の更新に上限を付さず、また、その配偶者及び子に要件が満たされれば在留資格を付与する。

イ 2号特定技能外国人に対しては、熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

ウ 試験の適正な実施を確保するため、法務省は、厚生労働省等に対して助言を求めるなどして、試験方針を定める。分野所管行政機関(同機関が定める試験実施者を含む。)は、試験方針に従い、実施しようとする試験について実施要領を作成の上、有識者等の確認を経たことを証明する書類その他の必要書類とともに法省へ提出し、法務省の確認を受けた後に試験を実施するものとする。

また、分野所管行政機関(同機関が定める試験実施者を含む。)は、各事業年度終了後、法務省に対し、遅滞なく試験実施状況報告書(実施した試験の内容を含む。)を提出するものとする。

法務省は、試験方針、実施要領、試験実施状況報告書について公表するものとする。 法務省は、試験の適正な実施を確保するため、必要に応じて、当該試験の内容について厚生労働省等に対して助言を求めるなどした上、分野所管行政機関（同機関が定める試験実施者を含む。）に対して指導等を行う。

4 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

(1) 外国人の適正な在留管理、適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善

法務省及び厚生労働省は、外国人の適正な在留管理、適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図るため、以下のとおり、その所掌事務を的確に行うほか、必要な通報を相互に行う仕組みを構築し、効果的に運用するなど緊密な連携を図る。

ア 法務省は、本制度が上記1の意義に沿って適切に運用されるようにするため、入国・在留審査において、外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を適切に行うための措置が講じられること等を確認するほか、在留中においても、外国人のみならず、特定技能所属機関（入管法第19条の18第1項に規定する「特定技能所属機関」をいう。以下同じ。）や登録支援機関（同法第19条の27第1項に規定する「登録支援機関」をいう。以下同じ。）からの届出、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づく提供（同法第29条）、事実の調査権限等を用いた実態把握等により、必要な情報を収集し、これを必要に応じて厚生労働省その他の関係行政機関と共有するとともに、問題があれば、これらの関係行政機関と連携して、適切に対応する。

イ 厚生労働省は、国内労働市場の動向を注視するほか、外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を適切に行い、その有する能力を有效地に発揮できる環境の整備として、賃金、労働時間、安全衛生その他の労働条件の確保及び労働条件、安全衛生、社会保険等に関する雇用管理の改善が適切に図られるよう、都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク等を通じて特定技能所属機関や人材あっせん機関を指導・監督する。また、厚生労働省は、法務省が把握した、特定技能所属機関等による労働関係法令違反の疑いがある情報等の提供を受けたときは、これを指導・監督等の端緒として活用するなどして、適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図る。

(2) 分野所管行政機関による指導の責務

分野所管行政機関の長は、分野別運用方針と異なる運用がなされている状況を認めたときは、「特定技能」の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能所属機関等に対し、必要な指導・助言を行うなどして適切に対応する。

(3) 国内外における取組等

法務省、厚生労働省等の関係機関は、その連携を更に強化し、国内における悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除を徹底する。

また、有為な外国人の送出しを確保するため、外務省や在外公館等を通じ、国外において、本制度の周知や広報、送出し国における日本語教育の充実等、日本で働く意欲を喚起するための取組等を行うとともに、必要に応じこれら取組に係る協力について、送出し国政府に対する政府レベルでの申入れを実施する。

さらに、法務省は、外務省や在外公館等と連携して、外国人の保護等を図り、外国人やその家族(以下「外国人等」という。)から保証金を徴収したり、外国人等との間で違約金の定めをしたりするなどの悪質な仲介事業者等の介在を防止するため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

(4) 人手不足状況の変化等への対応

- ア 分野所管行政機関の長は、分野別運用方針を策定する際に示した人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向並びに法務省から提供する特定産業分野における在留外国人数等に照らして、当該特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握することとし、当該客観的な指標及び動向の変化や受入れ見込みとのかい離、当該特定産業分野に係る就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認められる場合には、それらの状況を的確に把握・分析し、状況に応じた必要な措置を講じなければならない。
- イ 分野別運用方針に記載する向こう5年間の受入れ見込数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人受入れの上限として運用する。
- ウ 法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣及び国家公安委員会(以下「制度関係機関の長等」という。)並びに分野所管行政機関の長は、アの状況の変化の程度その他の受入れをめぐる状況を踏まえて、今後の受入れ方針等について協議することとし、必要に応じて、関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令からの当該分野の削除の措置を講じることについて検討し、これを踏まえて必要な手続を執る。
- エ 上記ウで在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び必要とされる人材が不足すると認める場合には、制度関係機関の長等及び分野所管行政機関の長は協議をし、必要に応じて、関係閣僚会議において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることについて検討し、これを踏まえて必要な手続を執る。

オ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止する上で、必要な措置を講じるに当たっては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び分野所管行政機関は、必要な情報連携を図り、特定技能外国人の地域への集中状況や、人材が不足している地域の状況の把握に努め、多角的な視点に立った検討を行うものとする。

分野所管行政機関は、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況を把握し、分野別の協議会を設置するなど必要な措置を講じる。

(5) 外交上又は人権上の問題が生じた場合の対応

法務省は、分野所管行政機関とともに特定技能外国人の国別の受入れ状況を継続的に把握する。我が国の外交上又は人権上の問題があると認められる場合には、外務省と連携して、必要な措置を講じる。

(6) 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁(以下「制度関係機関」という。)並びに分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる。

また、制度関係機関及び分野所管行政機関は、治安への影響に関し必要があると認めるときは、それらの状況を的確に把握・分析し、関係閣僚会議に報告し、必要な措置を講じる。

5 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項

(1) 特定技能所属機関の責務

特定技能所属機関は、出入国管理関係法令・労働関係法令・社会保険関係法令等を遵守することはもとより、上記1の意義を理解し、本制度がその意義に沿って適正に運用されることを確保し、また、本制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保する責務がある。

そこで、特定技能所属機関と外国人との間の雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項に定める「特定技能雇用契約」をいう。以下同じ。）について、外国人の報酬額が日本人と同等額以上であることを含め所要の基準に適合していることや、特定技能所属機関について、当該基準に適合する特定技能雇用契約の適正な履行が確保されるものとして所要の基準に適合していることを求める。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の就労が合わせて5年を迎えること等による雇用に関する契約の終了時には、確実な帰国ための措置を行う必要がある。

また、入管法第2条の5第6項及び第19条の22第1項の規定により、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（以下「1号特定技能外国人支援」という。）を実施する義務がある。

そのため、特定技能所属機関については、1号特定技能外国人支援計画（入管法第2条の5第6項に規定する「1号特定技能外国人支援計画」をいう。以下同じ。）を作成するほか、当該支援計画が所要の基準に適合していることや、当該基準に適合する1号特定技能外国人支援計画の適正な実施が確保されているものとして所要の基準に適合していることが求められている。

(2) 1号特定技能外国人支援

ア 1号特定技能外国人支援は、特定技能所属機関又は登録支援機関が支援の実施主体となり、1号特定技能外国人支援計画に基づき、これを行う。

1号特定技能外国人支援の内容については、主として以下のとおりとする。

- ① 外国人に対する入国前の生活ガイダンスの提供(外国人が理解することができる言語により行う。④、⑥及び⑦において同じ。)
- ② 入国時の空港等への出迎え及び帰国時の空港等への見送り
- ③ 保証人となることその他の外国人の住宅の確保に向けた支援の実施
- ④ 外国人に対する在留中の生活オリエンテーションの実施(預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約に係る支援を含む。)
- ⑤ 生活のための日本語習得の支援
- ⑥ 外国人からの相談・苦情への対応
- ⑦ 外国人が履行しなければならない各種行政手続についての情報提供及び支援
- ⑧ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援
- ⑨ 外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて「特定技能1号」の在留資格に基づく活動を行うことができるようにするための支援

イ 1号特定技能外国人が転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークにおいて当該外国人の希望条件、技能水準、日本語能力等を十分に把握した上で、適切に職業相談・職業紹介を行う。

ウ 特定技能所属機関又は登録支援機関は、1号特定技能外国人の受入れに当たり、適正な在留活動を確保するため、当該外国人が自らの活動内容等を的確に理解するための情報を提供するなど、在留中のみならず入国前においても必要な支援を行う。

エ 1号特定技能外国人が上記1の本制度の意義に沿った「特定技能」の在留資格に基づく活動を適切に行い、また、円滑な社会生活を送ることが可能となるよう、法務省、厚生労働省、外務省その他の関係行政機関は、連携して、当該外国人に対する支援体制を構築する。

オ 特定技能所属機関による1号特定技能外国人に対する支援の実施状況等(労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。)については、基本的に特定技能所属機関から出入国在留管理庁長官に届け出なければならないが、登録支援機関が特定技能所属機関から所要の基準に適合する1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された場合は、登録支援機関から届出を行う。この場合、特定技能所属機関は、出入国在留管理庁長官に対し、登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託した旨を届け出る。

カ 特定技能所属機関又は登録支援機関は、問題が発生した場合及び適切な支援の実施に当たり必要がある場合には、直接、法務省以外の関係行政機関への連絡や情報提供を行うことができる。

(3)雇用形態

同一の業務区分内又は試験等によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職(法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更)を認める。なお、退職から3月を超えた場合には、特定技能に該当する活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除き、在留資格の取消手続の対象となり得る。

また、受け入れる外国人の雇用形態については、フルタイムとした上で、原則として直接雇用とする。特定技能所属機関が、特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている場合等であって、分野の特性に応じ、派遣形態とすることが必要不可欠なものである場合には、例外的に特定技能所属機関が派遣元となり、派遣先へ派遣を行う派遣形態を採用することを認めることとし、分野別運用方針に明記する。その場合、派遣元は、派遣先が所定の条件を満たすことを確認しなければならない。

なお、外国人が所属する機関は一つに限ることとし、複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約は認めない。また、受け入れる外国人に対する報酬は、預貯金口座への振込等支払額が確認できる方法により行う。

(4) 出入国管理上の支障による措置

ア 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。

イ その他我が国の出入国管理上支障を生じさせている(注)国からの受入れについては慎重に対応する。

(注)不法滞在、送還忌避、濫用・誤用的難民認定申請、悪質な仲介事業者等の放置、人身取引その他出入国管理上支障となるべき事象が生じている場合をいう。

(5) 基本方針の見直しなど

本基本方針については、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行後2年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは見直しを行う。本基本方針の見直しを踏まえ、分野別運用方針についても見直すなど、必要な措置を講じるものとする。

(別紙)

特定産業分野

- 1 介護業
- 2 ビルクリーニング業
- 3 素形材産業
- 4 産業機械製造業
- 5 電気・電子情報関連産業
- 6 建設業
- 7 造船・舶用工業
- 8 自動車整備業
- 9 航空業
- 10 宿泊業
- 11 農業
- 12 漁業
- 13 飲食料品製造業
- 14 外食業

上記分野ごとに入管法に基づく分野別運用方針を策定することとする。

分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野	介護	
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験（仮） 【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト（仮）等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験（仮）等
3 その他重要事項	従事する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護等（利用者的心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） <p>（注）訪問系サービスは対象外</p> <p style="text-align: right;">〔1 試験区分〕</p>
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

（注1）2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

（注2）2019年4月1日から制度の運用を開始予定

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について
(平成30年12月25日閣議決定)抄

標記について、別紙のとおり定める。

別紙1

介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

会

法務大臣
国家公安委員

外務大臣
厚生労働大臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)にのっとって、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」という。)を定める。

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)
介護分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項

(1)特定技能外国人受入れの趣旨・目的

介護分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

(2)生産性向上や国内人材確保のための取組等

介護人材確保に向けては、介護人材の待遇改善に加え、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上等、総合的な取組を進めており、2014年から2016年までにかけて、対前年比で平均6万人程度増加している。

(待遇改善)

介護人材の待遇改善については、これまでの合計で月額5万7,000円の改善に加え、2019年10月からは、「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月9日閣議決定)に基づき、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士に月額平均8万円相当の待遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、更なる待遇改善を行い、他産業と遜色のない賃金水準を目指している。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組については、介護ロボットやICTの活用による業務負担の軽減や職場環境の改善に引き続き取り組んでいるほか、組織マネジメント改革を推進するための「生産性向上ガイドライン」の策定を進めている。

(国内人材確保のための取組)

国内人材確保については、上記に加え、介護分野へのアクティブシニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及、介護福祉士を目指す学生への返済免除付きの奨学金制度の拡充、介護に関する魅力の発信等、介護人材確保に向けた取組を総合的に進めている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

介護分野の有効求人倍率は、近年一貫して上昇を続けており、2017年度においては3.64倍と、全平均の1.54倍と比較し、2ポイント以上高い水準にある。また、地域によって高齢化の状況等は異なっており、都道府県別の介護分野の有効求人倍率は、全都道府県においておおむね2倍以上の状況にある。

こうした状況の中、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の推計(2018年5月21日厚生労働省公表)では、2016年時点における人材数である約190万人に加え、2020年度末までには約26万人、2025年度末までには約55万人を追加で確保することが必要とされており、今後、年間平均6万人程度を確保していく必要がある。

介護人材確保に向けた総合的な取組を通じ、2014年から2016年までにかけては、対前年比で平均6万人程度増加しているが、近年増加数が減少傾向にあることに加え、今後、生産年齢人口が一層減少していくこと等も見込まれる中、年間平均6万人程度の国内介護人材の確保を引き続き進めていくことは困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できる即戦力の外国人を受け入れ、利用者が安心して必要なサービスを受けられる体制の確保を図ることが、高齢化の進展等に伴い、増大を続ける介護サービス需要に適切に対応するために必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

介護分野における向こう5年間の受入れ見込数は、最大6万人であり、これを向こう5年間の受入れの上限として運用する。

向こう5年間で30万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、介護ロボット、ICTの活用等による5年間で1%程度(2万人程度)の生産性向上及び待遇改善や高齢者、女性の就業促進等による追加的な国内人材の確保(22~23万人)を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験等に合格等した者又は介護分野の第2号技能実習を修了した者とする。

(1) 技能水準(試験区分)

- ア 「介護技能評価試験(仮称)」
- イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

(2) 日本語能力水準

- ア 「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験(仮称)」
- イ アに掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

4 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)とし、訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ア 事業所で受け入れができる1号特定技能外国人は、事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とすること。
- イ 特定技能所属機関は、厚生労働省が組織する「介護分野特定技能協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力をすること。

エ 特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(3)特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4)治安への影響を踏まえて講じる措置

厚生労働省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

国において、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」等、地域の実情に応じ都道府県が実施する介護人材確保の取組を支援する。

また、厚生労働省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日)

法務省
警察庁
外務省
厚生労働

省

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の4第1項の規定に基づき、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「運用方針」という。)を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1)「介護技能評価試験(仮称)」(運用方針3(1)ア関係)

ア 技能水準及び評価方法 (技能水準)

当該試験は、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語:現地語

実施主体:予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者

実施方法:コンピューター・ベースド・テスティング(CBT)方式

実施回数:国外:年おおむね6回程度

国内:未定

開始時期:平成31年4月予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国及び国内で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正を防止する措置を講じることができる試験実施団体を選定することで適正な実施が担保される。

(2)「介護福祉士養成施設修了」(運用方針3(1)イ関係)

(技能水準)

介護福祉士養成課程は、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、介護ニーズの多様化等に対応できる介護福祉士の養成を図るものであり、介護福祉士養成課程の修了者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3(1)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

(評価方法)

介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号から第3号までに基づき、教育内容等に関する一定の指定基準を満たす専修学校等を都道府県知事等が指定する仕組みとなっており、当該課程の修了者であることを卒業証明書等で確認・評価する。

(3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動(難民認定申請)」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1)「日本語能力判定テスト(仮称)」(運用方針3(2)ア関係)

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体:独立行政法人国際交流基金

実施方法:コンピューター・ベースド・テスティング(CBT)方式

実施回数:年おおむね6回程度、国外実施を予定

開始時期:平成31年4月から活用予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2)「日本語能力試験(N4以上)」(運用方針3(2)ア関係)

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体:独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法:マークシート方式

実施回数:国内外で実施。国外では80か国・地域・239都市で年おおむね1回から2回実施(平成29年度)

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3)「介護日本語評価試験(仮称)」(運用方針3(2)ア関係)

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

上記(1)又は(2)の試験により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することを確認の上、「介護日本語評価試験(仮称)」を通じ、介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力を確認する。

(評価方法)

実施主体:予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者

実施方法:コンピューター・ベースド・テスティング(CBT)方式

実施回数:国外:年おおむね6回程度

国内:未定

開始時期:平成31年4月予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国及び国内で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体を選定することで適正な実施が担保される。

(4)「介護福祉士養成施設修了」(運用方針3(2)イ関係)

(日本語能力水準)

介護福祉士養成施設については、留学に当たり、日本語教育機関で6か月以上の日本語の教育を受けたこと等が求められることに加え、入学後の2年以上の養成課程において450時間の介護実習のカリキュラムの修了が求められること等から、当該介護福祉士養成施設を修了した者は、運用方針3(2)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものとし、上記(1)又は(2)及び(3)の試験を免除する。

(評価方法)

介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までに基づき、教育内容等に関する一定の指定基準を満たす専修学校等を都道府県知事等が指定する仕組みとなっており、当該養成課程の修了者であることを卒業証明書等で確認・評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 介護分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1)介護分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から厚生労働省に提供)
- (2)有効求人倍率
- (3)介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数と実績値との対比等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1)厚生労働大臣は、上記1に掲げた指標の動向や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況について的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2)上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等)に付随的に従事することは差し支えない。

また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる施設とする。

2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

「介護職種・介護作業」の第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルとされる点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、介護業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験等を免除する。

3. 特定技能所属機関等に対して特に実施を求める支援

特定技能所属機関において、受け入れる1号特定技能外国人に対し、WEBコンテンツ等を活用した介護の日本語学習、介護の質の向上に向けた介護の研修受講を積極的に促す。

4. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

(1)「介護分野特定技能協議会(仮称)」(運用方針5(2)イ及びウ関係)

厚生労働省は、介護分野の特定技能所属機関、特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者により構成される「介護分野特定技能協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項について必要な協力を^{行う}。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

(2)厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力(運用方針5(2)エ関係)

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、必要な協力を^{行う}。

5. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、介護分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受け入れ・共生
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ 外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額211億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聞く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化・相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮）」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック（仮）」（11言語対応）の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受け入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るために地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

】 [17億円]

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、「アラート」の国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策・事件・事故・消費者トラブル・法律トラブル・人権問題・生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター（「188番」）、法テラス、人権擁護機関（8言語対応）、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 貸貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及（8言語対応）
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
- 日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参考枠））
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(注)予算額は3年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 企業に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ホットライン」の多言語対応（8言語対応）
- 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
- 國際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実

新たなる在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の励行

(2) 在留管理体制の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入在留管理体制の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

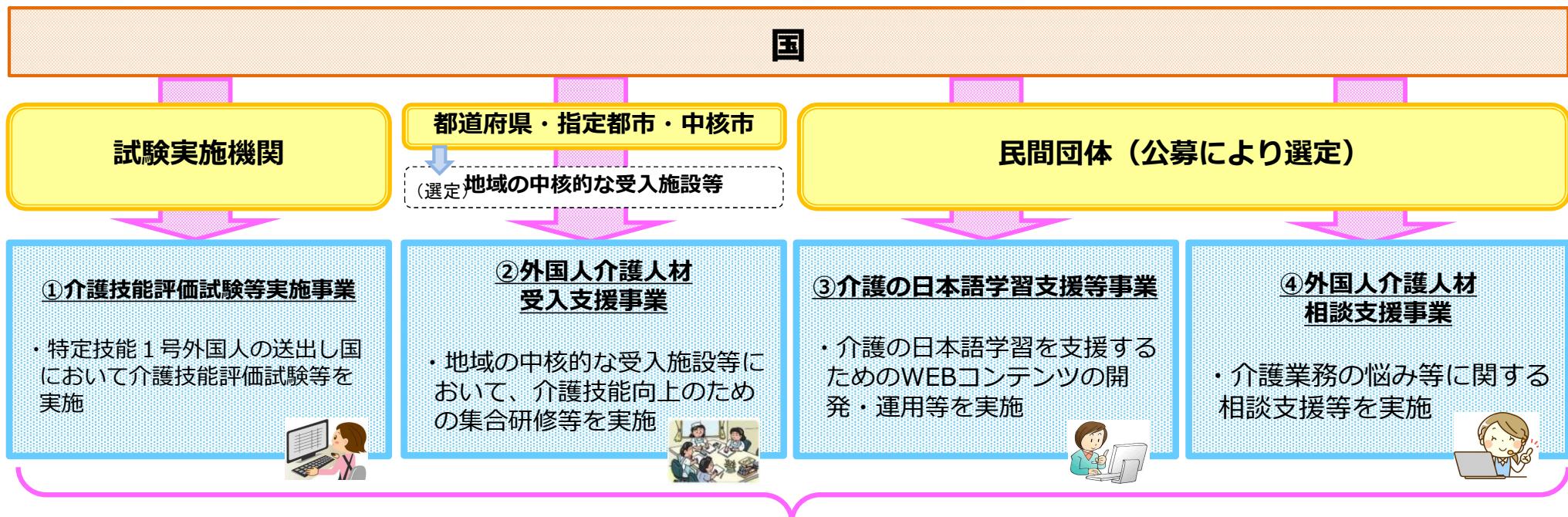
- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

新

「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ③ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



【補助率】 定額補助

外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【実施主体】 試験実施機関、都道府県(間接補助先:集合研修実施施設等) 等

【平成31年度予算額(案)】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）【抄】

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1)一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

①受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた待遇の改善等）を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

②政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習(3年)を修了した者については、上記試験等

を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④有為な外国人材の確保の方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等

の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。

(3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定期の濫用・誤用者対策等を推進する。